

原別村 東嶽村 野内村 西平内村 中平内村 東平内村 計

町村名	員定數	有權者	區會數	同議員數	有權者數	水利組合數	同議員數	有權者
原別村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
東嶽村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
野内村	六	九七	一	一	一	一	一	九七
西平内村	三	五三	一	一	一	一	一	五三
中平内村	六	八四	一	一	一	一	一	八四
東平内村	三	五三	一	一	一	一	一	五三
計	三〇四	一五、二五八	七	五	八	一	五	一五、二五八

齊藤萬兵衛 小笠原寅一郎  
木村貴三郎 東米三郎  
鈴木源吉 赤坂湯太郎  
木村清藏 熊谷勘兵衛  
森田盛健 木村敬三  
葛西要之助 鳴海節造  
赤平榮司

町村名 員定數 有權者 區會數 同議員數 有權者數 水利組合數 同議員數 有權者

町村名	員定數	有權者	區會數	同議員數	有權者數	水利組合數	同議員數	有權者
北村誠一	八	一〇八	一	一	一	一	一	一〇八
葛西麟平	三	四三	一	一	一	一	一	四三
嶋川一覺	三	四三	一	一	一	一	一	四三
清野彪一	三	四三	一	一	一	一	一	四三
櫻庭良五郎	三	四三	一	一	一	一	一	四三
七戸稜七郎	三	四三	一	一	一	一	一	四三
一戸才門四郎	三	四三	一	一	一	一	一	四三
工藤彌市	三	四三	一	一	一	一	一	四三
今作太郎	三	四三	一	一	一	一	一	四三
山谷省三	三	四三	一	一	一	一	一	四三
神谷久一	三	四三	一	一	一	一	一	四三
杉森秀一郎	三	四三	一	一	一	一	一	四三
西村孫兵衛	三	四三	一	一	一	一	一	四三
澤田忠治郎	三	四三	一	一	一	一	一	四三

長谷川哲郎 加福熊吉  
佐藤幸一郎 寺澤清平  
京谷傳平 菊地文五郎  
白取龜吉 大村七百吉  
神甚作 缺  
金子重之進 三橋富士助  
中野太左衛門 松橋鐵三郎

町村名 員定數 有權者 區會數 同議員數 有權者數 水利組合數 同議員數 有權者

町村名	員定數	有權者	區會數	同議員數	有權者數	水利組合數	同議員數	有權者
川除村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
精垣村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
館岡村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
車力村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
十計村	八	一〇四	一	一	一	一	一	一〇四
和徳村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
豊田村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
堀越村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
千越村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
駒越村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
岩木村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
相馬村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
東屋村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
西屋村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
藤代村	六	九七	一	一	一	一	一	九七
新和村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
大浦村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
船澤村	三	四三	一	一	一	一	一	四三
高杉村	三	四三	一	一	一	一	一	四三

佐々木正三 長内昂之進  
太田山藏 竹内九郎右衛門  
長内長五郎 尾野莊三  
三橋友吉 新岡一夫  
北澤武三郎 秋田谷常四郎  
加福善藏 永井莊兵衛

秘野村 三 七三  
 計 二〇 三、六八  
 外に岩木村に町村組合の一組合十五議員有権者四百六十二名  
 二 一  
 七 七  
 三〇 三〇  
 三 三  
 七 七  
 三三 三三

南津輕郡

町村名	町村會議員定數	有権者	區會數	同議員數	有権者數	水利組合數	同議員數	有権者	町村長	同助役
黑石町	八	一、四三	一	一	八	一	一	七〇	山田文彌	佐藤竹三郎
藤崎町	三	八五四	一	一	三	一	一	七〇	幸田健作	八木橋新太郎
石川町	八	一、〇五	一	一	八	一	一	七〇	成田忠正	小田桐岩太郎
大鰯町	八	一、二七五	一	一	八	一	一	七〇	山口武雄	嘉瀬周助
女鹿澤村	三	四八二	一	一	三	一	一	七〇	西塚富太郎	瀧谷克己
富木館村	三	四四四	一	一	三	一	一	七〇	高木重兵衛	鈴木七之助
野澤村	三	五六七	一	一	三	一	一	七〇	對馬政治郎	前田忠一
大杉村	三	四七七	一	一	三	一	一	七〇	工藤林之助	棟方明策
浪岡村	三	五五三	一	一	三	一	一	七〇	山内敏英	山内清四郎
五郷村	三	七五	一	一	三	一	一	七〇	長谷川宗一	成田良策
六郷村	三	八九五	一	一	三	一	一	七〇	宇野勇作	高田寛藏
十二里村	三	六〇二	一	一	三	一	一	七〇	清野千代吉	工藤岩太郎
常盤村	三	五〇三	一	一	三	一	一	七〇	佐々木磐根	鎌田徳太郎
光田寺村	三	六八一	一	一	三	一	一	七〇	中山喜代吉	鈴木静一
畑岡村	三	四九六	一	一	三	一	一	七〇	佐藤榮三	神榮三
田舎館村	三	九五九	一	一	三	一	一	七〇	工藤周吉	菊地峯一
中郷村	三	一、〇五三	一	一	三	一	一	七〇	對馬瑄太郎	工藤靖夫
山形村	三	一、一五	一	一	三	一	一	七〇	木村慶太郎	山本貞一郎
猿賀村	三	八二	一	一	三	一	一	七〇	清藤盛治	葛西又右衛門

町村名	町村會議員定數	有権者	區會數	同議員數	有権者數	水利組合數	同議員數	有権者	町村長	同助役
尾上村	三	六〇九	一	一	三	一	一	三五	西谷壽朗	岩淵豐太郎
金田村	三	六〇四	一	一	三	一	一	三五	松田操	小田切米吉
淺瀨石村	三	五九〇	一	一	三	一	一	三五	鳴海長左衛門	北山巖
大光寺村	三	八五〇	一	一	三	一	一	三五	工藤甚助	須々田孫右衛門
柏木村	三	八五〇	一	一	三	一	一	三五	岩淵清江	三浦政吉
竹居村	八	八四〇	二	二	八	一	一	三四	缺	三浦康司
町居村	三	三〇三	一	一	三	一	一	三四	大澤清造	今井才太郎
尾崎村	三	六八二	一	一	三	一	一	三四	齋藤義行	木村惣之助
藏館村	三	六八九	一	一	三	一	一	三四	水木吉右衛門	齋藤俊匡
碓ヶ關村	三	六六三	一	一	三	一	一	三四	櫻庭新助	藤本秀太郎
計	三六	三、一七五	七	七	三六	一	一	五、九一九		

女鹿澤村に町村組合議員數八、有権者四十八名  
柏木町村に學校組合あり議員は村會に於て復選を行ふ

北津輕郡

町村名	町村會議員定數	有権者	區會數	同議員數	有権者數	水利組合數	同議員數	有権者	町村長	同助役
尾上村	三	六〇九	一	一	三	一	一	三五	西谷壽朗	岩淵豐太郎
金田村	三	六〇四	一	一	三	一	一	三五	松田操	小田切米吉
淺瀨石村	三	五九〇	一	一	三	一	一	三五	鳴海長左衛門	北山巖
大光寺村	三	八五〇	一	一	三	一	一	三五	工藤甚助	須々田孫右衛門
柏木村	三	八五〇	一	一	三	一	一	三五	岩淵清江	三浦政吉
竹居村	八	八四〇	二	二	八	一	一	三四	缺	三浦康司
町居村	三	三〇三	一	一	三	一	一	三四	大澤清造	今井才太郎
尾崎村	三	六八二	一	一	三	一	一	三四	齋藤義行	木村惣之助
藏館村	三	六八九	一	一	三	一	一	三四	水木吉右衛門	齋藤俊匡
碓ヶ關村	三	六六三	一	一	三	一	一	三四	櫻庭新助	藤本秀太郎
計	三六	三、一七五	七	七	三六	一	一	五、九一九		

政治——最近の縣政界

中川村	三五	四五七	一	二〇	二五
三好村	三三	四九八	一	三〇	二五
七和村	三三	三〇三	一	三〇	二五
長橋村	三三	五七七	一	三〇	二五
松島村	三三	三〇七	一	三〇	二五
飯詰村	三三	四九九	一	三〇	二五
嘉瀬村	三三	八四三	一	三〇	二五
喜良市村	三三	三三三	一	三〇	二五
武田村	三三	七九七	一	三〇	二五
中里村	三三	七九七	一	三〇	二五
内湯村	三八	七六六	一	三〇	二五
相内村	三三	二六〇	一	三〇	二五
泊元村	三三	三九〇	一	三〇	二五
小計	二八四	一、八八〇	一	三〇	二五

榮村に學校組合一あり議員八名有權者二十四名

町村名	町村會議員定數	有權者	區會數	同議員數	有權者數	水利組合數	同議員數	有權者	町村長	同助役
野邊地町	二	二、四八	一	八	一三	一	五	二、六五九	石黒熊三郎	渡邊勝太郎
七戸町	二	一、七三	一	八	一三	一	五	二、六五九	藤島滿	金井鉦次郎
五本木町	六	一、九二五	一	八	一三	一	五	二、六五九	和田足也	土屋寛
横濱村	八	一、九二五	一	八	一三	一	五	二、六五九	杉山庄作	鈴木新作
天間林村	八	一、三七八	一	八	一三	一	五	二、六五九	千葉喜代壽	向中野寅吉
甲地村	八	一、二五	一	八	一三	一	五	二、六五九	澁川祐治	向井健治

浦野館村	八	一、二七	一	二	五二	一	三	三五	漆戸潔	渡邊勝太郎
大深内村	八	一、〇四一	一	二	三五	一	三	三五	小笠原貞治	成田喜三郎
法奥澤村	八	一、四一八	一	二	八四	一	三	三五	小笠原貞治	新井三郎
藤坂村	三	六六九	一	一	一	一	一	二〇	苦米地吉喜	小澤岩見
四和村	三	九二	一	一	一	一	一	二〇	工藤良太郎	大江純碩
六戸村	三	一、三五	一	一	一	一	一	二〇	吉田正次郎	田中莊七
百石村	三	九六	一	一	一	一	一	二〇	三浦元次郎	村井惣次郎
下田村	三	八六〇	一	一	一	一	一	二〇	袴田健三	柏崎孝一
五澤村	六	一、五五九	一	一	一	一	一	二〇	小比類卷要人	平出利根次郎
六ヶ所村	六	一、一九五	一	一	一	一	一	二〇	高田達也	阿部留吉

町村名	町村會議員定數	有權者	區會數	同議員數	有權者數	水利組合數	同議員數	有權者	町村長	同助役
四名部町	六	二、〇五一	一	一	一	一	一	九	熊谷力治	西山左武
川内町	六	一、二六六	一	一	一	一	一	九	坂部市太郎	岡田彦一
大湊村	六	九八	一	一	一	一	一	九	太田直藏	今勝吾
東通村	六	一、四九九	一	一	一	一	一	九	山本雄太郎	山本角次郎
大畑村	六	一、三五	一	一	一	一	一	九	瀨川忠夫	伊藤金治
風間浦村	三	六九三	一	一	一	一	一	九	佐々木正之助	高橋仁太郎
大奥村	三	八八三	一	一	一	一	一	九	相内滋	和田兵吉
佐井村	三	六八九	一	一	一	一	一	九	大嶋涉	小原久太郎
脇野澤村	三	五三	一	一	一	一	一	九	川岸謙吉	高松勘次郎
計	二三八	九、七六五	六	五	二、三三三	一	二〇	九		

〇三 戸 郡

町村名	町村會議員定數	有權者	區會數	同議員數	有權者數	水利組合數	同議員數	有權者
町村	三	三、七九二						
八戸町	二	一、六〇四						
三戸町	一	一、四三〇						
五戸町	一	一、三九二						
小中野町	二	二、二四四						
淡川町	三	四、九三						
是川村	三	九、六九						
大館村	三	八、〇八						
階上村	一	一、四四一						
館上村	一	一、二五〇						
上長苗代村	三	七、七三						
下長苗代村	三	六、四〇						
北川村	三	六、五七						
地引村	三	五、三四						
島守村	一	八、九八						
名久井村	一	一、二七六						
田部村	三	六、四四						
中澤村	三	八、六七						
留崎村	三	五、五四						
斗邊村	三	五、九八						
猿川村	三	五、九三						
田子村	一	一、〇九八						
關春茂	一	一、三〇						
關訪内剛人	一	一、二八						
田浦	一	一、二八						
中村榮吉	一	一、二八						
中村第吉	一	一、二八						
東政之助	一	一、二八						
中村熊壽	一	一、二八						
遠山景雄	一	一、二八						
柳澤豐吉	一	一、二八						
近藤喜衛	一	一、二八						
山内亮	一	一、二八						
村上岩次郎	一	一、二八						
川守田富彌	一	一、二八						
欠孫吉	一	一、二八						
坂弓矢	一	一、二八						
前田高房	一	一、二八						
岩山邦	一	一、二八						
稻垣大次郎	一	一、二八						
川守田大次郎	一	一、二八						
松原哲壽	一	一、二八						
井畑幸八	一	一、二八						
宇都宮直吉	一	一、二八						
北村雄三郎	一	一、二八						
坂本米太郎	一	一、二八						
倉館末吉	一	一、二八						
岩館松三	一	一、二八						
佐々木權造	一	一、二八						
缺	一	一、二八						
小笠原忠太郎	一	一、二八						
戶來金吾	一	一、二八						
田島市太郎	一	一、二八						
鈴木源一	一	一、二八						
中村三之助	一	一、二八						

向上郷	三	七、七七						
川内村	三	七、七三						
市川村	三	六、三〇						
倉石村	三	七、九二						
戸來村	三	七、九二						
野澤村	三	七、九二						
淺田村	三	七、九二						
豐計村	三	七、九二						
神秀四郎	一	一、二八						
後藤榮次郎	一	一、二八						
村木常春	一	一、二八						
豐川彌之助	一	一、二八						
鈴木清施	一	一、二八						
久保藤一郎	一	一、二八						
佐々木傳次郎	一	一、二八						
田島明納	一	一、二八						
淺石英太郎	一	一、二八						
三浦芳雄	一	一、二八						

青森縣町村長會會則

第一條 本會は青森縣町村長會と稱し縣下町村長を以て組織す。  
 第二條 本會は町村行政に關する諸般の事項を研究協議し自治の振興發展に資するを以て目的とす。  
 第三條 前條の目的を達成するに便ならしむる爲め各郡に分會を設置す。  
 第四條 本會事務所は青森縣廳内に置く。  
 第五條 本會の會議は總會臨時總會とす。通常總會は毎年一回臨時總會は必要に應じ之を開くものとす。  
 第六條 本會に左の役員を置く。

政治——最近の縣政界

會長一名、副會長二名、評議員十六名分會長八名、會長は會員中より總會に於て之を選挙す、評議員及分會長は其郡内會員中より互選を以て之を定む會長副會長評議員及分會長任期二年とす  
 第七條 本會に顧問を置く顧問は地方自治に特別の關係ある者又は學識經驗ある者より總會に於て之を推薦す。  
 會長副會長故障あるときは顧問に於て其の職務を代理す。  
 第八條 會長は本會を代表し會務を總理し會議の議決を執行し會議の議となる總會に於て決議すべき事件左の如し。  
 一、歳入出豫算を定むる事二、決議報

告を認定すること三、本會の事業に關すること四、官廳に對し意見を上申すること。  
 評議員會に於て議決すべき事件左の如し。  
 一、總會より委託せられたる事項  
 二、臨時緊急を要する事項  
 第九條 本會に囑託又は書記を置き會長之を囑託又は命免す。  
 第十條 囑託及書記は會長の命を承け庶務及會計に従事す。(中略)  
 第十一條 本會に於て爲すべき事業の概目左の如し。  
 一、地方行政事務の研究發表二、講習講話三、視察員派遣。(以下略)

行政

内閣

明治二十二年一二月勅令第一三五號

- 一内閣は國務各大臣を以て組織す。
- 一内閣總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す。
- 一内閣總理大臣は須要と認めるときは行政各部の處分又は命令を中止せしめ勅裁を待つことを得。
- 一内閣總理大臣は其の職權又は特別の委任に依り閣令を發することを得。
- 一内閣總理大臣は所管の事務に付警視總監北海道廳長官及府縣知事を指揮監督す若し其の命令又は處分の成規に違ひ、公益を害し又は權限を犯すものありと認むる

ときは之を停止し又は取消すことを得

- 一、法律案及豫算決算案
  - 二、外國條約及重要なる國際條件
  - 三、官制又は規則及法律施行に係る勅令
  - 四、諸省の間主權限の爭議
  - 五、天皇より下附せられ又は帝國議會より送致する人民の請願
  - 六、豫算外の支出
  - 七、勅任官及地方長官の任命及進退
- 其の他各省主任の事務に就き高等行政に關係し事務稍重き者は總て閣議を経べし
- 一内閣總理大臣故障あるときは他の大臣臨時命を承けて其の事務を代理すべし。
- 一各省大臣故障あるときは地の大臣臨時攝任し又は命を承け其事務を管理すべし。

各省通則

大臣 各省大臣は主任の事務に付其責に任ずると共に國務大臣として天皇輔弼の責に任ず。

政務次官 各省一人大臣を輔け政務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理す。

事務次官 各省一人省務を整理し各局事務を監督す。

參事官 各省一人大臣の命を承け帝國議會との交渉事項其の他政務に參與す。

局長 局長は大臣の命を承け其主務を掌理し局中各課事務を指揮監督す。

歴代内閣一覽表

考 左表中●印は兼任、▲印は臨時、○印は農林大臣である

成立	總理大臣	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣	鐵道大臣
----	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------

明治	伊藤 博文 井上 馨 伊藤 博文	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
一、二、三	伊藤 博文 井上 馨 伊藤 博文	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
二、四、一〇	黒田 清隆 大隈 重信 三條 實美	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、五、六	松方 正義 榎本 武揚 品川 彌二郎	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、一、二	伊藤 博文 西 德二郎 芳川 顯正	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、六、二	大隈 重信 板垣 退助 松田 正久	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、一、八	山縣 有朋 青木 周藏 西郷 從道	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、九、八	松方 正義 大隈 重信 榎本 武揚	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、八、八	伊藤 博文 西郷 從道 芳川 顯正	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、二、一	大隈 重信 板垣 退助 松田 正久	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、一、一	伊藤 博文 西 德二郎 芳川 顯正	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖
三、二、二	山縣 有朋 青木 周藏 西郷 從道	山縣 有朋 松方 正義 大山 巖	西郷 從道 山田 顯義 森 有禮	谷 干城 山縣 有朋 松方 正義	久 元 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖	土 方 松方 正義 大山 巖

三、〇九、伊藤博文 ▲西園寺公望	三、〇六、二桂太郎 曾禰荒助 小村壽太郎 小村壽太郎 桂太郎 小村壽太郎 芳川源太郎 清浦奎吾	三、〇一、七西園寺公望 加藤高明 西園寺公望 林公望	四、七、四桂太郎 寺内正毅 小村壽太郎	四、八、三西園寺公望 林公望	大正元年 三月三日 桂太郎 加藤高明	二、二、〇山本權兵衛 加藤高明 大隈重信 石井菊次郎 寺内正毅 後藤新平	五、一〇、九寺内正毅 寺内正毅 後藤新平	七、九、元原内田康哉 内田康哉
高木末松 謙澄 ▲西園寺公望	忠勝曾禰 荒助 兒玉源太郎 寺内正毅	敬阪谷芳郎 松田正久 寺内正毅	東助桂太郎 寺内正毅	敬山本達雄 石本勇作 新六齋藤	大浦兼武 若槻禮次郎 木越安綱 楠瀨幸齋 岡市之助 大島健一	敬高橋是清 若槻禮次郎 武富時敏 大島健一	後藤新平 井上準之助 田中義一 財部彪	内田康哉 康哉 水野鍊太郎 市來乙彦 山梨半造 加藤友三郎 財部彪
▲西園寺公望 桂兒玉源太郎 山本權兵衛 金子堅太郎 松田正久 林有造 原星敬亨	波多野敬直 兒玉源太郎 久保田源太郎 桂太郎	千松田正久 ▲西園寺公望 牧野伸顯	實岡部長職 小松原英太郎	實松田正久 長谷場純孝 牧野伸顯	實松田正久 致柴田家門 仲小路廉 後藤新平	實松田正久 致柴田家門 仲小路廉 後藤新平	平沼騏一郎 岡野敬次郎 岡野敬次郎 健次郎	大木遠吉 中橋德五郎 山本達雄 野田卯太郎 元田肇

一〇、一、三高橋是清 内田康哉 床次竹次郎 高橋是清 山梨半造 加藤友三郎 大木遠吉 中橋德五郎 山本達雄 野田卯太郎 元田肇	二、六、三加藤友三郎 内田康哉 水野鍊太郎 市來乙彦 山梨半造 加藤友三郎 岡野敬次郎 鎌田榮吉 荒井賢太郎 前田利定 大木遠吉	三、九、二山本權兵衛 山本權兵衛 伊集院彦吉 後藤新平 井上準之助 田中義一 財部彪	三、一、七清浦奎吾 松井慶四郎 水野鍊太郎 勝田主計 宇垣一成 村上格一 鈴木喜三郎 江木千之 前田利定 藤村義朗 小松謙次郎	三、六、二加藤高明 幣原喜重郎 若槻禮次郎 濱口雄幸 宇垣一成 財部彪 濱田千之助 岡田良平 高橋是清 大養毅 謙藏	四、八、二加藤高明 幣原喜重郎 若槻禮次郎 濱口雄幸 宇垣一成 財部彪 江木良平	五、一、三若槻禮次郎 幣原喜重郎 若槻禮次郎 濱口雄幸 片岡直温 早速直温 安達謙藏 仙石貢	昭和 二、四、一〇 田中義一 田中義一 鈴木喜三郎 高橋是清 白川義則 岡田啓介 嘉道三土忠造 水野鍊太郎 中橋德五郎 久原房之助 望月圭介 小川平吉
---	--	--	---	--	--	---	--

國務大臣  
内閣 總理 田中 義一  
内務 望月 圭介  
陸軍 白川 義則  
司法 原 嘉道

外務 田中 義一  
農林 山本 梯二郎  
商工 中橋 德五郎  
山崎 達之輔  
東 武 吉植 庄一郎

海軍 岡田 啓介  
鐵道 小川 平吉  
廣岡 宇一郎  
上 桂 安太郎

文部 勝田 主計  
竹内 友治郎  
内田 信也  
濱田 國松  
烟 英太郎  
大角 岑生  
小原 直

政務次官  
秋田 清  
喜六 吉田 茂  
潮 惠之輔  
黑田 英雄

栗屋 謙 阿部 壽準 四條 隆英  
 桑山 鐵男 八田 嘉明  
 内閣書記官長 鳩山一郎

親任官俸給制

年俸一萬二千圓内閣總理大臣  
 年俸八千圓宮内大臣、内大臣、外務大臣、  
 内務大臣、大藏大臣、陸軍大臣、海軍大  
 臣、司法大臣、文部大臣、農林大臣、商  
 工大臣、逓信大臣、鐵道大臣、朝鮮總督  
 年俸七千五百圓陸軍大將、海軍大將、樞密  
 院議長、特命全權大使、大審院長、檢事  
 總長、臺灣總督、關東長官、會計検査院  
 長、行政裁判所長官、  
 年俸七千圓侍從長、式部長官、宗秩寮總裁  
 樞密院副議長、朝鮮總督府政務總監  
 年俸六千五百圓樞密顧問官

官等俸給

高等文官々々等  
 勅任  
 知事 二 等  
 一 等  
 奏任  
 三等 四等 五等 六等 七等 八等  
 書記官 地方事務官 警察官 視官  
 地方法務官 地方事務官 地方警務官 地方警務官  
 知事 書記官 地方事務官 警察官 視官

高等文官俸給 (年俸單位百圓)

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一〇級	一一級	一二級
知事	一〇五	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇
書記官	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五
地方法務官	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五
地方警務官	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五
地方警務視	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五

師範學校長

判任文官々々等	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
特別俸	三五	三〇	二五	二〇	一五	一〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇
一級俸	三〇	二五	二〇	一五	一〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五
二級俸	二五	二〇	一五	一〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇
判任文官俸級 (月俸單位圓)	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五

公立學校奉任待遇職員官等

學 校	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等			
師範學校	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
中學校	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
高等女學校	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
實業學校	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
公立學校奉任待遇職員俸給 (年俸單位百圓)	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一〇級	一一級	一二級
校長	三〇	二五	二〇	一五	一〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五
教諭	二五	二〇	一五	一〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇	〇五	〇〇
公立學校奉任待遇職員官等	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五

助教諭	三二	二〇	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九
舍監	三二	二〇	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九
婦書記	三二	二〇	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九
小學校教員俸給 (月俸單位圓)	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五
職名	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上
本科正教員	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五
專科正教員	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇
准教員	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三五
代用教員	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三五	三〇

縣政

本縣管轄の沿革

舊幕府時代に於ては東津輕郡東平内村狩場  
 澤を境として東部は南部領、西部は津輕領  
 に分れ、南部領内には八戸、七戸の支藩、  
 又津輕領内には黒石の支藩があつたが慶應  
 三年政權が奉還され王政維新となるや、明  
 治元年十二月に陸奥國を磐城、岩代、陸前  
 陸中、陸奥の五ヶ國に分けた當時の陸奥は

二戸、三戸、北(今の上北、下北兩郡)津輕の四郡に分れて居つた。明治二年新に藩政が布かるるや地方は五藩に分管せらる、即ち同年六月には弘前、七戸、八戸の三藩が置かれ、八月には黒石藩十一月には斗南藩が置かれた、その後明治四年七月廢藩置縣が行はれたけれども其の所管上には異動がなかつた、然し同年九月縣の廢合が行はれ七戸、八戸、黒石、斗南の諸藩は弘前縣に併合せられ、同月二十二日縣廳を青森に移轉するや青森縣と改稱し十一月更に新府縣官制布かるるや新官制に依る青森縣を置くこととなり後ち多少管地の變更が行はれて今日に至る。

現在知事部長並に課長

知事 吉村 哲三  
内務部長(書記官) 石垣 倉治  
警察部長(書記官) 松枝 角二  
學務部長(書記官) 上田 一郎  
官房主事(地方事務官) 眞崎 長年  
地方課長(兼任) 眞崎 長年  
庶務課長(地方事務官) 木戸欽三郎  
農務課長(地方事務官) 王野代治郎  
商工水産課長(地方事務官) 佐藤太治右衛門

土木課長(地方技師) 大石 巖  
耕地課長(地方技師) 山田 稔  
會計課長(屬) 菊地 壽與  
教育課長(學務部長兼任) 上田 一郎  
社事兵事課長(地方事務官) 金澤 退郎  
社會課長(屬) 鈴木 忠直  
秘書課長(屬) 小山内彌次郎  
文書課長(屬) 戸田 恭一  
統計課長(屬) 高木廷次郎  
高等課長(警部) 秋元金之助  
特別高等課長(地方警視) 谷口 明三  
保安課長(地方警視) 松田 芳助  
警務課長(警部) 伊藤勝次郎  
刑事課長(警部) 芳賀左一郎  
衛生課長(地方技師) 高崎 壽市

置縣以來長官部長一覽表

大石 巖 明治十五年一月より  
山田 稔 同 十六年十二月より  
菊地 壽與 同 十九年七月より  
上田 一郎 同 二十二年十二月より  
金澤 退郎 同 二十九年八月より  
鈴木 忠直 同 三十年十一月より  
小山内彌次郎 同 三十二年一月より  
戸田 恭一 同 三十四年四月より  
高木廷次郎 同 三十七年四月より  
秋元金之助 同 三十七年十一月より  
谷口 明三 同 四十一年六月より  
松田 芳助 同 大正二年六月より  
伊藤勝次郎 同 三年四月より  
芳賀左一郎 同 六年一月より  
高崎 壽市 同 七年十月より  
同 八年四月より  
同 十年三月より  
同 十年九月より  
野田 裕通 同 十二年十月より  
菱田 重禧 同 十三年六月より  
北代 正臣 同 十三年六月より  
池田 種徳 同 十四年九月より  
鹽谷 良翰 同 十五年九月より  
北代 正臣 同 昭和二年五月より  
山田 秀典 同 昭和二年十一月より

内務部長

明治四年十一月より 野田 裕通  
同 六年一月より 園田 忠苗  
同 六年八月より 那須 均  
同 七年六月より 飲田 恒男  
同 十年一月より 郷田 兼徳  
同 十五年三月より 赤川 賢助  
同 十五年十一月より 小柴 景起  
同 十六年十二月より 古莊 嘉門  
同 十九年一月より 前田 利充  
同 十九年二月より 森 照治  
同 十九年八月より 松澤 光憲  
同 二十五年三月より 島田 兵太  
同 二十七年九月より 戸田恒太郎  
同 三十年四月より 山田新一郎  
同 三十一年八月より 岡 喜七郎  
同 三十一年十一月より 脇本 彬  
同 三十五年三月より 高橋要次郎  
同 三十八年四月より 小原 新三  
同 四十年九月より 横山 三郎  
同 四十一年十二月より 萩井敬太郎  
同 四十二年十月より 岩井敬太郎  
同 四十二年七月より 名尾 良辰  
同 四十二年七月より 兒玉 孝顯  
同 七年一月より

警察部長

大正九年九月より 鯉沼 巖  
同 十年十月より 佐藤 復三  
同 十三年三月より 小柳 牧衛  
同 十三年六月より 宮本貞三郎  
同 十一年十月より 石川芳太郎  
同 十二年十月より 石垣 倉治  
同 十三年七月より 遠藤 庸吉  
同 昭和二年五月より 岩重 巖  
同 大正十四年五月より 小原 信近  
同 十五年五月より 有田 義資  
同 昭和二年五月より 増水 洋吉  
同 三年七月より 大野 右仲  
同 弘前藩 鈴木 清聰  
同 黒石藩 山田 幹  
同 津輕藩 藤崎 虎二  
同 南信藩 松本 時正  
同 南信藩 仲大路正雄  
同 南信藩 吉留 寛夫  
同 南信藩 永田 龜作  
同 南信藩 大味久五郎  
同 南信藩 道岡 秀彦  
同 南信藩 龜井 光政  
同 南信藩 後藤 文夫

歴代縣廳幹部の現在

(大正元年以後) 氏名 退轉任時 現在の状況



- 田中 武雄 三、四、六 死亡
- 小濱松次郎 六、一、七 鹿兒島市在住
- 川村 竹治 七、一〇、三 臺灣總督
- 澤田 牛麿 八、四、八 北海道廳長官
- 道岡 秀彦 一〇、三、九 死亡
- 春藤 嘉平 一〇、九、六 東京市在住
- 尾崎勇次郎 三、一〇、三 新潟縣知事
- 馬場 一衛 三、六、六 門司市長
- 維方惟一郎 三、六、二 東京市在住
- 松原權四郎 四、九、六 京都市在住
- 遠藤 柳作 五、九、六 衆議院議員
- 小柳 牧衛 二、五、七 横濱在住
- 森岡 二郎 二、二、七 茨城縣知事
- 吉村 哲三 現本縣知事
- 內務部長
- 萩 亮 二、六、三 死亡
- 岩井敬太郎 四、一、八 大牟田市長
- 名尾 良辰 七、一、四 埼玉縣在住
- 兒玉 孝顯 九、九、四 大阪警務局長
- 鯉沼 巖 一〇、一〇、七 秋田縣知事
- 佐藤 復三 三、三、三 東京市在住
- 小柳 牧衛 三、六、三 横濱在住
- 宮本貞三郎 三、三、九 京都府出張所書記官
- 石川芳太郎 二、五、七 北海道廳警察部長
- 石垣 倉治 現本縣內務部長

- 警察部長
- 道岡 秀彦 元、三、六 死亡
- 龜井 光政 二、六、三 東京在住
- 後藤 文夫 三、四、六 東京在住
- 市川 草 七、一、四 死亡
- 原田 惟織 八、四、九 三重縣知事
- 岡 正雄 一〇、六、三 東京市外大森新井宿
- 森岡 二郎 二、一〇、六 茨城縣知事
- 石田 馨 三、一〇、七 京都府內務部長
- 鈴木 茂 三、七、三 千葉縣內務部長
- 松島 源藏 二、五、七 鹿兒島縣警察部長
- 松枝 角二 現本縣警察部長
- 學務部長
- 鹿野 宏 一五、五、三 成鏡南道警察部長
- 辻野 三郎 二、五、七 福井縣警察部長
- 關 壯二 三、七、四 沖繩縣警察部長
- 上田 一郎 現本縣學務部長

- 機密文書に關する事項
- 官吏職員の勤怠、進退、賞罰及身分に關する事項
- 敘位、敘勳に關する事項
- 官吏職員の恩給及賜金に關する事項
- 官印、縣印の管守に關する事項
- 褒賞に關する事項
- 廳規及儀式に關する事項
- 官吏の定員に關する事項
- 當直に關する事項
- 文書課
- 文書物品の收受發送に關する事項
- 文書の淨寫印刷に關する事項
- 文書の記録編纂及保存に關する事項
- 縣報發行に關する事項
- 官報報告に關する事項
- 縣令規編纂に關する事項
- 未決事件の調査に關する事項
- 統計課
- 縣統計書編纂に關する事項
- 人口統計に關する事項
- 農林、商工兩省に關する事項
- 學事年報に關する事項
- 土木統計に關する事項

各課の組織及事務分掌

(知事官房) 秘書課、文書課、統計課を置き左の事務を分掌す。

秘書課

- 御眞影に關する事項
- 行幸行啓に關する事項

- 一、洪灣統計に關する事項
- 一、國勢調査に關する事項
- 一、失業統計に關する事項
- 一、勞働調査に關する事項
- 一、家計調査に關する事項
- (內務部) 地方課、庶務課、土木課、農務課、商工水産課、耕地課、會計課を置き左の事を分掌す。

地方課

- 一、議員選舉に關する事項
- 一、市町村及水利組合の行政監督に關する事項
- 一、市町村の境界變更及廢置分合に關する事項

庶務課

- 一、民籍に關する事項
- 一、他部課の主管に屬せざる事項

農務課

- 一、縣歲入歳出豫算に關する事項
- 一、縣會及縣參事會に關する事項
- 一、縣有財産に關する事項
- 一、縣稅の賦課徵收及稅外收入に關する事項
- 一、其他縣經濟に關する事項

土木課

- 一、道路、橋梁、河川、港灣に關する事項

- 一、公共團體の土木工事監督に關する事項
- 一、土木費補助に關する事項
- 一、水の使用に關する事項
- 一、軌道、索道及鐵道に關する事項
- 一、國有土地水面に屬する土石竹木其他生産物に關する事項
- 一、國有地に關する事項
- 一、民有地の寄附受領に關する事項
- 一、縣經濟に屬する土地管理に關する事項
- 一、公園地に關する事項
- 一、土地收用に關する事項
- 一、郵便、電信、電話其他交通に關する事項
- 航路標識に關する事項
- 一、建築工事に關する事項
- 一、營造物の管理に關する事項
- 其他土木に關する事項
- 農務課
- 一、獻穀に關する事項
- 一、氣象觀測に關する事項
- 一、農事試驗に關する事項
- 一、自作農創設維持に關する事項
- 一、小作に關する事項
- 一、穀物及農工品検査に關する事項
- 一、植物病菌及害蟲驅除豫防に關する事項

- 一、肥料に關する事項
- 一、農會に關する事項
- 一、蠶種養蠶及製糸に關する事項
- 一、家畜家禽に關する事項
- 一、馬匹去勢に關する事項
- 一、獸醫蹄鐵工に關する事項
- 一、畜牛結核病豫防に關する事項
- 一、競馬に關する事項
- 一、林野及林産物に關する事項
- 一、模範林及縣行造林に關する事項
- 一、保安林に關する事項
- 一、地方森林會に關する事項
- 一、鐵業に關する事項
- 一、他課に屬せざる産業に關する事項
- 商工水産課
- 一、商業會議所に關する事項
- 一、銀行其他金融業に關する事項
- 一、貿易に關する事項
- 一、保險に關する事項
- 一、軍需工業動員に關する事項
- 一、特許意匠商標實用新案に關する事項
- 一、度量衡に關する事項
- 一、博覽會、共進會、品評會に關する事項
- 一、物産紹介に關する事項
- 一、工業試驗に關する事項

- 市場開設に關する事項
- 水産試験に關する事項
- 漁業免許及登録に關する事項
- 水産會に關する事項
- 船舶海員に關する事項
- 産業組合に關する事項
- 農業倉庫に關する事項
- 副業に關する事項
- 耕地課
  - 耕地整理に關する事項
  - 開墾助成に關する事項
  - 用排水幹線改良に關する事項
  - 開墾地移住に關する事項
  - 土地利用に關する事項
  - 耕地整理事業に依る國有地處分に關する事項
  - 耕地整理に伴ふ大字區域變更及名稱に關する事項
  - 其他耕地整理に關する事項
- 會計課
  - 國庫歳入歳出の豫算決算及其の收支に關する事項
  - 國庫歳入歳出外の出納に關する事項
  - 家祿賞典祿處分に關する事項
  - 廳中取締に關する事項
  - 電話交換手巡視給仕小使に關する事項

- 廳内外掃除に關する事項
- 里程證明に關する事項
- 縣稅及稅外收入其他特別會計の收支出納に關する事項
- 縣金庫に關する事項
- 縣歳入歳出の決算に關する事項
- 物品會計に關する事項
- 在庫の現金國債證書擔保品に關する事項
- 其他の出納に關する事項
- 教育課
  - (學務部)教育課、社寺兵事課、社會課を置き左の事務を分掌す。
    - 學校御下賜の御眞影竝に勅語謄本に關する事項
    - 學校幼稚園に關する事項
    - 學校幼稚園職員の勤怠進退賞罰身分恩給其他賜金に關する事項
    - 學事視察に關する事項
    - 教員檢定及免許狀に關する事項
    - 官立學校入學に關する事項
    - 學事會に關する事項
    - 學校資金に關する事項
    - 育英に關する事項
    - 其他學事に關する事項

- 社寺兵事課
  - 徵兵に關する事項
  - 召集及徵發に關する事項
  - 陸海軍生徒及志願兵に關する事項
  - 兵事團體に關する事項
  - 神社寺院佛堂及教會議社に關する事項
  - 神職僧侶の進退賞罰に關する事項
  - 戰死者墳墓の管理に關する事項
  - 史蹟名勝天然記念物に關する事項
  - 特別保護建造物國寶指定に關する事項
  - 其他社寺兵事に關する事項
- 社會課
  - 軍事救護に關する事項
  - 旅行病人行旅死亡人取扱費に關する事項
  - 罹災救助基金に關する事項
  - 慈善救濟資金に關する事項
  - 恤救規則に依る救恤に關する事項
  - 感化救濟慈善に關する事項
  - 移殖民に關する事項
  - 住宅資金に關する事項
  - 青年團處女會に關する事項
  - 青年訓練所に關する事項
  - 補習及通俗教育に關する事項
  - 圖書館に關する事項

- 圖書館職員の勤怠進退賞罰恩給其他賜金に關する事項
- 其他社會事業及社會教育に關する事項
- (警察部)高等課、特別高等課、警務課、保安課、刑事課、衛生課を置き左の事項を分掌す。

高等課

- 集會結社及多衆運動に關する事項
- 議員選舉の取締に關する事項
- 新聞紙、雜誌及出版物に關する事項
- 御肖像御紋章に關する事項
- 著作權に關する事項
- 特別高等課
  - 勞働運動に關する事項
  - 思想問題に關する事項
  - 農民運動に關する事項
  - 外國人の保護取締に關する事項
  - 外國船舶の取締に關する事項
  - 外國人勞働許可に關する事項
  - 移民及海外渡航に關する事項
- 警務課
  - 警察官署派出所及駐在所の廢置變更並警察區劃巡查受持區域及監督區域に關する事項
  - 警察職員の勤怠進退賞罰配置其他身

- 分に關する事項
  - 警察巡閱に關する事項
  - 警衛警備及召集に關する事項
  - 警察諸規畫に關する事項
  - 警察會議に關する事項
  - 警察賞典に關する事項
  - 警部補巡查の恩給其他諸給與に關する事項
  - 警察費の會計に關する事項
  - 文書物品の收受發送及編纂保存に關する事項
  - 請願巡查に關する事項
  - 警選戸口調査に關する事項
  - 警察職員の名簿履歷に關する事項
  - 警察職員の進級試験に關する事項
  - 禮式服裝點檢訓練其他紀律に關する事項
  - 巡查教習に關する事項
  - 巡查募集及採用試験に關する事項
  - 警察の沿革誌編輯に關する事項
  - 警察統計及警察報に關する事項
  - 警察部に屬する備人に關する事項
  - 當直並に部内取締に關する事項
  - 警察共濟組合に關する事項
  - 警察電話に關する事項

保安課

- 各課の所管に屬せざる事項
  - 計量取締に關する事項
  - 行政執行法施行に關する事項
  - 變死傷者に關する事項
  - 銃砲火藥類爆發物、煙火、射的、刀劍其他危險物取締に關する事項
  - 電氣及瓦斯事業取締に關する事項
  - 汽罐、汽機其他原動機取締に關する事項
  - 畜犬及野犬の取締に關する事項
  - 工場法並に工業勞働者最低年齡法施行に關する事項
  - 一般工場取締に關する事項
  - 災害警防に關する事項
  - 勞働者及漁夫募集に關する事項
  - 遺失物、漂流物、埋藏物に關する事項
  - 建築警察に關する事項
  - 諸營業取締に關する事項
  - 祭典佛事其他雜查取締に關する事項
  - 寄附金募集取締に關する事項
  - 碑表、形像物、廣告物の取締に關する事項
  - 興行取締に關する事項
  - 活動寫眞檢閱及技士説明者の試験に

- 關する事項
- 一、鏡泉温泉に關する事項
  - 一、風俗取締に關する事項
  - 一、禁厭、祈禱及催眠術取締に關する事項
  - 一、流材及土砂石採取取締に關する事項
  - 一、森林警察に關する事項
  - 一、狩獵及漁業取締に關する事項
  - 一、道路、河川、港灣、船舶其他交通に關する事項
  - 一、自動車並に運轉手試験に關する事項
  - 一、荷馬車其他車輛取締に關する事項
  - 一、精神病者監護に關する事項
  - 一、家出人、瘋癲、棄兒、迷子、行旅病人等搜索救護に關する事項
  - 一、出獄人保護に關する事項
  - 一、乞食浮浪者取締に關する事項
  - 一、市場取締に關する事項
  - 一、射伴行爲取締に關する事項
  - 一、其他一般保安警察に關する事項

- 一、偽造變造模造貨幣に關する事項
  - 一、拘留科料に關する事項
  - 一、囚人刑事被告人護送及留置に關する事項
  - 一、檢視、檢證に關する事項
  - 一、刑事視察人及不良少年に關する事項
  - 一、起訴中止、刑の執行猶豫及刑の執行停止に關する事項
  - 一、微罪釋放に關する事項
  - 一、司法統計に關する事項
  - 一、其他一般司法警察に關する事項
- 衛生課
- 一、衛生諸組合に關する事項
  - 一、病院及病舎に關する事項
  - 一、傳染病地方病流行病種痘に關する事項
  - 一、醫師、齒科醫師、藥劑師及醫師會、齒科醫師會、藥劑師會に關する事項
  - 一、產婆看護婦鍼灸術按摩術接骨に關する事項
  - 一、保險衛生調査に關する事項
  - 一、衛生試験に關する事項

- 一、藥品毒物劇物賣藥藥湯鏡泉賣藥部外品に關する事項
- 一、牛乳、山羊乳、製水飲料水、屠肉賣肉に關する事項
- 一、病死體解剖死體保存に關する事項
- 一、墓地火葬場斃獸捨場共同塵捨場及糞產穢物埋納所に關する事項
- 一、飲食物並に飲食器具玩弄物著色料に關する事項
- 一、上水、下水道に關する事項
- 一、中毒狂大病に關する事項
- 一、娼妓其他健康診斷に關する事項
- 一、理髮營業取締に關する事項
- 一、消毒及清潔保存に關する事項
- 一、獸疫豫防に關する事項
- 一、癩瘰防に關する事項
- 一、保養院に關する事項
- 一、結核及トラホームに關する事項
- 一、檢疫に關する事項
- 一、恩賜財團濟生會に關する事項
- 一、衛生統計に關する事項
- 一、其他衛生取締に關する事項

其他官公衙主要團體

名	所在地	長或は代表者
青森縣工業試驗場	弘前市	長或は代表者 三谷 美種
青森縣農事試驗場	南郡黒石町	中村 胖
同 農事試驗場五戸分場	三戸郡五戸町	川村 遙
同 種畜場	上北郡七戸町	岩朝 庄作

行政—縣政

青森縣水産試驗場	三戸郡湊町	新宅 定一
同 穀物藥—品検査所	青森市	泉 互
同 蠶業取締所	青森市	佐藤良太郎
同 蠶業試驗所	上北郡七戸町	高須 兵司
青森測 所	青森市	猪狩 重光
青森縣圖書館	青森市	福士 百衛
青森病院	青森市	鈴木 三伯
北部保養院	東郡新城村	中條 資俊
鮫梁港事務所	三戸郡鮫村	泉 松太郎
青森學園	東郡新城村	石川 幸藏
蠶業取締所七戸支所	上北郡七戸町	伊藤留三郎
同 三戸支所	三戸郡三戸町	川井圓次郎
同 弘前支所	弘前市	鈴木 春雄
同 青森支所	青森市	名須川甲子郎
奥羽種馬牧場	上北郡七戸町	坂 常三郎
青森種馬所	同野邊地町	清水 清
東北帝國大學附屬臨海實驗所	東郡野内村	畑井新喜司
帝國林野管理局野邊地出張所	上北郡野邊地町	佐々木恒三郎
青森種鶏場	青森市外	長尾 秋雄
健康保險署	青森市	大久保倭一
内務省土木出張所	北郡五所川原町	大久保清長
岩木川改修事務所		
青森縣教育會	青森縣廳内	吉村 哲三

青森地方森林會	同	吉村 哲三
信用組合聯合會	青森市	石垣 倉治
産業組合中央會青森支部	青森縣廳内	吉村 哲三
青森縣商工聯合會	同	吉村 哲三
青森縣山林會	同	吉村 哲三
青森縣產馬畜産組合	同	吉村 哲三
大日本蠶絲青森支會	同	吉村 哲三
青森縣蠶種同業組合	同	吉村 哲三
青森縣養蠶組合聯合會	同	吉村 哲三
日本度量衡協會青森支部	同	石垣 倉治

在縣高官者一覽(年俸順)  
(昭和三年五月一日現在)

青森縣立病院長醫學博士	鈴木 三伯
第八師團長陸軍中將	眞崎甚三郎
青森縣立病院副院長醫學博士	久保木保壽
青森市長	中野 浩
青森縣立病院院長醫學博士	副島 廉治
第四旅團長陸軍少將	倉島富次郎
第八師團司令部附陸軍少將	深見新之助
大湊要港部司令官海軍少將	島 祐吉
青森縣知事	吉村 哲三
青森縣立病院院長醫學博士	阿部竹之助
北部保養院長	中條 資俊
青森營林局長	村田 爲治

行政—縣政

- 四、八〇〇 弘前高等學校長 鈴木信太郎
- 青森地方裁判所檢事正 山田正徳
- 第八師團參謀長步兵大佐 篠原四郎
- 軍馬補充部三本木支部騎兵大佐 大浦熊雄
- 青森聯隊區司令官步兵大佐 大島一生
- 步兵第五聯隊長步兵大佐 宮澤熊彌
- 步兵第三十一聯隊長步兵大佐 安井正吾
- 野砲兵第八聯隊長砲兵大佐 佐藤美千代
- 輜重兵第八大隊長輜重兵大佐 石井二郎
- 大湊要港部參謀長海軍大佐 佐藤柱助
- 大湊要港部機關長機關大佐 竹内秀司
- 第八師團經理部長一等主計正 氏家參顯
- 第八師團軍醫部長一等軍醫正 池田卓藏
- 第八師團獸醫部長一等獸醫正 石原勝
- 大湊要港部軍醫部長軍醫大佐 福地徳
- 衛戍病院長一等軍醫正 大久保清長
- 岩木川改修事務所長技師 岡崎善太
- 青森地方裁判所所長判事 坂常三郎
- 青森縣內務部長 石垣倉治
- 青森縣馬牧場長 畑井新喜司
- 青森縣內務部長 青柳貞吉
- 東北帝國大學臨海實驗所長教授 稻塚庄三郎
- 弘前區裁判所監督判事 小椋山武四郎
- 弘前區裁判所檢事 小關勉
- 第八師團法務部長弘前衛戍拘禁所長 小關勉
- 青森縣立病院院長

- 三、八〇〇 青森縣立病院院長 井上秀夫
- 青森地方裁判所判事 峰谷太郎
- 青森區裁判所監督判事 大和田三浩
- 青森營林局事務官 淺野豐三郎
- 青森營林局造林課長技師 鈴木覺四郎
- 青森營林局利用課長技師 高橋久治
- 弘前高等學校教授 野村榮二
- 青森運輸事務所長技師 名須川良
- 步兵第三十一聯隊附步兵中佐 武弘邦輔
- 步兵第三十一聯隊附步兵中佐 秋川正義
- 步兵第三十一聯隊附步兵中佐 日置勝賢
- 步兵第三十一聯隊附步兵中佐 高田三一
- 野砲兵第八聯隊附砲兵中佐 面高俊雄
- 野砲兵第八聯隊附砲兵中佐 菊池門也
- 騎兵第八聯隊長騎兵中佐 山岡潔
- 輜重兵第八大隊附輜重兵中佐 山下雅男
- 第八師團參謀騎兵中佐 星松尾
- 第八師團副官步兵中佐 池田信吉
- 青森聯隊區司令部附步兵中佐 横尾則義
- 青森聯隊區司令部附步兵中佐 内藤半三郎
- 步兵第五聯隊附步兵中佐 佐藤清作
- 步兵第五聯隊附步兵中佐 宮内繁
- 步兵第五聯隊附步兵中佐 野中直一
- 步兵第五聯隊附步兵中佐 石井虎雄
- 步兵第五聯隊附步兵中佐 志賀清身

- 三、六〇〇 青森衛戍病院長二等軍醫正 宮地貞雄
- 大湊要港部參謀海軍中佐 森口重市
- 大湊要港部主計長主計中佐 眞野濟藏
- 大湊要港部港務部長海軍中佐 遠山彦次
- 青森縣立病院院長 大川隆之
- 青森保線事務所長 阿部茂
- 青森地方裁判所判事 大澤唯治郎
- 青森地方裁判所檢事 宮崎正己
- 青森地方裁判所判事 菅間正英
- 八戸裁判所監督判事 大野一作

- 三、四〇〇 弘前高等學校教授 齋藤宏索
- 青森縣學務部長 關壯二
- 青森縣警察部長 松枝角二
- 青森縣師範學校長 森山辰之助
- 弘前中學校長 葛原運次部
- 八戸區裁判所檢事 中島陽三
- 青森郵便局長 井川繁太郎
- 青森市助役 佐藤順造
- 青森市助役 佐藤晃

市 政 青 森 市

沿革—  
青森市は元善和鳥村と稱せる些細の漁村であつたが、寛永二年（三百四十年前）藩主津輕信牧公が開港奉行を置いて當港の開港に努めて以來、當時北海道との唯一の聯絡港であつた油川の繁榮も目を追うて悉く此地に移るやうになつた。以後諸設備を整へ海運業の發展向上を計つた爲めに長足の進歩をなし、明治二十四年鐵道の敷設せらるるや北海道との交通運輸が一層繁くなり、

同三十一年市制を施行、次で三十九年貿易港に指定される迄に至つたのである。其の間人口の増殖夥しく再度東西の隣接地を併合して大青森市建設の基礎を造り、商取引も亦隆盛を極め東北一の商業地と謳はれ灣頭常に船舶の輻輳を見、將來益々發展の機運に際し明治四十三年五月突如大火の厄に遭ひ全市が殆ど焦土と化した。茲に於て官民克く協力して之れが復舊に努めた結果漸次市勢を挽回し、第一期築港の完成を見るや外國貿易も逐年増加の趨勢を示し、大正十四年鐵道省も亦巨額の費用を投じて青函間貨車航送を開始し、築港沿岸には稍々大規模のコンクリート倉庫軒を列べて建設さ

れる等全く舊來の面目を一新して帝國に於ける三大海陸連絡港の一に數へらるゝに至つたのである。今又隣接地の併合を行ひ大都市建設計畫を企つると共に築港第二期擴張を唱導せられ將來益々多事ならんとする状態である。  
官公衙—  
青森縣廳、青森地方裁判所、同檢事局、青森區裁判所、同檢事局、青森警察署、青森稅務署、青森營林局、青森營林署、青森郵便局、青森運輸事務所、青森保線事務所、青森驛、浦町驛、浪打驛、青森健康保險署、青森縣度量衡檢定所、函館稅關青森支署、農林省青森種鶏場、仙臺專賣局青森支所、

行政—市政

仙臺鐵道局青森倉庫、青森縣穀物加工品検査所、青森市役所、青森職業紹介所、青森縣農會、日本赤十字社青森支部、愛國婦人會青森支部、歩兵第五聯隊、青森聯隊區司令部、青森憲兵分隊、青森衛戍病院、青森縣立病院、青森測候所、青森刑務所。

市役所々在地 青森市大字新町五十九番ノ一號地  
市長 中野 浩  
助役 缺  
收入役 小山内晴祥

市會議員

議長 石館喜久造 副議長 吹田銓三郎  
佐藤清之助 横山 清藏 小田桐恒藏  
齊藤兵太郎 柳谷助四郎 久慈玉三郎  
柴田 正吉 小田桐政信 飛鳥 良助  
林 寅次郎 淺井 潔 相馬 武一  
木村 辭達 村本 良助 三上 保眞  
奈良岡岩五郎 佐藤運次郎 木村 虎雄  
加賀 秀雄 若井由五郎 戸川善太郎  
和田喜太郎

參事會員

齊藤兵太郎 柴田 正吉 小田桐政信  
木村 辭達 奈良岡岩五郎 木村 虎雄

學務委員

吹田銓三郎 小田桐政信 林 寅次郎  
淺井 潔 若井由五郎 戸川善太郎  
柏原彦太郎 三橋 三吾 渡邊 義雄  
秋田 賢吉

市勢調査委員

加賀 秀雄 佐藤清之助 小田桐恒藏  
和田喜太郎 柴田 正吉 飛鳥 良助  
三上 保眞 朝井 省三 戸川善太郎  
渡邊 佐助 田中 勇三 長尾 健字  
樋口 喜輔 村本 良助

特別所得調査委員

小田桐恒藏 佐藤運次郎 朝井 省三  
小田桐政信 柿崎長太郎 増田 倉吉  
正井 軍三 齋藤直次郎

家屋税調査委員

吹田銓三郎 佐藤清之助 齊藤兵太郎  
相馬 武一 木村 辭達 石館喜久造  
村本 良助 飛内 賢助 和田喜左衛門  
山本 多治 齋藤金一郎 三上祐三郎

戸數割調査委員

佐藤清之助 柳谷助四郎 久慈玉三郎  
林 寅次郎 淺井 潔 三上 保眞  
戸川善太郎 伊藤 英三 長谷川 寛  
柿崎 源内 武田平三郎 奈良 佐市

水道補水調査委員

沿革

其の昔弘前の地は所謂老杉古松鬱茂し鶯巢巢に棲み豺狼谷に戯るゝといふが如き一帯の丘陵であつて草木は繁るがまゝに打ち茂つてゐた。鷹ヶ丘と稱せられたのも自ら其所等から出て来た名であらう。然るに津輕藩中興の祖爲信公が此の地に築城の意圖を抱いて居つたが果さずに薨去したので、二代信牧公其の遺志を繼承して慶長十六年之れを築き、堀越城より此所に移つて市街も亦略々成り、寛永五年鷹ヶ丘を尾崎崎と改

弘前市

横山 清藏 久慈玉三郎 飛鳥 良助  
村本 良助 奈良岡岩五郎 木村 虎雄  
三上 保眞 吹田銓三郎 和田喜太郎  
林 寅次郎 加賀 秀雄  
石館喜久造 若井由五郎 柳谷助四郎  
淺井 潔 小田桐政信  
青森市方面委員  
正井 軍三 増田 倉吉 佐藤石太郎  
山内 元八 長谷川 寛 和田喜左衛門  
岡本 義雄 三上祐三郎 笹森永五郎  
奈良 佐市 柿崎長太郎

め、後世更に其の濁音を除きて文字を選定し今日の如く弘前と唱へるに至つたが、當時は津輕の都府として郡内の富源を此の地に集め、商工の事業も頗る振興して諸事旺盛を極めたものである。然るに明治維新廢藩置縣後縣廳を青森の地に移し舊藩主亦東京に移住し士人も多く村落に移つて農に歸したため漸次衰兆に傾き、明治二十二年五月市制の實施によつて獨立自治の一區となつたが其の位置が奥東に僻在して交通の便を缺き、従つて凡百の事業萎靡として振はず實に慘憺たるものがあつた。而して明治二十七年の秋青森より奥羽鐵道が通ぜられ更に進んで秋田に至り山形を経て福島に達し、東北線に合して東西交通の便が開けたため再び商工業に活氣を帯び、同二十九年第八師團が此の地に衛戍するや往時に於ける市内各所は空地なく、更に郡部に屬する田畑を埋めて新に住宅を構へ、人口日に増し商工月に榮えて市内も殷賑を呈するに至つた。今や弘前高等學校の設立せらるゝあり教育地としても名聲を高めつゝある。

官公衙  
弘前區裁判所、同檢事局、第八師團司令部、第四旅團司令部、歩兵第三十一聯隊、騎兵

第八聯隊、輜重兵第八大隊、野砲兵第八聯隊、弘前衛戍病院、弘前憲兵隊、弘前市役所、弘前高等學校、弘前稅務署、弘前郵便局、弘前警察署、弘前停車場、弘前營林署、弘前市立病院

市役所々在地

弘前市大字元寺町

市長

松下賢之進

助役

中山 泰秀

收入役

齋藤竹次郎

市會議員

近藤 東助 小林 剛 鳴海定五郎  
長尾富士麓 山形良太郎 工藤 豊吉  
菊池 長之 井上 皓 久保喜一郎  
高田 善吉 櫻田 清芽 伊藤孝太郎  
櫻庭 秀輔 福永 忠助 豊田 勇八  
成田久次郎 今谷喜兵衛 東海 健藏  
佐藤重三郎 境 喜一 佐藤 要一  
坂本 安藏 花田 倫 竹林孫右衛門  
野村峰次郎 小山勝次郎 工藤 福彌  
市參事會員  
菊池 長之 佐藤重三郎 工藤 福彌  
井上 皓 山形良太郎 福永 忠助  
學務委員  
櫻田 清芽 花田 倫 白取千代次郎

兩市市政大觀

Table with columns for population, income, and other statistics for Aomori and弘前 (Hirokawa) cities. Includes rows for total population, income, and specific categories like education and taxes.

町村長會

青森縣町村長會は町村行政に關する諸般の事項を研究協議し自治の振興發達に資するを目的とし大正十三年十月組織せるもので事務所を縣廳内に置き各郡に分會を設置し優良町村の視察、機關雜誌の發行、町村吏員職員録を發行しまた事務研究會を開くなど必要な事業を施行してゐるが役員左の通り

- △顧問、知事吉村哲三、内務部長石垣倉治、地方課長眞崎長年
△會長、八戸町長關春茂、△副會長、黒石町長山田文彌、木造町長葛西麟平
△囑託、地方事務官佐藤太治右衛門、縣屬木村亮吉、成田誠也、川口元作、津川千代吉、櫻田甚英、△書記、川村尊一、奈良岡正

勤績町村吏員在職年數

Table with 4 columns: 職名, 十年以上, 廿年以上, 卅年以上, 計. Rows include 町長, 助役, 町役, 町入役, 町役, 町入役.

Table with 4 columns: 其他有給吏, 計, 自治功勞者として表彰せられたるもの三名あり

町村吏員待遇

Table with 4 columns: 町村名, 俸給料, 最低額, 均額, 員人. Rows include 町長, 助役, 町役, 町入役, 町役, 町入役.

町村の行政監査

縣に於ては郡役所廢止以來町村行政監査の意の如くならざるに腐心し、これが徹底を期すべく研究を重ね監督指導の位置にある地方課に於ては全員を分ちて數次町村の行政監査を行ひ且つ豫算實行状況を視察してその指導参考に資すべく昭和三年度から課長以下手を分ち實地調査をなした、尙市町村事業の根本を爲す納稅成績は漸次低下し居るを以て之が改善を期すべく専ら努力してゐるが兎角市町村當局が緊張を缺く嫌

- 一、主任整理委員を置くこと
二、整理區域を分擔すること
三、督促令狀を發すること
四、財産差押前二三回滯納者に就き極力納付勧誘すること
五、官公吏の滯納は督促令狀發布一定の期間經過したるときは直ちに財産差押を爲すこと
六、一般滯納者に對しては數回納付勧誘するも納付せざるときは直ちに財産差押を爲すこと
七、滯納者所在不明又は無財産なるときは缺損の手續を爲すこと
八、滯納整理員には日記を携帯せしめ毎日其狀況を査閱すること
九、前各項の外出來得る限り工夫考察し整理の方法を定め完結を期すること
各市町村は右の協定事項に従ひ極力滯納整理の斷行に努めた結果漸次成績の向上を見るに至つたが然し未だ豫期の域に達しない、尤も不景氣も手傳つて居る關係もあり旁思ふやうにならぬが努力を續けてゐる。

懸案諸問題

縣の懸案諸問題

本縣には近き將來に於て解決を要すべき幾多の重大事業は各方面に澤山數へられてゐるが中には既に調査を終へ關係方面の氣運も亦熟しつゝあるものも少なくない。然し縣の財政關係は着手を躊躇せしめ、或は事業そのものには同意を表すもこれが爲めに受くる影響を恐れて反對意見を主張し居るもある、兎に角多年の懸案なりし青森築港は不満足ながら一應完成し、岩木川改修工事、鮫漁港修築工事等は目下進捗中で山田川治水、淺瀬石川溜池築造工事等も着手せられ一面白糠避難港も亦起工を見るに至つたので着々諸案件の解決に向つて進みつつあるも尙幾多の懸案が取り残されてゐる、土木關係中鮫漁港修築、白糠避難港修築、淺瀬石川治水工事、山田川治水工事、馬淵川揚水工事等に就いては別項土木史に於て述べて居るから此處には省略し今後解決すべき諸問題を擧げることとする。

懸案諸問題—縣の懸案諸問題

十和田湖利用の

三本木平野開墾

上北郡三本木町を中心として二萬町歩の開墾適地がある、源を十和田湖に發する奥入瀬川の水を利用すれば大半を水田として開拓し得るので従來同水利々用の開墾事業が計畫されたが多額の工事費を要する關係から具體化するに至らず今日に至つた、然るに國民食糧自給の大問題を解決するため政府が全国的に一集團地五百町歩以上の開墾適地を選定し漸を遂うて國費を以て開墾に要する施設を行ふことに決定し第一着手として計畫すべく調査を開始したのは、青森縣三本木原七千八百六十二町歩、福島縣矢吹原八千六百六十町歩、千葉縣印旛沼及手賀沼五千三百八町歩、京都府巨摩池七百二十五町、宮城縣川南原六千町歩の五地區二萬八千五百一町歩であるがその内最も有望なのは三本木原と印旛沼及手賀沼である、本縣に於ては三本木原開墾を早

くより重要視し農林省に申請してその調査を求めたので一昨年五月同省須藤技師は技術者數名を隨へ來縣し縣の應援を得て實地に必要なる測量を行ひ工事に對する設計の大体を既に完成してゐる、依て目下奥入瀬川の滲透量、蒸發量を調査し土地買収に就いての調査を進めてゐるが之に對し十和田保勝を念とする法奥澤村は村會を開き滿場一致を以て該事業見合方の陳情を爲しまた村民一同之に共鳴し署名捺印して同様其筋に陳情した、法奥澤村の該開墾事業を避忌するは灌溉用水を得るために施工工事のため十和田湖の風光を損じ、奥入瀬川溪流の風景を破壊するを恐れるが爲めである、依て十和田並に奥入瀬川の保勝を重しとするか、産業振興食糧増殖のための開墾を必要とするかに依り結論を得られる譯であるが此點に就いては既に内務農林兩省の間に協定が成立し工事を行ふことに殆んど決定してゐる、然しこれに依り地元法奥澤村の希望を全然退けると云ふては全く同村の杞憂するが如き影響を招くが如きことなき程度に於て施工するのであると云ふ、然し一木一草と雖變化を欲せざる村民は如何に最少限度の工事を施すも必ず影響を來すべしと

て最少限度の施設も尙之を猛烈に排してゐる、内務農林兩省の協定済みたりと稱せらるる案は十和田湖水排水口の口に高さ三尺の築堤を爲し水門を設け灌漑用水を蓄積し之に依て三千町歩を耕作し得る水量を得奥入瀬川下流の水利を修理し幹線を開墾すべき平野に縦横に敷くと云ふのである、即ち水戸口築堤の高さを増す事に依り三千町歩、五千町歩、七千町歩、一萬町歩と開墾面積を増加し得るが堤防を高むることは風景を損ずる直接の原因となるので世界的勝地たる十和田一帯保勝のため最少限度の三尺と約し開墾面積三千町歩を豫定したのであるが築堤幹線開設までは政府で負擔し其他の耕地開墾は各關係町村で組合を組織して費用を支出する、工事費は目下調査中であるが大體に於て三百萬圓程度と認められてゐるが近き將來に於て解決せらるべき一の事業である。

### 三大水利改良事業

小河原沼利用開墾 上北郡三澤村に一萬町歩の水田適地がある、若し十和田湖及び奥入瀬川溪流の風景を全然犠牲にして之を産業的に利用するに於てはこの水量を利用

して三澤平野一萬町歩の開墾も亦困難でない、然し欝上の關係にあるため最少限度の利用に止めたので他に灌漑用水を求めなければならぬ、此處に於て小河原沼揚水の議が起つたのであるがこの揚水は三十二三尺に高めればならぬ關係から二段揚水に據る外はない、馬淵川揚水は二十二尺にして一段揚水で足りたがさう云ふ譯に行かぬ、二段揚水は工事費に多額の費用を要するので今尙具體化するに至らぬが一段揚水で足れば或は馬淵川揚水工事より寧ろ先に解決されて居たかも知れぬ。

### 七戸川排水改良工事

上北郡七戸川は一朝降雨あれば忽ち逆流氾濫し七戸、浦野館、天間林甲地の一町三ヶ村一千五百町歩の水田は非常なる損害を受け稀には皆無作を見る地方もあるが從來の例に依れば殆んど二ヶ年に一年は被害を受ける割合となつてゐる依て七戸川沿岸排水改良事業を實施するの必要を認め昭和二年以來縣から技術員四名を派し調査を繼續してゐる。

### 山田川第二段の水利事業

西津輕郡山田川沿岸排水改良事業實施の區域内に屬するがその關係する所、木造、柴田、越水、川除、柏、水元、稻垣、出精、館岡、車力、

森田の一町十ヶ村面積約二千町歩で降雨の際は山田川氾濫して水害を蒙るも一部分は挿秧期より旱害を蒙むること亦甚だしくこれが爲めに收穫激減を見るに至る、依て土淵堰普通水利組合區域内の用水補給策として土淵堰沿岸用水改良事業として溜池を設置すべく昭和三年度から縣技術員三名出張調査を開始した、以上の三事業は早晩解決せらるべき緊急事業である。

### 駒込川毒水排除

東津輕郡造道、原別、筒井の三ヶ村に亘る灌漑用水なる駒込川の毒水を排除し除害改善を目的とする事業であるが被害面積は八百餘町歩である、駒込川は八甲田山腹に源を發し延長六里下流に於て荒川と合流し堤川となり青森灣に注ぐがその水質不良なるが爲め稲作に大なる悪影響を及ぼし用水源を異にする附近水田に比較するに段當約一石の減収となる、水質不良な原因は駒込川支流湯の川(青森を離る約六里)より有離硫酸を含有する鑛泉湧出し之が灌漑用水の成分を爲すに因るものにして其湧出箇所は湯の川上流の谿間にあり約廿坪の區域内に數ヶ所の湧出口を有しその流量約二十秒

立尺にして收斂性酸味を有する温湯にして東京衛生試験場に於ける分析の結果は千分中有離硫酸〇・三五九を含むことになつてゐる、これが即ち多年駒込川毒水排除問題として研究せられ郡制施行中は郡會の問題としてまた屢々縣會等へ陳情されたのであるが具體的に考慮されたのは大正十一年以降である、縣は關係地方の陳情に依り耕地整理主任技師柳原鹿松氏外技術員を派し實地調査を爲さしめ、其後中村農事試験場長菊池縣農事主任技師其他の一行實地調査を行ひ大正十四年の通常縣會に於て知事に建議する所ありその結果縣當局より農林省に對して屢々交渉を重ねた、昭和二年に至り農林省より技術官派遣のことに決定し九月下旬より約六十日の豫定を以て技師川原信氏外技手二名來縣し實地調査を爲したる結果溜池を築造して優良水を蓄積し之を灌漑する外なきことを確めそれに依て設計を進めた、然しその規模を如何にすべきかは尙ほ研究を要する所にして現在全くの毒水を灌漑せる水田の成績、稀薄せるものを灌漑せる成績、石灰を加へたるものを灌漑せるもの、成績等を更に各個に就き數段に區分して調査中である、これに依て溜池の規模

及びその設置個所が決定するので未だ工事費並にその施工地等は確定してない、以上各水利改良事業は半額の國庫補助を受け残る半額を縣と關係水利組合とが折半負擔し縣の事業として施行することとなる。

### 十三湖水戸口改修

西郡十三湖水戸口改修工事は岩木川の改修工事に附隨して施工せらるべきもので勿論國營事業であるが何分殆んど全國に類例なく之を世界に求むるも尙その例甚だ乏しく従つて當局も慎重なる態度を以て當りつある、何れ兩岸より突堤を築き湖中と外海に突き出し湖底を浚渫し更に沖合に砂防壁を築くにあるものと認められてゐるがこの方法は果して適當なるや否や研究を要する、依て北津輕郡小泊方面から石を搬入して湖口の右岸に投石に依る突堤を築きこれに依り湖口は如何なる變化を來すかを確かめ沖合の防砂の如きはその形狀位置等に就き慎重なる調査を要する由であるが該工事は責任の位置にある内務省仙臺土木出張所長坂本丹治氏は屢々來縣して投石突堤に由る變化を視察してゐる、右様の次第にて工事そのものは目下試験時代準備時代と云つて

### 青森港の擴張施設

青森港は本州の盡頭に位し東北本線、奥羽兩幹線鐵道の終端にあり函館港と相對して本土と北海道間連絡の關門を爲し、全國港灣中に於ても屈指の重要な地位を占めてゐる、最近一ヶ年間の吞吐する貨物百五十萬噸内外にして市況また急激なる膨脹發達を爲しつゝあるが本港の施設如何は實に本縣の産業のみならず秋田、岩手、山形、宮城等東北地方各縣の産業に直接間接至大の影響を及ぼすのみならず自然それは北海道、函館、小樽、釧路其他の諸港並に樺太島の諸港に波及し従つて全國的に少なからざる關係を有するのである、近年露領亞細亞沿海州方面に於ける漁業著しく本港の發展を促しその設備の如何に依ては實に北洋漁業貿易上の一大根據地たるべき地である。

この重要な位置を占め居るを以て縣が先づ焦眉の前に備へたが爲め大正四年修築工事を起し十ヶ年の長年月と百八十五萬圓を投じ現在の設備を爲し得たるも之を以て満足することが到底出来得ない、日々現はれ来る事實は早くより擴張施設を促して已まぬものがあり、工事進行中に擴張の目的を達すべき期成同盟會が當時の市長工藤卓爾代議士北山一郎氏等を首め市内外の有志に依つて組織せられ、縣當局また之に共鳴して活動を起したのであつた、爾來竣工を告げて數年を経過せる今日までこの運動を繼續し中央専門家の來青を求め、或は機會ある毎に要路の人々に陳情し港灣協會の盡力を求め極力青森港の運命を開拓するに努めつゝある、其結果港灣協會は特に青森港擴張計畫調査委員を設け實地調査の結果、昭和二年六月より十月に至る間に三回の委員會を開き慎重審議の上擴張計畫案を得たのである、その計畫案に依れば先づ規模は將來の發展を考慮し安全水面の成るべく大ならんことを希望し防波堤内は主として荷役の安全の爲めに使用せしめ一般大船の投錨は之を防波堤外に求めた、擴張區域の位置は商取引の關係上差當り現在設備の東部に

接續してなるべく都市商業地の前面に之を定め將來港勢發展の場合その東西孰れの方面に對しても夫々第三期又は第四期の擴張を爲し得ることにした、殊に堤川以東は將來運河を築設して沿岸地帯を工業地たらしむべく堤川尻には防波堤の築造を避け姑く導水堤を設くるに止めた、また岸壁並に物揚場の荷役能力は一ヶ年約二百六萬噸現在鐵道連絡に依らざる貨物噸量七十五萬噸の約二倍七分に相當する、本計畫は都合に依り便宜之を前後二期に分ち前期に於ては差當り埠頭突堤二基を築造し東西直線堤も之をその半ばに止め、東堤は之を設けざることを得ることとした。

△防波堤、現在の西防波堤前端より東北に向ひ長二百間の半島形防波堤を築造し、これが堤端より東方に港口百二十間の間隔を存して東西の直線島形の防波堤長さ六百四十間を築造す、この直線島堤と現在の海岸線との間隔は約三百八十間にして將來築造の埋立地前面護岸との間隔は三百間となる、尙前記直線堤の東端より五十間の小港口を残して更に同一方向に長さ百六十間の防波堤を築く、以上の防波堤に依て包容する水面積は三十八萬坪

にして將來後記の如き埠頭埋立地を完成するも尙三十萬餘坪の港内面積を得べく其水深は最大六十尺平均五十尺とす。

△埠頭並に埋立地、現在の東防波堤の東方に於て海岸に沿ひ幅員約八十間の埋立地を造り更にその前方に長百間、幅五十間の埠頭突堤五基を出しこの突堤間の凹形水面幅員は約七十間を保たしむ、前記埋立地の總面積は七萬八千坪となる、五基の埠頭突堤の兩側岸を水深三十尺乃至十八尺の繫船壁となす、其延長總計九百八十間にして之に千八百噸級船三隻、三千噸級船六隻、一千噸級船八隻を同等に繋留するを得べし、又貨物揚場は埠頭の前端並に埋立地の周圍に於て合計八百四十五間あり。

△工費並に工期、總工費一千二百六十五萬圓、工事期間六ヶ年で工費見積左の通り

△防波堤費五百萬圓△岸壁費二百九十四萬圓△物揚場護岸費八十四萬五千圓△埋立費百二十八萬八千圓△導水堤費二十萬圓△雜工事費三萬圓△機械船費百萬圓、營繕費八萬圓△雜費六十萬七千圓△事務費六十六萬圓計千二百六十五萬圓

△第一期工事六百萬圓案

△防波堤、現在の西防波堤の前端より東北に向ひ長二百間の半島形防波堤を築設し之が堤端より港口百二十間の間隔を置きて東西の方向に長三百間の直線島形の防波堤を築造す、この直線島堤と埋立地前面護岸との間隔は三百間、以上の防波堤に依て得らるゝ港内水面積約十八萬坪其水深は最大六十尺、平均約五十尺

△埠頭並に埋立地、現在の東防波堤の東方に於て海岸に沿ひ幅員約八十間の埋立地を作り更に其前方に長さ百間、幅五十間の埠頭突堤二基を出し此突堤間の凹形水面幅員は約七十間、前記埋立地の總面積約三萬二千坪、又二基の突堤各の兩側を繫船岸壁と爲し、此水深を十八尺乃至三十尺とす、其總延長は四百間にして八千噸級三隻、三千噸級船一隻、千噸級船一隻、千噸級船一隻或は三千噸乃至千噸の汽船合計八隻を同時に繋留するを得べし、又埠頭の前端並に埋立地の周圍は護岸物揚場とす、其總延長は三百九十間。

△工費並に工期、總工費六百萬圓、工事期間は四ヶ年工事費内容左の通り

△防波堤費二百五十萬圓(西堤延長二

百間、東西直線堤三百間) △岸壁費百二十萬圓(水深十八尺乃至三十尺繫船岸壁長さ各百間のもの四ヶ所) △物揚場護岸費三十九萬圓(突堤前端並に埋立地周圍) △埋立費五十八萬圓(市街地前面に於て面積三萬二千坪) △雜工事費一萬五千圓(港燈其他) △機械船費六十八萬圓(浚渫船、曳船、起重機其他設備) △營繕費六萬圓△雜費二十七萬五千圓△事務費三十萬圓(每年七萬五千圓) 計六百萬圓(陸上設備費を除外)

右の工事は港灣の重要な點から見て國庫支辨の港灣として施工することが寧ろ當然である依て期成同盟會乃至港灣協會は先づ國庫支辨港たらしむべく努力してゐる、若しこれが見込みなき場合は第二の擴張工事たる六百萬圓計畫の實行を期し縣費半額支出を以て進むこととならう。

鯨ヶ澤港修築

西津輕郡鯨ヶ澤港は寛文九年藩公の命で辨天崎に燈臺が建設され港灣として重要視されたもので明治十八年に辨天岬の一部を修築したこともある。然し同港は風浪を避

くべき遮蔽物なく港勢年々衰退しつゝあるので之が修築を叫ぶ聲は漸く高まり明治四十三年修築期成同盟會を組織して要路當局の間に盛に運動を開始し貴衆兩院に請願を提出して數次採擇され、大正五年頃から一層馬力をかけ殊に五能鐵道の開通に伴つて愈々熱度高まり大正十五年同町會は三千圓の測量費寄附を可決して縣に計畫測量を求めると至つた。縣では農林省に測量方を依頼し昭和二年技術官を派遣し數ヶ月に涉つて測量調査の結果、農林省は總工費百萬圓(内五十萬圓農林省補助、五十萬圓縣支出)で七ヶ年繼續事業としての計畫案を示すに至つた。鯨ヶ澤は縣支出額五十萬圓の中へ十萬圓を負担支出することに決定し近き將來に於て縣豫算に編入の希望を以て引續き運動を繼續してゐる。

道路改修計畫

降雨期、融雪期に泥濘脚を没し交通杜絶の状態を來すの惡道路を有する本縣は、水害復舊工事と共に常に道路の改良に悩まされてゐる。改良に悩む人よりも縣人が惡路の苦難に泣いてゐる、依つて道路改良計畫道路網の完備についての大計畫は遠藤知事



懸案諸問題——縣の懸案諸問題

在任中に企てられたものであるが遠藤知事は昭和二年年度の豫算編成期を前にして三重縣に轉任し、小柳知事赴任したが此の道路改良計畫は莫大の費用を要する處から査定會議に於て留保され實現を見ずにおゐる。大正十五年度道路調査費中に一千圓を計上し十五年五月當時の内務省土木試驗所長内務技師牧野雅樂之丞氏に依頼して縣内國縣道の踏査をなしたが牧野所長は五月六日縣に到着し遠藤知事、掛札土木課長等と調査に關する一般方針を打合せ八日から十五日まで左の日程で縣内道路二百五十里を踏破したのである。

- ▽八日 田名部、大畑、大間、佐井、下風呂
- ▽九日 下風呂、恐山、田名部、新城、大釋迦、浪岡、黒石、板留、尾上、猿賀弘前
- ▽十日 弘前、藤崎、板柳、種市、五所川原、金木、小泊、十三、越水、鯉ヶ澤
- ▽十一日 鯉ヶ澤、大戸瀬、深浦、木造五所川原、大釋迦、青森
- ▽十二日 青森、蟹田、三厩、宇織、今別、大平
- ▽十三日 古間木、三本木、休屋、三本

二〇〇

木  
 △十四日 三本木、五戸、淺水、劍吉、三戸、田子、八戸  
 △十五日 鮫、八戸、百石、三本木、七戸、野邊地  
 斯くて牧野所長は十六日實地踏査の結果に基き大體改良計畫の方針を定め遠藤知事に報告歸京したのであるが、之に要する總費用は四千七百七十五萬一千餘圓で、縣では交通の繁閑、並に將來の狀況其他を斟酌して三期に分ち第一期は百七十里餘、三千五百九十三萬圓、第二期は六十四里餘で五百六十九萬圓、第三期は八十六里で六百六十二萬圓餘として道路改良の大計畫を樹てたのである。而して改良の方法としては一等二等、三等と道路等級を定め一二等は更に甲乙に分つたが之を示せば左の如くである

効幅員を六間とする  
 △一等道路乙 總幅四間五分以上、有効幅員三間五分以上  
 △二等道路甲 總幅四間以上、有効幅員三間以上  
 △二等道路乙 總幅三間五分、有効幅員三間五分  
 △三等道路 總幅三間以上、有効幅員二間五分  
 尙鋪裝に於ても一等甲乙は膠石鋪裝、二等甲乙は砂利又は碎石鋪裝、三等は砂利鋪裝としたもので十五年度通常縣會に於て議員の質問に對し掛札土木課長から詳細に此の改良計畫の答辯をなしてゐる。右の調査を基礎として昭和三年度から愈々道路改修事業を行ふこととなり、昭和二年縣會に於て議決されたが、之は繼續的の意味を含んだ單年工事となし總費用四十萬二千圓で此財源は、三十三萬圓を起債となし五萬二千圓の國庫補助、二萬圓の地元寄附によるもので目下起債認可申請中であるから認可着次第大々的工事が始まることになつてゐるが第一回の道路改良計畫は左の如くである、尙引續き第二年度から大體三十萬圓程度を支出し十ヶ年繼續事業として緊要道路の改修を行ふ方針である。

路線名	施工區間	延長	金額	摘要
國道五號路線	自新青森至弘前	一、三〇〇	三〇、三〇〇	路面鋪裝
同	自弘前至藤崎	九、九	三、五〇〇	同
青森	自五所川原至八戸	八、三	一〇、〇〇〇	同
青森	自五所川原至青森	一、八七五	三〇、〇〇〇	同
青森停車場線	青森市	一、五〇	九、七五〇	同
三戸	自三戸至斗内	一、四七	一〇、〇〇〇	路面鋪裝及改修
大所川	自五所川原至小泊	一、五〇〇	二四、〇〇〇	路面鋪裝
小泊	自嘉瀬至嘉瀬	一、五〇〇	三、五〇〇	改修
三本木	自休屋至休屋	二、二五〇	三、五〇〇	路面鋪裝
休屋	自休屋至休屋	二、二五〇	三、五〇〇	改修
大田名	自大田名至大田名	二、〇〇〇	三、〇〇〇	路面鋪裝
計			一九三、三〇〇	
			(八里三四町一三間)	
			五〇一、〇〇〇	
			六、四〇〇	路面鋪裝
			九二	改修
			六、六	路面鋪裝
			一七、〇〇〇	同
			七	同
			五、〇〇〇	同
			五〇〇	同
			一〇、〇〇〇	同
			二、〇〇〇	改修
			一八、〇〇〇	改修
			二、八〇〇	同
			二六、〇〇〇	同
			一〇、〇〇〇	同

十和田湖發電事業

豐富なる十和田湖の水を利用して電氣事業を起し本縣工業の振興を圖るべしとの意見が民間に唱へ初められたのは歐洲大戰に由り我國經濟界は桁外れの好況を呈した大正四五年頃から當時開催された本縣産業

調査會に於ても同様な意見が現はれ満場一致を以て可決された、尙縣會開會の度毎に該問題に就いての意見が交換されたがその時既に縣内の有力者並に縣外の有力なる實業家に依り十和田湖水利使用願ひが提出せられ競願の形になつてゐたので之を圓滿に解決し眞に本縣の利益を基礎とするには競

願者並に其他の有力者を糾合して規模を大ならしめ而も縣自身がその幾部の權利を握り置く必要ありと爲しそれには先づ縣内有志の意見を纏め一致の態度に出づる必要ありを以て大正九年一月時の知事道岡秀彦氏は大坂金助、竹内清明、野村治三郎、平山浪三郎、高杉金作、橋本八右衛門、盛田徳

懸案諸問題——縣の懸案諸問題

太郎、河野榮藏、樋口喜輔、北山一郎、上田幸兵衛、宇野勇作、宮川久一郎氏等を縣廳に招き當局側は道岡知事、兒玉内務部長山中勸業課長、和田土木課長等参加し協議を凝した結果、有力なる中央の實業家と連絡を取り資本金二十萬圓程度の會社組織と爲し内、縣及縣有志合して二百萬圓乃至五百萬圓を出資することに決定し委員として北山一郎、芹川得一、河野榮藏、高杉金作、盛田徳太郎、津島源右衛門、加藤宇兵衛の七氏を擧げた、これに本縣の態度が定つたので同月二十四日道岡知事は縣に於て久原、藤田、淺野、大湊興業、八戸水電等の代表者と會見し協議し縣の意のある所を述べて意見を交換したが各代表者も同意を表した、次いで三月縣内電氣業者の協議會を開き意見を纏め道岡知事と七名の委員は上京して中央代表者と會見し意見を交換したが各社代表者共に馬力分配を多量に要求し容易に一致を見なかつたが兎に角譲歩し合ひ資本金二十萬圓で三萬五千七百七十一馬力電力二萬二千四百五十一キロワットを得べく協議一決し出願代表者を定めて直ちに水利使用の認可申請を爲したが翌十年六月内務大臣の認可ありその翌十一年六月に

逓信大臣の認可指令に接した、その後出願者中に死亡又は事故のため脱退する者を生じまた追加したものもある等にて改めてその報告を爲したるに對し逓信省から財界今日の狀況を以てして豫定通りの進捗差支なきやの照會があつた、即ちその當時は大戦に依る好況時代は去り整理緊縮の時代に入り財界の前途頗る不安にして幾多の悲觀材料目前に横り居る場合なりしを以て出願者も氣乗りせず縣も亦財政の行き詰りを感じ積極的に動くことを欲しなかつたので問題はそのままとなり何等進展を見ず今日に至つた、而も大正十三年頃より十和田湖風景の保護論著しく擡頭し國立公園設定説等も喧傳されたので發電問題は不利益な立場に置かれるやうになつた、就中水利使用に就いて内務大臣の免許を得逓信大臣の認可を得たものはその規模に依り或は六ヶ月以内或は一ヶ年等指定期日以内に精細なる調査を遂げ實施の認可を申請せざれば免許認可が無効となることになつてゐる、従つて十和田湖發電問題の如く之を得てより六ヶ年以上も経過せるものゝ効力は例へば六ヶものが企業者の仲間入りして居るとしても果してその効力が消滅せざるものなるや否

やも考慮されてゐる、尤も地方的に見て缺くべからざる公益事業として復活せしむることが出来ないものでもあるまいが然し既に内務省が名勝と天然記念物の二方面より保存すべく十和田湖と奥入瀬川の溪流を指定した今日に於てはその風景を破壊する恐れある該事業に就いては内務省が果して同意を表するか否か不明で兎に角十和田湖水利用發電問題の前途不安なりと云つてよからう。

國有林の地元歸屬問題

本縣の林野總面積は六十四萬八千九百八十八町歩で内御料林は三萬五千七百三十七町歩公有林、社寺有林及び私有林を合して十八萬二千町歩で國有林野は實に四十三萬一千六百三十三町歩を算し林野總面積の六割六歩四厘を占めてゐる、而して國有林野は各郡に亘り而も津輕方面に於ては家屋が國有林に建設され、軒下一步を出れば直ぐ國有林なるが如き状態にある町村も少なくないの大部分は廣大なる林野を有しながらその大部分は國有で縣民自身の所有に係るものはその一部分に過ぎない、而して國有林野より生ずる總べての収入は國庫に歸し縣

民を露ほすべき何物もないのであるから曩に國有林野の地元町村讓渡の要求を生ずるに至つたのである、津輕藩政を繕きその林制を顧みるに御本山と稱する上山通り(碓ヶ關山林より目屋の澤山林まで九ヶ山)中山通り(前田の目山林より小泊山林まで十九ヶ山)外ヶ濱通り(鶴ヶ坂山林より宇鐵山林まで三十八ヶ山)西濱通り(中村山林より大間越山林まで十五ヶ山)御抱山(淺瀬石山林にして黒石藩と共同管理)以上ヒバ杉生立山林五十三ヶ山、雜木生立山林二十八ヶ山は官有林たるべきも屏風山、見繼山、仕立見繼山並に建山、抱山、田山試仕立及新仕立山等官山を除く外は民有の性質を多量に具備し、廢藩置縣當時のやりやう一つで或は町村有、部落有、私有となつてゐたかも知れぬ、國有林野の地元無償讓渡要求の聲の起るのも亦決して無理がない、此點に就いては縣會その他有志の演説等に際しても屢々耳にし或は近く一の運動となつて具體的に現はれぬとも限らぬ情勢にあるが慎重に考慮すべき問題たるを失はない然し全然之を町村有に歸屬せしめ或は私有たらしむることが林業政策上果して當を得たものかどうか研究を要する點で私有林野

は荒廢し之を合理的に經營せしむべく縣當局は政府の意を體して努力してゐる、且つ國營造林縣營造林等を行ひ町村乃至部落有林の手の及ばぬ所を縣や國が世話を焼いて居る事實から見ると果して町村有乃至部落有林たらしむるも經營が理想的に行かどるか疑はしい、森林の將來、將に來らんとしつゝある木材飢饉を考ふるに於ては國家管理を以て最も理想的とするが然し今日の林野を仕立てた者から見ると折角撫育し收入時期に於て自らの手を離れその収入が他の手に歸すると云ふに於ては氣の毒な次第であらう、依て今日に至ては林野收入に對する歩合を定めて交付金を當該町村に交付することに依て緩和する途も考へられてゐる、兎に角森林の成立ち、現在の狀況に鑑み國有林野の地元町村に對する關係は近き將來に於て解決せらるべき重大問題の一つである。

し大體の調査方針を樹立して調査を進めたが然し人員の關係豫算其他の爲め豫定の進捗を見ず、殆んど一時を糊塗するが爲めの調査に迫はれてゐる始末である、依て縣と營林局と共同せる一大調査機關を組織し民間識者關係者を加へ迅速に徹底的調査を行ひ保安林の解除を行ふものは之を行ひまた伐採して差支なきものは之を關係方面に交付するも可てこれが爲めに新たに造林を必要とする部分に對しては之を行ひ根本的整理を行ふ必要に迫られて居るので縣は近く徹底の方針を樹てる筈である。

御料林野拂下問題

御料林野の起源は農商務省所管地中青森秋田兩縣に於ける原野及草山の内面積百町歩以上の團地は之を悉く御料地へ編入しようとの議が起り明治二十二年本縣内の臺帳面積四萬八千七百八十九町餘を御料地に編入したに始まる、その後奥羽種馬牧場並に軍馬補充部用地として讓渡し或は豫約開墾地として拂下げ一方境界整理のため隣接國有地を譲り受けたるもあるが此等編入除却を差引現在三萬四千三百二十五町歩餘となつてゐるがその所在地は東津輕郡に原野二

百三十七町餘あるだけでその他は全部上北郡と下北郡である、即ち上北郡には宅地三千七百三坪山林六百四十四町、草山八百五町歩下北郡には山林十七町餘、草山五千四百九十七町歩原野三千二百二十七町歩を數へるのである、依て上北郡に於ては千四十人が一萬二千七百三十九町、下北郡にあつては二百五十八人が二千八百四十五町歩の山林原野(主として草山)を借用して放牧を爲しつゝあるも尙甚だ不充分で放牧馬頭數を増加せしむることが出来ない許りでなく現在の馬匹さへ存分に飼育し難き状態にある、町村に依ては百年の大計を樹つるために造林を行はんとすも土地なきに苦しみ居る向も少なくないので別項の如き國有林野町村歸屬問題も現はれる始末であるがそれと同時に近時御料林野拂下げの運動が起りつつある、即ち御料地の拂下げを受け放牧適地は放牧地として經營し、開墾適地は田畑として開墾を行ひ耕地面積の擴張を圖り造林適地はまたその目的に向つて經營し之に依つて兩郡町村の經濟的基礎を固め間接直接にその利益を地方民に均霑せしめんとするにある、然し何分にも御料地なるが爲めに直接町村が拂下げを受くること困難にし

牧野の讓受け問題

牧野は開墾と造林のために年々その地域を狭められてゐる、強健にして蹄また堅きを以て全國一とせられた産馬も往年の誇りを自ら捨てざるべからざるに至つたのは即ちこれが爲めである、年々馬頭數を減じ識者をして我國軍馬の將來を氣遣はしむるに至つたのもこれが原因である、青森縣は古來駿馬を産するを以て知られ往古に於ては陸奥の代表は馬で、馬があつて始めて陸奥が認められてゐたのである、斯く駿馬を産したのは云ふまでもなく産駒が廣潤なる

原野山林を足の向ふに任せて潤歩し、新鮮なる草を飽く迄食り、満腹となつては欲するまゝに駆け廻つた爲めである、然るに原野は次から次と開墾されて水田と化し畑となり山林は更に密となり或は造林に依つて愈々面積を擴むるので放牧採草地は減少し多くは舍飼ひとなり運動不足の結果細く長いものとなつた、血液が漸次改善されてゐるから却て強健でなければならぬのが敘上の結果を見、而も馬頭數が著しき率を以て減少してゐる、茲に於て牧野の擴張は馬産家、産馬組合、縣當局の眞剣に考慮すべき重大問題となつた、尤も個人で牧場を設置し或は産馬組合が起債して購入せるもあるが此等は當面の急を救ふだけで而も一部分に過ぎない、依つて御料地を借用し、國有原野の借受けを爲して居るが勿論甚だ不充分である、恰も軍備縮小に依つて軍馬補充部七戸支部は廢止となり三本木支部七戸派出所としてその規模を縮小することとなつたのでその廢止となつた牧野の内約五千町歩を譲り受くべく産馬畜産組合聯合會が決議を爲し縣當局の援助を得てその實現の爲めに努力した、縣當局も畜産振興に關する重大な問題なので直ちに關係方面に交渉を

開始したが廢止された部分は陸軍省の手を離れて大藏省に移つたので産馬に諒解を有する陸軍省所管當時より運び難くなつた、また厩舎は廢止區域より除外し現存するに決定したので厩舎も同時に譲り受けの希望は既に水泡に歸し此處に先づ手遣ひを生ずるに至つたのである、牧野關係は未だ煮え切らず行き悩み中であるが、大藏省が愈々拂下ぐるにしても價額の點で滯滞することは想像に難くない、即ち大藏省が収入を多からしむる爲めに腐心し聯合會は出來得るならば無償讓渡を受け、有償とするも聯合會の負擔し得る最少限度に止むることを極力交渉する手筈となつてゐるからである、畜産組合聯合會は陸軍省の援助を受け一般的馬産問題と、軍用馬生産とに出發點を置いて進む方針であるがその結果は如何になり行くか不明である、然し畜産聯合會が近き將來に於て是非とも解決すべき重要問題たるは云ふ迄もない。

町村電話の架設

那役所は大正十五年七月三十一日を以て廢止せられた爲め從來那役所が直接町村の指導監督を行ひ來つたのを中間機關を除き

縣廳と町村の直接交渉となつた、依て町村と縣廳を聯絡する電話がなければ非常に不便を感じるのみならず急を要する用件のため多額の旅費を支出せざるべからざるを以て此二大理由から町村連絡電話の必要を痛切に感ずるに至つた、依て那役所廢止前よりこの對策に就いて縣當局町村理事者が頭を悩まし調査する所があつた、尤も警察電話増設延張説もあつたが警察電話を利用する事になると秘密事項の漏洩する虞れあり且電話輻輳して思ふやうに通話の出來ない場合が多い、それやこれやで行き悩んだがこれは獨り本縣のみならず全國的問題なるを以つて政府に於ては内務、大藏、逓信の三省協議の結果現行電話擴張計畫に依り電話の施設を爲すに決定し通牒する所あつた、然し電話施設のため町村の負擔すべき經費の財源は之を起債に求むることを得ず、尙經費に對しては縣費の補助相成り難しと云ふ少しも町村の恩恵に浴する點がなかつた、唯町村電話が優先權を與へられその設計は出來得るだけ工事費の節約を爲すと云ふことのみが有利な點であつたので町村は電話が欲しいが費用の支出が困難だと云ふ所から、最も必要な施設に拘らず抄々

農科大學實習地設置

東北帝國大學に農學部を設置すべくその實習地詮議中なりとの風説を耳にせる縣内の有志は縣當局に對して考慮を求めたので當局は東北大學等に對して非公式に照會してその内容を調査し始めたのは昭和元年の秋であつた、間もなく縣會の開會となつたが縣會は最終の本會議に於て東北農業振興のため青森縣に東北帝國大學農學部設置に就き意見書を内務、文部兩大臣及び知事に提出すべく満場一致を以て議決した、即ちその要旨は東北帝國大學は内容稍々完成の域に達したと雖農學部の設置なきは寔に遺憾とする所である、我青森縣は東北地方中絶好の位置を占め林野廣潤にして開墾の餘地多く縣民また農畜を以て生命と爲すを以て調査研究の適地なりと信ずると云ふにあつたが、幸ひにして文部省對東北大學の内交

涉は順調に進行し農學部を東北大學内即ち仙臺市に置きその實習地を東北地方適當の地に設けると云ふことに略意見の一致を見た依て實習地の場所を決定すべく小川總長は北海道帝國大學農學部名譽教授南鷹次郎博士に調査を依頼し、東北帝國大學農學部教授畑井新吉博士が案内し昭和二年十月上北郡下數ヶ所に亘り踏査を爲し其他各縣候補地の調査を行ひたる結果上北郡天間林村大字天間館陸軍返還地の千二百町歩を以て最も適當なりと云ふに決定した、依て大學に於ては設計を編み文部省に對して豫算を要求したのである、第二學年までは大學部内にあつて研究し、第三學年第四學年は實習地に赴き實地に研究して論文提出の準備を爲さしむる仕組みである、斯くして順調に進展したに對し之を不快なりとする他府縣が之を阻止せんとする手段を講じたてもあるまいがその後大學部内兎角融和を缺き、小川總長の更迭を見るに至るなど意外な事實が現はれた、他縣發行の新聞紙上に掲載された所に依れば畑井氏は青森縣出身なるが爲め臨海實驗所の如き高山植物研究所の如き悉く青森縣下に設置するやう盡力しその態度兎角青森縣に偏し他を顧みざる嫌ひが

あると云ふやうであるが臨海實驗所も高山植物研究所も専門家が最も適當なりと意見一致し居れば慎重に研究調査を重ねたる上適當の地と認めて推薦したゞけて之を以て畑井博士を非難するは甚だ當らない、農學部實習地詮衡に就ても亦然りて斯界の權威者南博士を煩はし各方面に涉つて調査の結果上北郡天間林を最適の地として大學に於て決定したのである、然るに其後の経過は上の如くであつたが幸ひ其後好轉し計畫を定めて文部省へ要求中なるを以て今後方針を變更せざる限り同地へ設置せらるべく實習地の設置は最早や時間の問題となつた。

國立公園問題

國立公園運動の猛烈になつたのは最近五六年此方であるがこれより先明治四十五年第二十八議會に對し日光町長から「日光を帝國公園となすの請願」を議會に提出して採擇せられ、大正十年四月十四議會に野本恭八郎氏の提出に係る「明治記念日本大公園國立の請願」が現はれ富士山を中心とする國立公園を提唱してこれ亦採擇となつた、爾來國立公園運動が漸次熱烈を加へ地方にあつては萬事不便だと云ふ所から期成同盟

彰に關する意見書を可決し知事は主務大臣に對し意見を具申したが翌十二年縣會は更に内務大臣に對し同様意見書を提出し、十三年には關係町村長並に有志多數の調印を得て貴衆兩院に對し請願採擇され引續き毎年の議會に對し請願書を提出し其度毎に採擇され來つた、漸次熾烈となつた國立公園に關する運動に鑑み故小笠原耕一氏は八方奔走し縣内有志の贊助を得中央に於ける本縣出身の名士を説いて賛同を求め陸軍大將明治神宮々司一戸兵衛氏を會長とし十和田湖國立公園期成會を組織し秩序ある運動を行ふやうになつた、十和田湖公園の規模は十和田湖萬温泉は勿論風景の雄大を以て知られる八甲田山並に淺蟲温泉を抱擁するものである目的達成のために勿論保勝會は努力を拂つてゐるものゝ小笠原耕一氏物故以來何んとなく一時中心人物を缺いた觀があつた、その後法奥澤村小笠原松次郎氏等の有志故小笠原氏の志を繼いで活動し始めたので問題の將來有望に展開しつゝある、國內には富士山や日光、十和田湖や上高地、阿蘇山等何等かの點で世界一たる特色を有してゐるのでそれは永遠に保留されて人類の享用に充てらるべき筈である、然るにこ

の世界的風景を破壊するやうな非常識な自殺的事業が勃興し危機漸く迫りつゝあるから之を保護する方法を講ずることが刻下の急務である、尤も史蹟名勝天然記念物保存法もあるから充分保存も出来る譯であるが然しそれが國立公園であるとないとては官民の風景に對する態度が著しく違ふのである、依て内務省では先年以來衛生局内に調査部を置き調査委員を囑託し各方面の名士を網羅して調査を進め來つたが漸く機熟しその機關を擴充し豫算を増加して愈々具體的方針を樹立して進むことになつた、從來内務省衛生局で十和田湖を重要視し必要な調査を遂げ名勝と天然記念物の兩方面から保存することに決し昭和三年四月保存法に依り指定告示があつた、尙大阪毎日新聞東京日々新聞募集の日本新八景に沼湖の第一位に十和田湖が入選するなど同湖の將來は多幸と云つてよい。

舊蹟の顯彰

人皇第九十八代長慶天皇御陵墓は今尙決定せず宮内省諸陵寮に於て先年來鋭意調査を進め居るも御陵墓參考地たるべき箇所は全國各地に散在するを以て調査容易でない

會等を起し東京に事務所を設けて恰も選舉運動を爲すが如く關係方面乃至有力者に運動するやうになつた、第四十五議會には國立公園に關する請願が五件提出せられ、第四十六議會には二十七件、第四十九議會には一件、第五十議會には十五件、第五十一議會には十七件、第五十二議會には二十件の請願となつたのであるが十和田湖の動き出したのは第五十議會の請願からで上北郡法奥澤村長で縣會議員なりし故小笠原耕一氏が中心となり熱心に奔走努力して提出したのであつた、十和田湖の風光の絶佳なることは事改めて説く迄もないから省略するが大正天皇東宮に在らせられし際事務官を通じて十和田湖の風景を御下問になり併せて御觀光の御希望を傳へられたに恐縮した時の知事武田千代三郎氏が縣の有力者と謀つて明治四十五年十和田保勝會を組織し、十和田道を開鑿し、十和田保勝會を公にし、保勝會は會員を募り資金を得て主要驛に寫眞及び繪廣告を掲げ、小型遊覽船を建造し、里程標及地名標を建て、菲翠號、休屋講演所を建設し其他大小の施設を爲し自動車道を開鑿した、大正十一年の通常縣會は時の知事尾崎勇次郎氏に對し十和田湖顯

諸陵寮では史蹟に據つて御足跡を慕ひ調査の歩を進めた結果、遂に本縣内の參考地に調査の手が及び昭和三年七月諸陵寮内勤務の臨時宮内省御用掛外崎覺氏來縣し、先づ三戸郡向村地名久井岳の中腹なる有末光塚を調査し次いで中津輕郡西目屋村紙漣澤及び南津輕郡浪岡村波岡城址を調査した、其結果は未だ勿論發表までに至つて居らぬが研究すべき材料を得たこと云ふまでもない、縣内御陵參考地の何れが最も多くの資料に富み而してそれが如何に決定されるか知るに由ないが本縣としては特殊な方面に於ける最も重大なる事柄としてその結果を待ちつゝあるは云ふ迄もない、若し萬一期待が裏切られ御陵墓が他府縣に決定された場合正當の手續を経て内部の研究を爲すに於ては必ずや我國史の上に重要な一新事實を加ふるに至るべく、産業土木方面とは至つてその趣きを異にするも本縣としては最も貴重なる事業の一とならう、之に次ぐ

南部の忠臣

の顯彰である、即ち南津輕郡浪岡村所在の波岡城址は南朝の忠臣として知られる北畠家の居城である、親房、顯家、顯信、信親、守親、親統等子孫一族

擧げて南朝の爲めに忠誠を勵みその大方針は實に波岡城に於て樹立されたので波岡城は忠誠を以て築き上げられたと云つてよく永久に保存し益々顯彰すべき地である、また現在の三戸郡館村なる根城は南朝の忠臣南部師行の居城で子孫政長、政信、信光、政光と共に五代に亘り一意専心南朝の爲めに誠忠を擧げた當時根城は陸中、陸奥、羽後に於ける文化の中心であつたが今尙往時の傳を傳へ勤王の風蕪るを思はしむ、波岡城に就いては既に明治十五年七月その荒廢するを恐れ北畠氏の末裔北畠徳本氏は有志と共に北畠氏の墓碑を建設し根城に就いては館村自身標柱を建設したが三戸郡神職會は別格官幣社建立の建設を其筋に爲すべく準備中である縣としては先づ兩城址を舊蹟に據る天然記念物として指定を受くる調査を遂げ實現の曉は更に地方をして保存會顯彰會等を組織せしめその忠誠を永遠に傳ふると共に益々光輝を發揚せしめ精神上的の權たらしむる計畫がある。

醫學專門學校設置

本縣下に醫學校を設置したいとの希望は早くより縣人一般の有した所て就中明治四

十五年頃から縣下有識者の間にその熱を高むるに至つた、縣立青森病院の内容充實するに從ひその度を高め政黨方面の問題となり政友會並に民政黨の先身なる憲政會の兩支部は各其總會に於て決議として本縣に醫學專門學校設置を發表するに至つた、是より先大正十二年縣立青森病院創立十週年記念式に際し院長鈴木三伯氏がその席上に於て醫學專門學校創立に關する意見を發表し、臨席の青森市長阿部政太郎氏は即座に共鳴して必要な調査を爲すべく所信を吐露した、これが醫學專門學校設立に就いて全開された最初である、其後昭和二年十二月の末鈴木青森病院院長は昭和御大典記念として青森醫學專門學校を創立すべしとの意見を提唱し各方面に共鳴者を得たが時運非にして而も縣經濟の關係等から遂に實現を見るに至らなかつたが然し本縣と醫學校は之を以て斷絶したのでなく將來に於て解決せらるべき重要問題の一として縣人の考慮すべきものたるを失はぬ、さて醫學に従事する醫師と人口關係を見るに全國平均は醫師一人當り人口千六百六十一人なるに本縣は實に二千六百七十三人である、即ち沖繩縣の三千五百三十人に次ぐは本縣であつて本

縣より若干割合のいゝのは岩手縣の二千五百七十四人、福岡縣の二千二百四十六人で東京の千二十八人に比するときは實にその間隔が甚だしい、由來文明は醫師の普及に依て推斷し得るとさへ云はれてゐるが此點から見れば本縣は憐れむべし沖繩縣に優るのみである、而して又縣衛生課の調査する所に依れば昭和二年六月末現在で醫師の居らぬ村五十六ヶ村、内二十四ヶ村は早急設置の要ありと斷定してゐる、此點から見ると本縣に醫師の普及頗る緊要であるが此目的を達成するには縣内にその養成機關たる醫學校を設置することが最も必要である、幸ひにして青森には内容整備の縣立病院あり今後の建築物としては校舎及其附屬物だけて事足るので比較的少ない費用を以て設置することが出来る、而して青森の位置は北日本に於ける醫育機關配置の最適地であるから天の賦與する我青森の利權を確實に保有することが頗る可能と見てよい、要するに本縣に於ける將來の重大懸案の一として考究せらるべき問題であるが若し專門學校として解決することを得れば將來醫學科大學としての多幸なる運命を有すべく各政黨既に決議として發表して居る以上努力如何に依ては悲觀した問題でない。

財政

國庫一般會計歲計

(單位千圓)

決算	入		出		剩餘
	總額	經常部	臨時部	臨時部	
大正十一年度	二〇五、七二一	一、二八三、八二一	七八一、八九八	一、四八九、八五五	八四一、七四九
十一年度	二〇八、七四五	一、四二八、〇二六	六五九、三三九	一、四三九、六八九	八九一、三五七
十二年度	二〇五、二九八	一、三〇三、八三三	七四一、四六六	一、五二一、〇五〇	九六〇、五九三
十三年度	二、二七、三九一	一、四八、六四〇	六八八、七五一	一、六五五、〇二四	一、〇五一、〇一〇
十四年度	二〇七、三六九	一、四四三、三三四	六二八、三三四	一、五二四、九八八	一、〇二六、二八九
十五年度	二、〇五、三六一	一、四三三、四九一	六〇三、九五二	一、五七八、八三六	一、〇八一、九三三
昭和二年	一、七五八、六九九	一、四四八、五五一	三〇〇、八八八	一、七五八、六九九	一、一八四、五二五
三年	一、七〇九、二二六	一、四八四、三三五	二四七、七六〇	一、七〇九、二二六	一、一九九、九七三
備考	二年度三年度は豫算、十五年度以前は決算				

昭和三年度一般會計實  
行豫算歲出入各款別

歳入經常部		營業收益稅		砂糖消費稅	
地租	九〇、四七六、六六〇	營業稅	三、七五、七九四	織物消費稅	六、五五、二四〇
所得稅	六七、三三〇、二一五	相續稅	二、四五、九四四	取引所稅	三、四、六〇二
租稅	二一、三三五、六五五	鑛業稅	五、三六、一七五	關稅	一四、八九、六六八
		資本利子稅	一五、九三、二四五	噸稅	一四一、〇六、七三七
		兌換券發行稅	四、二五、〇三七	紙收稅	一、五八、七四七
		酒稅	三三、四四、九九	官業及官有財產收入	七九、一五、四八五
		清涼飲料稅	四、一六、五二二		四七三、三三、四八八

財政——國庫一般會計歲計——昭和三年度一般會計實行豫算歲出入各款別

歲入經常部合計	一、四四、三五、八四
歲入臨時部	六、八八、六九
官有物拂下代	七、九〇、五八
雜收	二、七〇、〇〇
高校創立及擴張受入金	二、七〇、〇〇
公共團體工事費納入金	一、〇〇、〇〇
同分擔金	四、五〇、〇〇
學術研究獎勵金受入	三、九一、七四
特別會計資金繰入金	六、〇〇、〇〇
公債	二、五五、八〇
剩餘金繰入金	三、五九、九〇
特別會計資金繰入金	三、四七、〇〇
其他	一、七〇、二六、二四
歲入臨時部合計	一、七〇、二六、二四
歲入總計	四、五〇、〇〇
歲出經常部	一、六二、六六、二九
外務省	四、一五、〇三
內務省	三、八八、七五、七九
陸軍省	一、七六、〇八、六四
海軍省	一、四三、七三、七三
司法省	三、五五、四七
文部省	一、八、六四、三三
農林省	二、五〇、六一

歲出經常部合計	一、二九、九三、四三
歲出臨時部	三、〇六、四四
外務省	一、六六、一三、六二
內務省	五、〇六、九五
陸軍省	一、八、九二、〇六
海軍省	二、三九、〇七
司法省	二、〇六、七四
文部省	二、七五、三〇、七六
農林省	六、六三、七五
遞信省	五、八、三九、五四
歲出臨時部合計	一、七〇、二六、二四
歲出總計	二、九〇、一九、六七

昭和二年度	三、四六、八六
昭和三年度	三、〇七、五、九
昭和三年度	三、〇七、五、九

各特別會計昭和三年度實行豫算

臺灣總督府	一〇九、二四、三五
朝鮮總督府	三三、六四、〇四
關東總督府	二〇、八七、四、二四
南洋總督府	四、七三、〇九
樺太廳	二七、三三、二〇
鐵道	六、五〇、五、九六
歲入	五、四、〇〇、六八〇
歲出	六、〇〇、〇〇〇

地方債起債團體別增減累年表 (單位圓)

年度末	道府縣債	市債	町村債	水利組合債	總計	人口一人當り
大正十年	一三、八四、五七	四、三六、五九	三九、一三、〇九	一三、三三、〇〇	六五、〇七、〇五	一一、六九
十一年	一五、一五、二一	五、四七、二七	五五、二四、四五	一八、八二、六二	七八、八三、一七〇	一四、〇八
十二年	一五、二〇、五五	六、四四、七八	八、六五、八六	二〇、八六、九八	九四、五三、二〇	一六、五〇
十三年	二六、九、二六	七、七、五三	九、五、九七	二六、七、〇六	一、二九、一三九、〇八	一九、九八
十四年	一八、四、四、五	八、九、七、四	一五、六、九、九	三〇、〇三、二六	一、二七、九四二、七三〇	二二、三五
十五年	三九、三、五、九	一〇、七、五、四	一三、一、六、九	三五、一、三、七	一、五三、二四六、七四	二五、三三

昭和三年度青森縣歲入歲出豫算

歲入經常部	豫算高
地租附加稅	一、〇四、一、三四
特別附加稅	一、五〇、〇、三五
營業收益附加稅	二、三六、三、九五
所得稅附加稅	三、三三、〇、八八
礦業稅附加稅	一、一七、九
砂鐵稅附加稅	四
家屋稅	五、一〇、一、〇〇
營業稅	一、七、一、四三
雜種稅	六、四、〇、一九
藝妓稅	三、八、一、四二
常時市場稅	六、一〇
演劇興行稅	一、六、四、七
船舶稅	二、六、七四
車畜稅	三、六、九、五
屠宰稅	八、七、一六
漁業稅	三、八、八、五
櫛獵稅	一、三、九、四二
狩獵稅	六、七、五
牛馬稅	四、七、八、六
代書業稅	六、九
不動產取得稅	一、〇、八、五、六
木流稅	七、五
畜犬稅	七、一、三
電柱稅	一、五、四、八
溫泉稅	一、七、三、六
遊興稅	七、四、〇、〇〇
金庫稅	八、五、七
備入稅	六、一、三三
財產收入	三、五、四、〇〇
使用料手數料	一、五、八、二〇
國庫下渡金	八、七、六、八五
恩給負擔分擔金	六、四
雜收	三、五、六、〇八
經常部合計	三、六、九、六、三三
歲入臨時部	三、六、九、六、三三
科	豫算高
國庫補助金	一〇、〇〇〇
衛生費補助	四、九、六、三四
教育費補助	一〇、〇、四五
勸業費補助	七、一、〇〇〇
感化院補助	一〇七、九、三五
淺瀨石川補助	一、二、五四
淺瀨石川補助	五〇、〇〇〇

財政——地方債起債團體別增減累年表 昭和三年度青森縣歲入歲出豫算

財政——昭和三年度青森縣歲入歲出豫算

馬淵川補助	一五,〇〇〇	社會事業費	一七,〇〇〇	土木補助費	三六,三〇〇
山田川補助	三八,四〇〇	統制調査費	九,七三三	教育補助費	八,〇〇〇
鮫漁港補助	四〇,〇〇〇	史蹟調査費	二,八〇〇	衛生補助費	二二,三六八
乾橋補助	三六,〇〇〇	選舉費	四,七〇〇	勸業補助費	二〇六,三七〇
國庫補助	三六,九六六	財產費	一六四	社會事業補助費	二,四〇〇
寄附金	八七,九九九	縣收入取扱費	八九,五二一	統計補助費	二,七〇〇
財產賣拂代債	七,三三五	諸達揭示費	三,四七五	自作農資金補充金	四,七三六
縣費	四四,〇〇〇	縣有給吏員恩給費	三,七五八	縣行造林補充金	一五,一三五
火災後貸付收入	二七,六二五	審査會費	三〇	岩木川分擔金支出額	三九,〇〇〇
住宅建築貸付收入	六〇,六一八	代執會費	三〇	五所川原水道補助支出額	一五,〇〇〇
學校基本財産繰入	一五,〇〇〇	公舍修繕費	三三,三五五	淺瀬石川工事費支出額	三七,〇〇〇
臨時部合計	一,〇八八,九七七	豫備部合計	二〇,〇〇〇	山田川事業費支出額	八五,六〇〇
歲入總計	四,七八,六三〇	經常部合計	二,九二九,五二二	鮫漁港修築費支出額	二〇〇,〇〇〇
		歲出臨時部		白糠港修築費支出額	五〇,〇〇〇
科	豫算高			木造中學校建築費支出額	五五,五六五
神會社	三,五六四			野邊地中學校同上	四一,七〇〇
職諸員	三六,三三三			商業學校同上	三〇,〇五〇
縣費	一〇一,一一七			育英資金支出額	五,〇〇〇
警察費	五八,一三三			乾橋架替費支出額	七六,〇〇〇
土木費	五九,九三八			縣債	六九五,六六〇
教育費	九〇七,二五五			運用金戻入費	三七一,四九
衛生及病院費	四五,七九			臨時部合計	一,八二九,一一八
勸業費	六四,九〇五			歲出總計	四,七八,六三〇
警察廳舍建築費	四,六三二				
土木教育費	六,一五四				
勸業費	三〇,二六六				
調查費	三,四九九				
神職養成補助費	七,三〇〇				
軍人會補助費	八〇〇				
消防義會補助費	七〇〇				
水難補助費	一,〇〇〇				

昭和三年度歲入出追加豫算

臨時部國庫補助金	五三,〇〇〇	經常部合計	一四,六〇〇	縣費補助金	四,七三六
同 寄附金	二〇,〇〇〇	臨時部合計	二五,〇〇〇	管 理 費	三〇〇,〇〇〇
同 縣 債	三三〇,〇〇〇	經常部合計	三九,六〇〇	賃 付 費	四二,七三四
臨時部合計	四〇一,〇〇〇	臨時部合計	五九,六〇〇	出 債 費	三三〇,〇〇〇
歲 入 總 計	四〇一,〇〇〇	臨時部合計	三九,六〇〇	出 債 費	三三〇,〇〇〇
臨時部合計	五三,〇〇〇	臨時部合計	三九,六〇〇		
同 縣 債	三五〇,〇〇〇				
同 道 路 改 良 費	四〇一,〇〇〇				
歲 出 總 計	四〇一,〇〇〇				
經常部雜收入	二四,六〇〇				

  

昭和三年度青森縣 自作農創設維持資金歲入出豫算	三〇〇,〇〇〇	昭和三年度青森縣 青森病院歲入出豫算	二六,一七三
國庫補助金	三〇〇,〇〇〇	病 院 收 入	三六,〇〇〇
縣 債	六,三〇六	入 合 計	二九九,七三三
擴 立 病 院 費	二九,七三三		

縣 財 政 累 年 表 (單位圓)

年 度	昭和元 年 (大正十四 年)	十 三 年	十 二 年	十 一 年	十 年	九 年	八 年	七 年	六 年
歲 入 總 計	三,三三二,〇〇〇	三,二九一,六八三	三,一八七,〇六八	二,七九一,〇七〇	二,七三一,五九〇	一,九九八,三四一	一,五八,〇三七	一,二五八,五六七	一,〇二二,七七一
縣 稅	二,三三三,五三三	二,三二〇,一四五	二,三〇七,三五四	二,〇八八,四八五	二,〇八八,四八五	一,七七一,九七九	一,七六八,四七六	一,七四四,七〇六	一,七四四,七〇六
一 戶 當 平 均 (錢)	二,三三三,五三三	二,三二〇,一四五	二,三〇七,三五四	二,〇八八,四八五	二,〇八八,四八五	一,七七一,九七九	一,七六八,四七六	一,七四四,七〇六	一,七四四,七〇六
其 他	五,五三四,〇〇六	四,七四五,〇三三	四,六七八,七四三	五,〇三七,一五四	五,一三三,〇四四	二,九七六,八〇三	一,三三三,七四三	一,六四四,一四九	二,二一三,〇一三

財政——昭和三年度歲入出追加豫算 同追加豫算 昭和三年度青森縣自作農創設維持資金歲入出豫算 昭和三年度青森縣立青森病院歲入出豫算 縣財政累年表

財政——縣財政果年表 縣有財產

縣	出					計
	其	勸業	衛生	教育	土木	
昭和元年	六九六、五五〇	六九三、四五〇	七三三、四四四	七〇〇、八八〇	七三三、三三〇	七〇三、二八八
大正元年	一、七四二、六八九	一、二五七、一六五	一、三九一、七三三	二、〇七五、五〇九	一、七二九、四三三	一、三三三、九四四
大正二年	九八一、五四五	九一六、六六七	八八六、〇五五	七〇九、四三三	八四九、三六四	六八一、〇九八
大正三年	六八、八三五	七一、四四五	八三、三七九	一四、五五八	一〇八、三六八	五九、九五五
大正四年	八六八、六六三	七六、八六六	七九、八二一	七三〇、五八五	八〇八、〇二四	四七、八一九
大正五年	一、〇一六、五六四	九七三、五七七	八二五、五五五	一、二七八、四六二	六二五、〇八一	七五、八九五
大正六年	五、三八四、八六四	四、六七一、〇五五	四、六五五、六四四	五、五三三、九七一	四、八二一、二五六	三、七三三、九三六
大正七年	四、一九三、七二六	二、九一〇、六六六	三、八四九、六〇〇	二、四六〇、〇六四	二、四四七、七四四	二、五七、一八一

縣	普通財產		一般(動產)		羅災救助資金		基本財產(不動產)	
	計	反	計	反	計	反	計	反
昭和元年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正元年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正二年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正三年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正四年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正五年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正六年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正七年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正八年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正九年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正十年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正十一年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正十二年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三
大正十三年	六四三、五	六四三、五	二五、〇〇九	二五、〇〇九	八二五、二五七	七六六、七四五	四九、四七二	三三、〇五三

轉貸又は縣費負擔に屬せざる縣債未償還高(昭和三年六月末日現在)  
 元利 未償還高(圓)  
 種 別  
 四分二厘日本銀行

目 的	縣		縣	
	元利	未償還高(圓)	元利	未償還高(圓)
青森市住宅建築費貸付金	四六、一四〇	四六、一四〇	四分八厘日本銀行	四分八厘日本銀行
青森病院擴張費	七三、六七七	七三、六七七	五分四厘勸銀、七分三厘神田銀行、七分神田銀行	五分四厘勸銀、七分三厘神田銀行、七分神田銀行
住宅産業兩組合建築費	九八三、三九九	九八三、三九九	四分八厘日銀第一回、四分八厘日銀第二回、四分八厘日銀第三回、四分八厘日銀第四回、四分八厘日銀第五回、四分八厘日銀第六回、四分八厘日銀第七回、四分八厘日銀第八回	四分八厘日銀第一回、四分八厘日銀第二回、四分八厘日銀第三回、四分八厘日銀第四回、四分八厘日銀第五回、四分八厘日銀第六回、四分八厘日銀第七回、四分八厘日銀第八回
自作農創設維持資金	三三六、九二一	三三六、九二一	四分八厘逓信省	四分八厘逓信省
合計	一、八三〇、四九一	一、八三〇、四九一	一般負擔に屬する縣債未償還高(昭和三年六月末日現在)	一般負擔に屬する縣債未償還高(昭和三年六月末日現在)
目 的	元利	未償還高(圓)	種 別	種 別
凶作善後經營費	一一二、七五〇	一一二、七五〇	六分日本赤十字社、七分千代田生命、六分五厘勸銀	六分日本赤十字社、七分千代田生命、六分五厘勸銀
青森港修築費	五四二、二二五	五四二、二二五	六分勸銀、六分勸銀第二回、六分五十九銀行、五分四厘羅災救助基金、五分四厘勸銀	六分勸銀、六分勸銀第二回、六分五十九銀行、五分四厘羅災救助基金、五分四厘勸銀
岩木川改修分擔金	一、五六〇、〇八四	一、五六〇、〇八四	五分六厘勸銀、五分四厘勸銀、五分四厘勸銀第二回、五分四厘勸銀第三回、五分四厘勸銀第四回、五分四厘勸銀第五回、七分縣共濟會、五分四厘羅災救助基金、七分三厘勸銀青森支店、五分四厘勸銀青森支店、七分三厘神田銀行、五分四厘羅災救助基金、五分四厘勸銀第六回、五分四厘勸銀第七回、五分四厘勸銀第八回、七分神田銀行、五分四厘勸銀第九回、五分四厘勸銀第十回、七分神田銀行第二回	五分六厘勸銀、五分四厘勸銀、五分四厘勸銀第二回、五分四厘勸銀第三回、五分四厘勸銀第四回、五分四厘勸銀第五回、七分縣共濟會、五分四厘羅災救助基金、七分三厘勸銀青森支店、五分四厘勸銀青森支店、七分三厘神田銀行、五分四厘羅災救助基金、五分四厘勸銀第六回、五分四厘勸銀第七回、五分四厘勸銀第八回、七分神田銀行、五分四厘勸銀第九回、五分四厘勸銀第十回、七分神田銀行第二回
鮫漁港修築費	一、二九、七六六	一、二九、七六六	七分勸銀、五分四厘勸銀、五分四厘勸銀第二回、五分四厘勸銀第三回、五分四厘羅災救助基金、五分四厘勸銀第四回、八分神田銀行、七分三厘神田銀行、七分神田銀行	七分勸銀、五分四厘勸銀、五分四厘勸銀第二回、五分四厘勸銀第三回、五分四厘羅災救助基金、五分四厘勸銀第四回、八分神田銀行、七分三厘神田銀行、七分神田銀行
建築物增築建築費	八七、二〇〇	八七、二〇〇	七分二厘五十九銀行	七分二厘五十九銀行
災害復舊費	一一三、五〇六	一一三、五〇六	四分八厘日銀、七分神田銀行、四分八厘勸銀、七分三厘神田銀行、四分八厘日銀第二回、七分五厘勸銀、四分八厘日銀第三回、七分神田銀行第二回、七分神田銀行第三回、六分五厘神田銀行、六分五厘神田銀行第二回、六分五厘神田銀行第三回	四分八厘日銀、七分神田銀行、四分八厘勸銀、七分三厘神田銀行、四分八厘日銀第二回、七分五厘勸銀、四分八厘日銀第三回、七分神田銀行第二回、七分神田銀行第三回、六分五厘神田銀行、六分五厘神田銀行第二回、六分五厘神田銀行第三回

財政——縣 債



馬淵川、山田川水利  
改良事業費 一〇〇、六五五  
乾橋架替費 七二、二六四  
白糠港修築費 一八、九六六  
合計 一八〇、八八五  
合計 六、〇四七、〇〇一  
合計 七、八五七、四三二

三回

市町村財政 (單位圓)

歳入	昭和元年度迄決算、昭和二三年度豫算とす)											
	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年
市町村税	四、九三五	四、六四四	四、六六二	四、五九七	四、六五二	三、八九一	五、一四五	四、五五二	四、二四〇	三、二三三	二、一五二	一、七四四
平均(錢)	三三六	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二
其他	三、七五四	三、三三九	四、八〇九	二、九八一	四、〇六二	二、七九三	二、三三三	一、九八八	一、九〇二	一、九〇二	一、一六四	八四六
計	八、六九〇	七、九八三	九、四七二	七、五八一	八、七二四	七、九八六	七、九三九	六、九五五	六、三三八	五、〇三六	三、三二六	二、五二一
役所費	七〇八	六二五	三三二	二九七	四四五	四九五	七八九	二五八	一五八	九二八	三三七	五四八
土木費	〇四六	五四六	二九五	九〇九	五八六	一三九	二二六	五九九	四四〇	六五三	七三八	二五五
教育費	?	?	?	二、五七〇	三、二五五	三、一六四	二、五八二	二、六〇八	二、三九九	〇四一	一、六八二	一、二四四

出	昭和元年度迄決算、昭和二三年度豫算とす)											
	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年
衛生費	四五二	三七四	四四	四四五	四四八	四四八	四四八	四四八	四四八	四四八	四四八	四四八
勸業費	八九二	〇四六	〇四六	〇四六	〇四六	〇四六	〇四六	〇四六	〇四六	〇四六	〇四六	〇四六
其他	?	?	?	二、九八三	二、七五八	二、四〇二	三三、五四六	二六、二八三	二〇、二二六	二〇、九三九	一三、九六四	八〇八六
計	八、六九〇	七、九八三	八、二七六	七、三六六	七、三六六	七、三六六	七、三六六	七、三六六	七、三六六	七、三六六	七、三六六	七、三六六

市町村有財産 (單位圓)

基礎	昭和元年度迄決算、昭和二三年度豫算とす)											
	昭和元年	大正十二年	大正九年	大正六年								
本財産	一、五五五、五三三	一、〇九五、九八三	九三八、五五九	六五七、三三四								
特別財産	二、四〇六、四〇〇	一、七五五、九二七	一、五二九、一六三	五六三、八八〇								
本財産	四、九六二、九三三	二、八一五、九一〇	二、四八七、七二二	一二四一、二三四								
收益無形	一、九〇四、八二二	一、〇八三、五八七	四九六、〇六五	七四六、五四九								
積立金	八、一七六、五八二	一、一六九、二八二	八〇八、九五四	一三九、七二八								
罹災救助資金	三九八、〇二八	三七〇、三八一	三二一、五〇二	一八六、六八五								

本縣最初の市町村分賦

昭和三年八月八日の縣參事會に於て本縣最初の市町村分賦が可決された。即ち警察官

教員恩給加俸十五萬六千七百四十圓、傳染病豫防費補助三萬九百十二圓、耕地整理補助六萬圓の追加を餘儀なくされたが財源窮乏を以て本省の諒解を求めて家屋税の追加を以て定むるものにつき許可

の内諾を得たが耕地整理の補助は之れを求むるも財源とすべきものなく遂に耕地整理國庫補助千三百八十圓を除いた五萬八千六百二十圓を市町村分賦とする事になつたものである。而して市町村分賦に關しては府縣制施行令第四章に規定され其の第二十六條に『府縣は臨時少額の費用の爲め特に賦課徴収を爲すを要する場合に於ては當該年度府縣稅既定豫算額の十分の一範圍内に於て其の費用を市町村に分賦する事を得とあり分賦の割合は豫算の屬する年度の前々年度に於ける市町村の直接國稅(地租、所得稅、營業稅、營業收益稅、鑛業稅、砂鑛區稅、取引所營業稅)及び直接府縣稅(特別地稅、戶數割、家屋稅、營業稅、雜種稅但し遊興稅及び觀覽稅を除く)を賦課の標準とするものであるが特別の事情ある場合右の標準に依り難い場合は府縣會の議決を経て内務大臣の許可を受け特別の分賦方法を設くる事が出来るものである。

青森縣令第八十二號 昭和三年八月青森縣告示第三四九號青森縣歲入歲出追加豫算中分賦金の分賦に關し左の通り相定む。

縣費分賦に關する件

- 第一條 昭和三年八月青森縣告示第三四九號青森縣歲入歲出追加豫算中分賦金は府縣制第三百三條及府縣制施行令第二十六條の規定に依り之を市町村に分賦する割合は豫算の屬する年度の前々年度に於ける市町村の直接國稅及直接縣稅の賦課額に依る。
- 第二條 前條の規定に依り各市町村に分賦する割合は豫算の屬する年度の前々年度に於ける市町村の直接國稅及直接縣稅の賦課額に依る。
- 但し大正十五昭和元年度以降に於て城區變更ありたる市町村の賦課額は現在市町村の區域に屬する部分の賦課額に依る。
- 前項の各市町村に對する分賦金額は別に之を告示す。
- 第三條 各市町村は其の分賦金を別に發する納額告知書に依り昭和三年十一月三十日限り縣金庫に納付すべし。

縣費分賦規定

右市町村分賦は八月二十一日發行縣報第二百四十一號縣令第八十二號に依り規定發布せられたがその全文左の通り。

附則 本令は公布の日より之を施行す。

- 昭和三年度本縣新規事業
- 昭和三年度本縣豫算は別項の通りであるが内新規事業に屬すべき費額十一萬一千餘圓充實擴張に要するもの五十六萬五千餘圓であるが内新規事項の種目並金額左の通り。
- 一、柏木町農學校移管經費 二六、三〇〇圓
  - 一、育英資金積立 五、〇〇〇圓
  - 一、教育調査會費 一、二〇〇圓
  - 一、師範實習地購入費 一四、五〇〇圓
  - 一、小麥原種圃設置費 一、〇〇〇圓
  - 一、農具研究費 二、四〇〇圓
  - 一、馬耕獎勵費 六、〇〇〇圓
  - 一、種鶏部設置費 二、五〇〇圓
  - 一、御大典記念馬匹博覽會費 四、〇〇〇圓
  - 一、養蠶開拓獎勵費 三、〇〇〇圓
  - 一、水源涵養造林補助 八、〇〇〇圓
  - 一、林業共同施設補助 一、五〇〇圓
  - 一、販路擴張費 六、〇〇〇圓
  - 一、水産試驗船建造經費 三、一〇〇圓
  - 一、漁業振興資金補助費 二、〇〇〇圓
  - 一、産業調査會經費 六、〇〇〇圓
  - 一、港灣修築費 二、〇〇〇圓
  - 一、尚擴張事業としての重要なもの山田川沿岸耕水改良事業其他の土木費、勸業補助費、木造中學校其他縣立學校擴張費、橋梁架替事業等である。

租 稅

國稅 稅務區劃

仙臺稅務監督局

稅務署名

青森稅務署

鯉ヶ澤稅務署

弘前稅務署

五所川原稅務署

野邊地稅務署

八戶稅務署

署長

谷口吉太郎

高橋淺治

高橋左右吉

手塚勝次

小野寺良亮

佐々木省三

稅務署の位置

青森市浦町

西津輕郡鯉ヶ澤町

弘前市相良町

北津輕郡五所川原町

上北郡野邊地町

三戸郡八戸町

直稅課長

小賀坂代藏

元木萬太郎

二瓶勇右衛門

齋藤友三郎

花井弘

齋藤剛樹

管轄區域

青森市、東津輕郡

西津輕郡

弘前市、中津輕郡南津輕郡

北津輕郡

上北郡、下北郡

三戸郡

間稅課長

芳賀隆治

神樂岡智眼

三浦熊一

本間清重

鳴海健藏

小野覺平

市町村數

二四

二〇

四六

二三

二五

三二

庶務課長

花田良策

飯塚忠一郎

工藤永助

太田壽實

宇佐美繁

伊良子徹

國縣市町村稅負擔概算表

(昭和三年度)

稅目

金額

納稅者總數ニ對スル平均一人當リ

總人口ニ對スル平均一人當リ

總戶數ニ對スル平均一人當リ

直接國稅 一九七、〇九〇

九、八五五

三、二二三

一八、六六四

租稅——稅務區劃 國縣市町村稅負擔概算表

租税——本縣國稅徵收額

市 縣 稅 三、〇四六、四五六  
町 村 稅 四、九三五、三三八

備考 昭和三年度縣稅市町村稅豫算額並に縣稅同年度豫算課稅標準たる國稅額を大正十五年末人口にて除す

本縣國稅徵收額

年度	調定濟額	收入濟額
大正十一年度	五、四七五、〇四五	五、四六六、七五三
十二年度	五、四三三、〇一九	五、四八八、六三三
十三年度	五、三三三、八二六	五、三三三、〇三三
十四年度	五、六六〇、五三三	五、六四二、五三三
昭和元年度	五、三五八、五四三	五、三二二、一五八

國稅徵收額内譯

年度	調定濟額	收入濟額
大正十一年度	九三三、九五五	九三三、九二〇
十二年度	九二四、四三三	九二四、二八〇
十三年度	九二五、九三三	九二五、六五五
十四年度	九二八、五〇六	九二八、二八五
十五年度	八四〇、三六〇	八三八、五九三
大正十一年度	一、二〇〇、五五五	一、二〇〇、四八三
十二年度	一、一六六、九三一	一、一六六、八五四
十三年度	一、二七二、〇〇四	一、二七〇、四二五
十四年度	一、三〇六、九二二	一、三〇五、五五三

營業稅

年度	營業稅
大正十一年度	一、二七九、七三三
十二年度	一、二七九、七三三
十三年度	一、二七九、七三三
十四年度	一、二七九、七三三
十五年度	一、二七九、七三三

酒稅

年度	酒稅
大正十一年度	二、八二一、七三三
十二年度	二、八四八、二六六
十三年度	二、八五二、八二七
十四年度	二、七九七、〇一一
十五年度	二、七八八、四三三

地租納額別人員 (二月一日現在)

納額	人員
二千圓以上	八
千圓以上	八
百圓以上	八
五十圓以上	八
十圓以上	八
廿錢以上	八
二十錢未満	八
合計	八

所得稅種類別奥羽六縣比較 (昭和二年度)

縣別	第一種所得稅		第二種所得稅		第三種所得稅	
	普通所得金額	稅額	所得金額	稅額	所得金額	稅額
宮城縣	五、二二二、二七四	三〇六、八三三	五、八五六、一六五	二八六、五三三	二六、五〇一、五八八	一、三三二、二五五
岩手縣	三、八二〇、一七一	一七九、〇三四	四、二九七、六五五	二二二、四五一	二、八九六、五四一	一、三三二、二五五
福島縣	四、九六八、二三五	二八〇、三〇〇	五、六四四、五九六	二八〇、三三六	一、五九九、五九一	五九三、六四七
秋田縣	四、三六五、八四四	三二七、七六〇	二、九三六、五八七	一四六、三三九	一、二六九、五六九	五二、六八八
青森縣	四、一四五、二八七	三九一、七七九	三、九三五、〇四九	一九六、二七六	一、二六九、五六九	五二、六八八
山形縣	三、四七二、三〇六	一九三、七九二	三、八二七、二九二	一八八、五五五	二、六六二、八六八	九八六、二八五
宮城縣	五、二二二、二七四	三〇六、八三三	五、八五六、一六五	二八六、五三三	二、八九六、五四一	一、三三二、二五五
岩手縣	三、八二〇、一七一	一七九、〇三四	四、二九七、六五五	二二二、四五一	一、五九九、五九一	五九三、六四七
福島縣	四、九六八、二三五	二八〇、三〇〇	五、六四四、五九六	二八〇、三三六	一、二六九、五六九	五二、六八八
秋田縣	四、三六五、八四四	三二七、七六〇	二、九三六、五八七	一四六、三三九	一、二六九、五六九	五二、六八八
青森縣	四、一四五、二八七	三九一、七七九	三、九三五、〇四九	一九六、二七六	二、六六二、八六八	九八六、二八五
山形縣	三、四七二、三〇六	一九三、七九二	三、八二七、二九二	一八八、五五五	二、六六二、八六八	九八六、二八五

租税——所得稅種類別奥羽六縣比較

秋田縣

所得金額	納稅人員
一、二四九、七三三	九、七三六
二、〇六〇、三三四	三、〇一七
一、五三七、九一六	七、〇六二
二、六六八、五〇〇	二、六三七
二、四四五、〇四〇	三、九三二

青森縣

所得金額	納稅人員
一、二四九、七三三	九、七三六
二、〇六〇、三三四	三、〇一七
一、五三七、九一六	七、〇六二
二、六六八、五〇〇	二、六三七
二、四四五、〇四〇	三、九三二

宮城縣

所得金額	納稅人員
一、二四九、七三三	九、七三六
二、〇六〇、三三四	三、〇一七
一、五三七、九一六	七、〇六二
二、六六八、五〇〇	二、六三七
二、四四五、〇四〇	三、九三二

岩手縣

所得金額	納稅人員
一、二四九、七三三	九、七三六
二、〇六〇、三三四	三、〇一七
一、五三七、九一六	七、〇六二
二、六六八、五〇〇	二、六三七
二、四四五、〇四〇	三、九三二

秋田縣

所得金額	納稅人員
一、二四九、七三三	九、七三六
二、〇六〇、三三四	三、〇一七
一、五三七、九一六	七、〇六二
二、六六八、五〇〇	二、六三七
二、四四五、〇四〇	三、九三二

青森縣

所得金額	納稅人員
一、二四九、七三三	九、七三六
二、〇六〇、三三四	三、〇一七
一、五三七、九一六	七、〇六二
二、六六八、五〇〇	二、六三七
二、四四五、〇四〇	三、九三二

山形縣

所得金額	納稅人員
一、二四九、七三三	九、七三六
二、〇六〇、三三四	三、〇一七
一、五三七、九一六	七、〇六二
二、六六八、五〇〇	二、六三七
二、四四五、〇四〇	三、九三二

租稅——所得稅種類別奧羽六縣比較

千五百圓以下	一、八八六	一、七四〇、六一	一、五八四、三
二千圓同	五三三	二〇一、〇二	一、八一九
三千圓同	一、五二八	一、七五九、七四	三、五九一
五千圓同	四九八	二二五、三三	二、八八三
七千圓同	一、〇三三	一、六四四、六六	三、三〇〇
一萬圓同	三三四	一、五九八、二二	三、〇五一
一萬五千圓同	二四〇	二、二七〇、一九七	六、四八五
二萬圓同	九七	一、八二、六五三	五、二二一
三萬圓以下	三三九	一、一六六、八一	四、〇四四
五萬圓同	二二二	一、〇〇二、六四三	三、九六六
七萬圓同	二四〇	一、一八、七三三	五、五、六六六
一萬圓同	九七	一、二三、九二七	五、九四四
二萬圓同	一五九	一、〇三、八六五	五、八、八一
三萬圓以下	七	七、二、三三	四、一、三一
五萬圓同	四九	四七九、四一八	三、五、五五
七萬圓同	五三	三、三、三八	二、〇、二六
十萬圓同	三六	九六八、七九	八、一、六五
二十萬圓同	三六	三、三、三八	二、八、七四
五十萬圓同	三三	二、六、四八八	九、七、六
		九〇四	一、六、一六

(2) 所得種類別

種別	昭和三年度 所得金額	昭和二年度 所得金額
田、其所土地	三、七五三、九三	五、〇四二、六三
畑、其、他土地	二、六七、五〇	七、七、四三
貸地、貸家	七九七、三七	三、四、〇九二
牧養及採取業	二八一、七一	三、七、八、四五
商業	三、八二一、〇〇一	三、七、八、四五
工業	五九、三七八	五、一、二、三
非營業貸金及預金其、他利子	一、七二、八九八	二、七、八、二五
配當	一、六三三、一〇一	一、六、五、二九八
俸給、給料、歳費	二、九三二、三七二	二、七、〇、五、七
賞與	七、五、五、三三	七、六、二、八
諸給與	二、六、七、四四	二、九、七、六一
庶業	二、七、六、五三	二、六、六、三四
其他	一、五、〇、六、七九〇	一、六、五、三、八六八
山林所得	一、二、四、九、三四一	一、〇、二、六、五、九三二
合除金額計	一、三、七、七、四九九	一、五、三、〇、七、九六
控除金額計	一、三、七、七、四九九	一、五、三、〇、七、九六
差引合計	二、三、〇、〇、〇〇〇	二、三、〇、〇、〇〇〇
備考	控除金額は扶養家族及保険料、控除及勤務所得の控除	

昭和三年度第三種所得稅郡市別調

青森縣	人員	所得金額	稅額
郡市名			
青森	一、〇八三	二、七、八、九三	一、二、四、〇、〇〇
青森	三四一	六、四、九、九二	二、一、九、六、七
東津輕	一、四、四四	三、三、七、二、八五一	一、四、五、九、八七
西津輕	四、四六	八、五、九、六〇	三、〇、一、八、八

營業稅納額別人員

大正十二年個人	二萬圓以上一萬圓以上五千圓以上	二千圓以上	千圓以上	百圓以上	十圓以上	三圓以上	三圓未滿	合計
昭和二年個人	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和二年法人	一	一	一	一	一	一	一	一
十三年個人	一	一	一	一	一	一	一	一
十四年個人	一	一	一	一	一	一	一	一
十五年個人	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和二年個人	一	一	一	一	一	一	一	一

奧羽六縣營業收益稅 (昭和二年度)

縣別	法人營業收益稅	稅額	法人數
宮城縣	三、六〇九、八七七	一一一、〇四四	三五
岩手縣	三、二六、九二	九、八、八、五	二二
福島縣	三、七四八、七〇五	一三、三、五、五	二二
秋田縣	二、三五九、三〇九	九、七、九、一	二二
青森縣	三、五五五、八三三	一三、三、二、六〇	二二
山形縣	三、〇七八、七九五	九、七、八、一一	二二
合計	二二、二、二、三	三、〇、五	二二

租稅——營業稅納額別人員 奧羽六縣營業收益稅

租稅——奥羽六縣の營業收益稅 青森縣個人營業收益郡市別調

二二四

縣別	純益金額	稅額	納稅人員
宮城縣	一〇、七〇四、七六五	二九七、六六二	八、五八九
岩手縣	七、四三六、三三二	二〇六、五七九	六、三三〇
福島縣	三、六五五、五三二	三九、四四八	一、七五五
秋田縣	七、六四二、四四四	二一、八〇九	六、二〇二
青森縣	六、二九九、二四七	一七四、三三九	五、六八一
山形縣	九、三六八、六七九	二六七、〇六八	七、九七三

縣稅

縣稅々率調

縣別	大正十五年度	昭和二年度	昭和三年度
福島縣	一〇、九四六	三、〇三一、四六一	三、六二〇、〇六六
秋田縣	五、三三三	七、二四二、八三三	一、九八、九三三
山形縣	七、六〇八	九、三三三、七〇九	二、五九、二七九

備考 稅額は稅法第十條第三項による地租額を控除せる差引稅額を掲ぐ

青森縣個人營業收益稅郡別調

署名	人員	收益金額	稅額
青森縣	八五五	一、三〇四、七〇六	三六、二八
青森郡	三三三	二四七、〇一〇	六、八九一
東津輕郡	一、〇七九	一、五五一、七六六	四三、〇〇九
西津輕郡	三三〇	二七九、二七三	七、八一九
弘前郡	七九	九三七、一八三	二五、二六七
弘前郡	七九	六三二、六九九	一七、三三二
北津輕郡	一、四八八	一、五五八、八八二	四、五七九
北津輕郡	四〇六	四四四、五一	一三、三九七
野邊地	六〇七	六九四、二四六	一九、二九〇
野邊地	一、〇〇三	一、二七〇、三四七	三五、五二〇
八戸	四、九三三	五、七九九、〇五	一六〇、六〇四
八戸	七、七九一	一〇、三三三、八七四	二八七、四六二
宮城縣	五、八六八	七、三一九、七四	二〇三、三六六

特別地稅	地租宅地	其他	戶數	營業收益稅附加稅	所得稅附加稅	砂鐵區稅附加稅	鐵業稅附加稅	鐵產稅	鐵稅	採掘稅
郡市收入	郡市收入	郡市收入	郡市收入	郡市收入	郡市收入	郡市收入	郡市收入	郡市收入	郡市收入	郡市收入
〇、〇〇三六八	〇、〇五八六八	〇、〇二七	〇、〇三一	〇、〇九六六	〇、〇九一	〇、〇六〇	〇、一〇〇	〇、〇三〇	〇、〇七〇	〇、〇七〇
〇、〇六二	〇、五七三	一、三九九	廢止	〇、六九三	〇、〇八	〇、一〇〇	〇、一〇〇	〇、〇三〇	〇、〇七〇	〇、〇七〇

制限外課稅調 (昭和三年度豫算)

科目	課稅標準	課率	金額	制限外課稅額	課率	金額	賦課額	
地租附宅地	三九、〇三一	三三〇	一、二七〇、七三〇	三三	三三、三九四	九、六六四	九、六六四	
地租附其他地	六七、三三〇	八三〇	五七〇、四七五	五九	三九、〇八五	一、三九〇	一、三九〇	
營業所得	三三六、六八九	四一〇	一三三、九四二	二八	四三、四七九	一、〇三一、三三四	一、〇三一、三三四	
特別地稅	九、三三三	二四〇	一八九、九二九	一七	三三、二五九	三三、二五九	三三、二五九	
特別地稅	二、四三三、一三三	〇三七	九〇、七六八	〇三九	六三、五三七	一、四四三、〇五	一、四四三、〇五	
合計			一、〇三三、八七四			七二、六三七	一、一〇六、〇一一	
備考	地租附加稅の田畑地價に對する比率							〇、六九五五

市稅

昭和三年度市稅及其賦課率

一、地租附加稅六、五三三圓(内宅地稅一七、一五〇圓、一圓につき三十六錢二厘、其他の土地地租三三九圓、一圓につき八十五錢八厘)

二、營業收益稅附加稅四二、三一三圓、營業收益稅豫算高五四、二四八、六〇〇、一圓につき七十八錢。

三、營業稅附加稅三、一四一圓(營業稅遊)

技場稅に五圓六〇〇錢、一圓につき七十錢、藝妓置屋稅九八二、三〇〇錢、一圓に付き五十錢、其他の營業稅一、六一八、五〇〇錢、一圓につき一圓。

四、雜種稅附加稅四三、一八九圓(内不動產收得稅六、五〇〇圓一圓につき一圓六十錢、金庫稅一、〇四二圓同上、一圓五十錢、營業用人力車稅八、五七二圓二五錢同上、七錢、其他の雜種稅二四、八三五、五〇錢同上)

五、家屋稅附加稅二八、二八二圓(内法人家屋稅一、四六五圓一圓につき六十五錢、個人家屋稅四二、〇四七圓、同上六十五錢)

六、特別地稅附加稅四六圓、田畑地價百分の三、七の百分の百。

七、戶數割一一、七七一圓、戶數割納稅義務者六、三一一人一人平均十七圓八十六錢〇四餘。

青森市

一、地租附加稅一六、一三七圓(内宅地稅一九、〇〇〇圓、一圓に付き五十六錢、其他の地租四、一六五圓、一圓に付き一圓三十二錢)

二、國稅營業收益稅附加稅六四、七七〇圓

三、國稅營業收益稅六三、五〇〇圓、一圓に付き一圓二十錢。

租稅——制限外課稅調——市稅

二二五

租 稅——町村稅——奥羽六縣直接稅負擔額

三、家屋稅附加稅六〇、〇〇〇圓、家屋稅六〇、〇〇〇圓、一圓に付き一圓、納稅義務者七千四百七十八人平均八圓五十一錢四餘。  
 四、縣稅營業稅附加稅二四、五〇九圓、縣稅營業稅一八、〇二二圓、一圓に付き一圓三十六錢。  
 五、縣稅雜種稅附加稅九二、〇八六圓(漁業稅、船稅、糖稅二、四九五圓、一圓に付き五十錢、電柱稅一、〇一一圓同上四圓、不動產取得稅一三、六一九圓同上四圓六十六錢、演劇興業稅藝妓稅一六、六六〇圓同上八十錢、金庫稅二、四四四圓、同上四圓三十三錢、其他雜種稅四七、六一〇圓同上四圓)。  
 六、特別地租附加稅二〇〇圓、地價百分三、七の百分の八〇。  
 七、特別稅戶數割二〇三、四九九、納稅義務者一三、一二九人平均一五、五〇〇圓。  
 八、特別稅所得稅八、三八四圓(所得金七

百圓以下の額百分の〇四、同上七百圓を越ゆる額百分の一、〇同上八百圓を越ゆる額百分の一、二同上九百圓を越ゆる額四一、二五〇圓、同上千圓を越ゆる額百分の一、八同上千圓を越ゆる額百分の二、〇。

町村稅

昭和三年度町村稅賦課率

稅種	國稅附加稅	町村數	平均	最高	最低
砂鑛	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鐵業	三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
營業	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
其他	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
宅地	一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
其他	一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
營業	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
砂鑛	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

稅種	町村數	平均	最高	最低
特別	一	一	一	一
營業	一六	一六	一六	一六
家屋	一六	一六	一六	一六
雜種	一六	一六	一六	一六
稅種	一六	一六	一六	一六
反別	一六	一六	一六	一六
同其他	一六	一六	一六	一六
馬頭割	一六	一六	一六	一六
戶數割	一六	一六	一六	一六
反別	一六	一六	一六	一六
反別	一六	一六	一六	一六
反別	一六	一六	一六	一六

奥羽六縣直接稅負擔額

縣名	大正十三年末	戰後(大正八年末)	戰前(大正二年末)	增減額(戰後に比し)	增減額(戰前に比し)
宮城	三、八三六、五九三	三、三二七	三、三六六	四、四三三、七三〇	七、〇九六、四四六
岩手	二、六二四、一〇六	一、七九七	二、一八五	三、〇九〇、八〇三	四、九〇二、四五一
福島	四、七二一、一八七	一、九三〇、三三	三、三三三	七、九一〇、七七七	三、三三三
秋田	四、〇五七、〇三三	一、六二九、二	四、三三三	六、四七〇、五三三	四、一三三
青森	二、五七五、七〇四	一、八六四	三、一三三	三、四〇二、七九九	四、一三三
山形	四、五三四、二四	二、七五五	四、三六二	四、五七二、〇二八	六、六九九、一八
計	二二、三三六、八三七	二、九〇〇	三、五八三	二五、八九七、三九九	四、一三五

經濟

日本の富力

項目	大正十三年末	戰後(大正八年末)	戰前(大正二年末)	增減額(戰後に比し)	增減額(戰前に比し)
國富總額	一〇、三三四、三四九	八、六〇七、七〇七	三、一〇四、三三三	一、六六六、六四二	七、〇〇〇、〇三六
人口一人當り	一、七三二	一、五〇〇	一、〇二一	一、一〇六	一、一三五

國富内譯 (主要項目)(單位一萬圓)

土地	三、三四七、七三四	鑛山	三五三、三三三
海湖川港灣	五五、八六〇	樹木	一七四、七六七
建物	一、六三三、七二二	家具及家財	九八、四〇一
製造工業機械	一九、七二〇	鐵道及軌道	三五四、四二二
農産品	三三二、〇四二	工産品	三三二、一六六
貨幣金銀地金	一八二、三六二	各省財產	六四八、三六八

日本都市の富力

都市	大正十年元始	祭當日現在(高橋秀臣調査)
仙臺市	三、六九四	三、六九四
盛岡市	三、七三三	三、七三三
秋田市	一〇、八八四	一〇、八八四
山形市	一、四、五三〇	一、四、五三〇

大藏省預金部狀況

資金項目	昭和三年三月末	昭和元年度末	大正十四年度末	大正十二年度末	大正八年度末
郵便貯金及振替貯金	一、六三三、三六六	一、二五、六五一	一、二五、九三三	一、四八、二五	七四八、七三一
各特別會計其他預金	一九四、〇二五	二七八、六九二	二六四、九六六	一九一、一五四	一〇七、五五二

經濟——日本の富力——大藏省預金部狀況

經濟——日本銀行兌換券發行高及準備

積立金	二八、六四三	二二、六六九
合計 (其他共)	二、三〇八、三七八	一、七八四、六八二
◇運用項目		
國債證券	四八五、二五三	四二七、六三三
地方債證券	三三五、五二八	三三三、〇〇八
勸業債證券	二七二、一三三	二四八、〇三六
興業債證券	五三、三四〇	六九、〇〇〇
其他社債	一六八、七八二	一〇七、一六五
貸付金	四四〇、五五四	四三六、一五六
英國大藏省證券	三六、九七六	七五、七五四
米國大藏省證券	二〇、九四〇	三九、〇七六
在外預金	四四、七八八	四〇、四三九
內地預金	三四五、九三三	九一、六四七
合計 (其他共)	二、三〇八、三七八	一、七八四、六八二

日本銀行兌換券發行高及準備

年次	兌換券發行高	正貨準備	限外發行
明治十八年五月	二、八〇六、八八四	二、八〇六、八八四	
三十二年	一、九七、三九九、九〇一	八九、五七〇、三三九	二四、〇二六、五六二
四十一年	三三三、七三四、二七一	一六九、五二四、五四四	一六四、二〇九、七二七
大正元年	四四、八九三、七八	二四七、〇三三、三八〇	八一、八九八、三三六
五年	六〇一、二三四、四二一	四〇、五二九、〇〇〇	七〇、七五五、四二一
八年	一、五五五、一〇〇、五三三	九五一、九七六、〇四〇	八三、二四四、四八二
十年	一、五四六、五四五、八〇八	一、四四五、五七五、〇五五	一、八〇、九七一、七三三

備考 明治十八年五月は兌換銀行券發行當初の發行高、他は各年共年末現在昭和二年三年は月末現在にて千位以下切捨

通貨流通高

年次	昭和二年十一月末	昭和元年	大正十四年	大正十三年
硬貨	調査未了	四四六、〇七三	四五五、三六四	四三三、八九三
小額紙幣	三、二八九	一四、四九三	一七、五〇〇	一五、八八七
兌換券	一九、九八八	一、五四一、六四五	一、五九九、〇二六	一、六五五、八九八
朝鮮銀行券	一〇九、八〇四	一一〇、九三七	一一〇、五五〇	一一九、一一九
臺灣銀行券	四、一〇一	四八、六四〇	五八、一八六	五二、二六〇
紙幣合計	一、四六、〇八二	一、七二五、七二五	一、七九〇、四三三	一、八三三、一六四
通貨合計	一、四六、〇八二	二、二六一、七八八	二、三三五、八八七	二、三六一、〇五七
硬貨	二〇三、三五三	一六七、八八一	一三六、四五三	九四、四七六
小額紙幣	二〇〇、〇〇〇			
兌換券	一、四〇〇、四四九	四四三、八三六	三六九、九八四	三三三、〇九八
朝鮮銀行券	一四、〇三四	二五、五五〇		
臺灣銀行券	四、二四九	四二、四二五	五〇、九七九	五〇、〇九八
紙幣合計	一、七五四、七三三	四九、五〇三	三七九、六八八	三三七、一九三
通貨合計	一、九五八、〇八五	六五七、三三四	五四、七三九	三三、六七二

全國組合銀行勘定

年次	預金	貸出	有價證券	金銀在高
大正五年	一、九〇六、〇五九	一、九五九、一八〇	四二八、八〇六	一、五三、三八三
六年	二、九七、五二五	二、六三三、〇三三	五三六、九一一	三三二、三三〇
七年	四、三七、九六一	三、五二二、八九一	九〇五、三四四	四四三、七六九
八年	四、九七五、五九六	四、五五二、二二〇	九七三、四七八	五七三、四二五

經濟——通貨流通高——全國組合銀行勘定——外國貿易累年比較

外國貿易累年比較

年次	輸出	輸入	合計	入超(△)出超(△)
明治元年	一五、五五三	一〇、六九三	二六、二四六	△四、八〇〇
十年	三三、三四八	二七、四〇〇	五〇、七四八	△四、七二二
二十年	一六三、一三五	二九、三〇〇	三三二、四三五	△五、六六五
三十年	四三三、四二二	四九四、四七七	九二八、八九九	△三、〇〇〇
大正元年	五三六、九八一	六八八、九九二	一二二五、九七四	△三、〇〇〇
五年	一、二七、四六八	七五八、四三七	一、〇三〇、九六六	△三、〇〇〇
七年	一、九六二、一〇〇	一、六六八、四四三	三、六三〇、五四四	△二、九三三
八年	二、〇九八、八七三	二、一七三、四五九	四、二七二、三三三	△七、五八七
九年	一、九四八、三五四	二、三三六、一七四	四、二八四、五二九	△三、七七八





Table listing 23 companies with columns for company name, location, founding year, and capital. Includes companies like 丸井金城, 丸國國産, and 津輕商會.

Table listing 23 companies with columns for company name, location, founding year, capital, and representative. Includes companies like 會社名, 蟹田木材, and 入良川林業.

Large table listing 35 companies with columns for company name, location, founding year, capital, and representative. Includes companies like 丸井金城, 丸國國産, 津輕商會, 津輕無盡, and 津輕水電.



經濟——株式會社——縣下銀行一覽表

年	社數	資本	總額
十一年	四	五五、六七五	二四八、一七五
十二年	一	一、七九、七五〇	八四〇、六三七
十三年	一	三、四三、〇〇〇	一、三四九、九七五
十四年	一	一、三九〇、〇〇〇	九四、一〇〇
十五年	一	一、三九〇、〇〇〇	九四、一〇〇
計	八	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇
資本增加	社數	金額	金額
十一年	五	一八六、七五	一八六、七五
十二年	一	一、七九、七五〇	一、七九、七五〇
十三年	一	三、四三、〇〇〇	三、四三、〇〇〇
十四年	一	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇
十五年	一	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇
計	九	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇
減資	社數	金額	金額
十一年	一	一、七九、七五〇	一、七九、七五〇
十二年	一	三、四三、〇〇〇	三、四三、〇〇〇
十三年	一	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇
十四年	一	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇
十五年	一	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇
計	五	一、三九〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇

縣下銀行一覽表

銀行名	創立年	頭取	資本金	拂込額	諸積立
青森貯蓄	明治三十三年	大坂金助	五〇〇,〇〇〇	一六二,五〇〇	一〇八,〇〇〇
青森貯蓄	大正十年	樋口喜輔	五〇〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	九,〇〇〇
青森貯蓄	明治二十九年	樋口喜輔	一,〇〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一五四,五〇〇
青森貯蓄	明治二十七年	北谷幸八	一,五〇〇,〇〇〇	九二五,〇〇〇	一四五,五〇〇
鳴海商業	大正九年	鳴海周次郎	一,〇〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	七七,〇〇〇
弘前商業	明治二十九年	山形誠一	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇七五,〇〇〇	二一,〇〇〇
弘前商業	明治二十九年	高杉金作	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,六一五,〇〇〇	二,五七五,〇〇〇
弘前商業	明治二十九年	宮川久一郎	一,五〇〇,〇〇〇	六七五,〇〇〇	一五,〇〇〇
津島商業	明治三十一年	高谷英城	一,五〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇
立誠	明治二十八年	古川市三郎	五〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

昭和二年末現在

銀行名	創立年	頭取	資本金	拂込額	諸積立
宮川上川	大正九年	宮川久一郎	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	六一,三五〇
尾上川	明治三十二年	宇野勇作	一,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	一四七,五〇〇
金原	明治三十年	津島文治	二五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一九,〇〇〇
五所川	明治三十年	平山爲之助	七五〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
佐柳	大正六年	佐々木嘉太郎	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	六二,五〇〇
板柳	明治三十二年	菊池仁了	一,〇〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	八六,〇〇〇
板柳	大正八年	安田才助	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二四,〇〇〇
板柳	大正八年	佐賀清太郎	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二二,〇〇〇
下北	明治三十九年	志賀治助	七〇〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	三六,〇〇〇
三北	明治三十九年	志賀治助	七〇〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	三六,〇〇〇
八戸	明治三十年	鈴木吉十郎	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	二九,二五六
八戸	大正九年	泉山吉兵衛	二,〇〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇
五戸	大正八年	三浦善藏	五〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	七,七七八
五戸	大正八年	三浦善藏	五〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	七,七七八
五戸	明治十五年	橋館彌三郎	一,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	二七四,五五〇
五戸	明治十五年	橋館彌三郎	一,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	二七四,五五〇
五戸	明治十二年	市田忠八郎	一,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	二七四,五五〇
五戸	明治十二年	市田忠八郎	一,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	二七四,五五〇
五戸	明治三十二年	野村治三郎	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四九,〇〇〇

大正元年以降上半期末現在縣下各銀行貸借對照表

年次	資本金	積立金	諸預借入金	他店借入金	未償利息	雜勘金	純益	合計
大正元年	七、〇八	二、六五八	二、三三〇	三、〇六二	六	一	五八〇	二四、六二七
大正二年	七、一三	二、七四一	二、四〇三	三、一四五	五、八一	一〇	五二〇	三〇、七三三

經濟——縣下銀行一覽表——大正元年以降上半期末現在縣下各銀行貸借對照表

經濟——大正元年以降上半年期末現在縣下各銀行貸借對照表

Table with 12 columns for years and 7 rows for asset categories: 大元, 次年, 未拂込, 諸貸, 預金, 雜物, 他店貸定, 證券, 現金, 合計.

同下半年期末現在貸借對照表

Table with 12 columns for years and 7 rows for liability categories: 昭二, 昭三, 昭四, 昭五, 昭六, 昭七, 昭八, 昭九, 昭十, 昭十一, 昭十二, 昭十三, 昭十四, 昭十五, 昭十六, 昭十七, 昭十八, 昭十九, 昭二十, 昭二十一, 昭二十二, 昭二十三, 昭二十四, 昭二十五, 昭二十六, 昭二十七, 昭二十八, 昭二十九, 昭三十, 昭三十一, 昭三十二, 昭三十三, 昭三十四, 昭三十五, 昭三十六, 昭三十七, 昭三十八, 昭三十九, 昭四十, 昭四十一, 昭四十二, 昭四十三, 昭四十四, 昭四十五, 昭四十六, 昭四十七, 昭四十八, 昭四十九, 昭五十.

Table with 12 columns for years and 7 rows for liability categories: 昭二, 昭三, 昭四, 昭五, 昭六, 昭七, 昭八, 昭九, 昭十, 昭十一, 昭十二, 昭十三, 昭十四, 昭十五, 昭十六, 昭十七, 昭十八, 昭十九, 昭二十, 昭二十一, 昭二十二, 昭二十三, 昭二十四, 昭二十五, 昭二十六, 昭二十七, 昭二十八, 昭二十九, 昭三十, 昭三十一, 昭三十二, 昭三十三, 昭三十四, 昭三十五, 昭三十六, 昭三十七, 昭三十八, 昭三十九, 昭四十, 昭四十一, 昭四十二, 昭四十三, 昭四十四, 昭四十五, 昭四十六, 昭四十七, 昭四十八, 昭四十九, 昭五十.

大正元年以降下半年期末現在縣下各銀行貸借對照表

負債の部 (單位千圓)

Table with 12 columns for years and 7 rows for liability categories: 大元, 年次, 資本金, 積立金, 諸預金, 借入金, 未拂込, 雜物, 他店貸定, 證券, 現金, 合計.

Table with 12 columns for years and 7 rows for liability categories: 昭二, 昭三, 昭四, 昭五, 昭六, 昭七, 昭八, 昭九, 昭十, 昭十一, 昭十二, 昭十三, 昭十四, 昭十五, 昭十六, 昭十七, 昭十八, 昭十九, 昭二十, 昭二十一, 昭二十二, 昭二十三, 昭二十四, 昭二十五, 昭二十六, 昭二十七, 昭二十八, 昭二十九, 昭三十, 昭三十一, 昭三十二, 昭三十三, 昭三十四, 昭三十五, 昭三十六, 昭三十七, 昭三十八, 昭三十九, 昭四十, 昭四十一, 昭四十二, 昭四十三, 昭四十四, 昭四十五, 昭四十六, 昭四十七, 昭四十八, 昭四十九, 昭五十.

大正元年以降本縣各銀行年末預金

內容表 (十四年迄安銀支店勘定も含む)

Table with 12 columns for years and 7 rows for asset categories: 元, 四, 五, 六, 七, 八, 九, 十, 十一, 十二, 十三, 十四, 十五, 十六, 十七, 十八, 十九, 二十年.

大正元年以降本縣各銀行貸出金內容表

容表 (十四年迄安銀支店勘定も含む)

Table with 12 columns for years and 7 rows for liability categories: 元, 四, 五, 六, 七, 八, 九, 十, 十一, 十二, 十三, 十四, 十五年, 十六, 十七, 十八, 十九, 二十年.





ワットに比すれば十八割二分餘の増加で、大正元年の八百四十八キロワットに比せ

青森縣電氣事業概要

Table with columns: 事業者 (Operator), 認可開始 (Approval Start), 發電所又ハ供給者 (Power Station or Supplier), 出力内譯 (Output Conversion), 他社ヨリノ受電 (Reception from other companies). Rows include 青森電燈, 弘前電燈, 八戸水力電氣, 野邊地電氣, 七戸水電, 大湊電燈, 西海電氣.

以上は元年末現在に據てゐるが、青森電燈は大不動發電所(昭和三年末竣工の豫定に

Table with columns: 川内電氣, 奥入瀬電燈, 目屋電氣, 五戸水電, 小泊水電, 上北電氣, 今別水力, 合計. Includes sub-table for 青森縣電燈會社一覽 (昭和二年下半年末現在).

買收計畫も行はる等縣下電氣事業も漸く多事なるものがあるに至つた。尙ほ大正八年當時まで廻らんか右の外大正

電氣供給料金

(昭和三年六月末現在) (單位錢)

Table with columns: 電燈, 電力. Rows include 青森電燈, 弘前電燈, 八戸水力, 野邊地電氣, 七戸水電, 大湊水電.

經濟——電氣供給料金——郵便貯金——營業倉庫

西海電氣	八〇	二五、一八	六、五〇	五〇、四〇
川内電氣	壹	三、一八	六、五〇	
奥入瀬電燈	壹	三、一八	一〇、〇〇	
日屋電氣	〇	三、〇一	八、〇〇	
五戸水電	〇	二、五二		
今別水電	〇	二、五二		
上北電氣	〇	三、一三	七、五〇	

備考 電燈定額は十燭光料金、總量は一馬力料金總量は一キロワット料金

郵便貯金

此の數年間に於ける本縣下の郵便貯金高を見るに大正十二年から昭和二年末にかけて殆んど同一歩調を以て進んで来たが昭和二年末の現在高は元年末に比して人員一萬八百三十一人、金額百十五萬九千圓預け一人當金額三圓二十三錢二厘の激増を示し一見非常な好成绩であるが之が原因は昭和二年四月の全國的金融恐慌にモラトリアムの發布となり銀行に對する不安を懷くに至つて銀行に預金すべきを郵貯に振向けた向が多數あつた爲めである。

青森縣下郵便貯金高

年次	現在人員	同金額	預一人當金額
十二年	二四、三〇一	五、五五、五二	二、三六、五二
十三年	二六、〇六九	五、九三、〇〇	二、九六、六
十四年	二七、二四八	五、六七、六六	二、〇八九
元年	二八、〇七五	五、三九、一六〇	二、〇八七
二年	二九、五五五	六、七九、一四四	二、三三九
三年	二九、五五五	七、三五、七八五	二、四九三
月現在			

營業倉庫

（昭和二年末現在）

倉庫棟數及坪數

品名	入庫	出庫	年末殘高
鐵筋コンクリート造二階建二棟一、四			
五八坪、土藏造二棟一九七坪、煉瓦造			
二棟三五〇坪、石造一棟一二八坪、木			
造トタン張二棟二五〇坪、木造鐵網モ			
ルタル塗一棟一八四坪、			
合計十棟二、五六七坪			

青森臨港倉庫

品名	入庫	出庫	年末殘高
米	四、八六	五、七六	四、六二
米	一七、〇五	一五、七四	一、二六九
米	九、五〇四	一〇、九四	二、四三
米	一、九三三	二、〇三	三、三
豆	三、九六	三、三二	七、七一

品名	入庫	出庫	年末在庫
玄米	一、七六六	一、六六六	五、八六
糯米	一、五五六	一、六六五	四、三三
粳米	一、三三六	一、六八六	七
外米	一、五二	一、七五	〇
米	九、三三七	九、一四	四、〇七四
米	二、〇四三	二、〇九八	六、五
豆	七三〇	九六	一、五二
豆	二、八九九	二、九四九	六、八
豆	四、六八	三、四〇	一、五八
豆	三、四七	四、三	一、九六
豆	七〇〇	三、〇〇	七、〇〇
豆	一、二九七	一、四六	三、〇〇
豆	一、四三一	四、三	九、八
豆	四、五	八、五〇	四、三
豆	五〇一	四、五	九、〇
豆	二、一八五	一、九五五	二、三〇
豆	一、八四	一、五三	二、〇
豆	六、二〇四	三、三九	四、四八
豆	四、〇九七	四、五〇五	五、七
豆	五、八九四	五、四、一四一	二、〇、九三

經濟——營業倉庫——保險

品名	入庫	出庫	年末在庫
玄米	一、三、四七	一、三、七〇	一、四、五
白米	七、八、一六	八、一、六五	一、四、五
米	一、三、九三	一、三、四八	一、五
米	四、七〇	五、三〇	七〇
米	二、二、八三	二、三、九三	〇
米	二、四、四	三、一、四〇	一、四
米	一、九、一	八、五、七	二、三
豆	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
豆	五、五、二	七、八、〇九	四、二、九
豆	一、八、五	五、六、九八	八、四
豆	二、〇、三	二、四、八九	六、三
豆	二、〇、六	二、二、五	〇
豆	一、四、三	一、五、四三	三、八〇
豆	一〇、四、八	一、九、〇九	一、六、四三

倉庫棟數及坪數

大黒倉庫

弘前本社六棟二十坪、青森支社四棟二百十七坪、五所川原代理店三棟百七十三坪、藤崎代理店二棟六十六坪、大鰐代理店一棟四十五坪、鯉ヶ澤代理店二棟六十坪、三本木代理店二棟六十坪、大湊代理店二棟四十坪、湊代理店一棟二十七坪。計二十三棟千十二坪。

共益倉庫（弘前市）

倉庫棟數及坪數

土藏造一棟六十坪

昭和二年末在庫高は書類焼失の爲不明

昭和元年度に於ける青森縣下の各種保險加入成績は左の通りであるが今生命保險に就いて見ると大正十一年末現在契約高は三萬四千七百八件、二千七百八十一萬圓、大正十三年は三萬九千九百九十五件、三千五百八十八萬圓、大正十四年は四萬八千九百八十八件、三千五百四十六萬八千圓、昭和二年末は四萬七千八百三十五件四千七百六十三萬四千圓、逐年若干の契約増加を示し昭和元年末も若干の増加で順調に發展してゐるが大正十



四年末現在を全國即ち三府四十六縣に對照すれば最下位から六位の四十四位である。

### 昭和元年本縣下保險

種別	新契約		死亡保險被保險者		保險期間の満了		其他の事理に因る消滅		年末現在契約高	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
新契約	六、八五六	九〇、九四〇	—	—	—	—	—	—	—	—
旅團個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行體人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動產	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
森林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
動產	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
火災保險契約高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
盜難保險契約高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支拂ひたる保險料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
因り支拂ひたる金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年末現在	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

金額填補

### 青森縣商業職業別戶數 (昭和元年度)

業名	青森		弘前		東郡		西郡		中郡		南郡		北郡		上北郡		下北郡		三戸郡	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
卸賣商	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲買商	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小賣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸賣及小賣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行商	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物金業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
質屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下宿屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旅人宿業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛馬宿業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛馬商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運送業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溫泉客舍	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木賃宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
料理屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食店	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
理髮店	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湯屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

經濟——青森縣商業職業別戶數



航路の開設運賃其他に活動する處多く弗々希望の達成せらるゝあ 對露貿易に對しても多く力を注ぐ處があつた、斯くて川田氏逝き柿崎氏去り大火後の經濟界不振と經費不充分に於て爾來會議所の活動も亦沈滞を示すに到つた。

三、強制課徴復活

其間阿部次郎氏書記長となり次で和田喜太郎氏の書記長時代となり其後は一時書記長を存せず主任書記窪田喜代雄氏と交代して齋藤義道氏就任したが大正七年前陸奥日報主筆西田源藏氏を書記長として任用した其間大正五年から經費賦課徴收法復活し強制課徴となり同年度豫算は一躍前年度倍額二千四百餘圓となつたが貨幣價值下落に添はず活動力を附與するに程遠き感免れず、西田氏令開を殘して去り大正九年八月成田稻三郎氏書記長となり爾來經費支出額漸増して十三年度には一萬圓突破のレコードとなつたが會議所の眞價を知らしむべく未だ遺憾の餘地を存して昭和三年商工會議所法の施行となり湯川宗理氏理事として會議所は今や新らしき試験の舞臺に立つ事となつた、三年度開始せられて後五月臨時總會を開き新町市役所向ひに二萬三千圓の轉地

四、異動と經費

Table with columns: 年度別 (Yearly), 支出額 (Expenditure), 會頭氏名 (President Name), 事務員數 (Staff Count), 書記長 (Secretary General). Rows include years from 明治三十年 to 十五年.

昭和二年九、三三同 六 成田稻三郎  
昭和三年三、二八(豫算) 同五 湯川 宗理

青森商工會議所職員及議員

Table listing members and councilors (職員及議員) with their names and affiliations (e.g., 會頭 小間物商 樋口 喜輔).

Table listing council members (議員) with their names and professions (e.g., 坂倉 嘉吉(米町), 藤田銀次郎(新町)).

弘前商工會議所沿革史

弘前商工會議所は明治四十年當時の第五十九銀行頭取岩淵惟一氏の首唱に依り弘前市有力者の賛同を得同年七月十六日發起認可

の申請書を農商務省に提出し同年十一月五日認可を得たので更に同月廿五日設立認可の申請を爲し同年十二月廿七日付を以て認可せられた次いで四十一年二月二十八日最初の議員選舉を行ひ同年三月二十日役員の選舉を行ひ會頭には岩淵惟一氏副會頭には宮川久一郎氏(先代)當選したのであつた當時の區域は弘前市に限られてゐたが四十二年定款を改正し中郡清水村大字富田及中郡和徳村大字和徳を區域内に編入擴張を見るに至り事務所も創立當時は第五十九銀行内に置いたが其後弘前市役所内に轉じ明治四十一年十二月東長町二十五番地に移り更に津輕産業會内の一部を借入れて移つたが

大正三年四月事務所並に附屬物産陳列館の新築を議決し同年五月現在の敷地を買收し同年七月工を起し十一月竣工を告ぐると共に新事務所に移轉し 今日に至つた、創立當時の經費豫算は一千六百十三圓四十圓であつたが大正元年には二千四百四十二圓となり大正十五年には八千六百三十五圓五十六圓に増加し之に物産陳列館の豫算二千五百五十二圓を加ふる時は實に一萬一千八百七圓五十六圓の多額に上り創立當時の約七倍に上つてゐる附屬物産陳列館は大正十一年五月工費六千圓を投じて五十坪を増築階上に於ける陳列品全部を之に移轉して今日に至つた歴代の役員氏名左の通り

歴代役員一覽

Table listing historical officers (歴代役員一覽) with columns: 就任年月 (Assumed Office), 會頭氏名 (President Name), 副會頭氏名 (Vice President Name), 書記長氏名 (Secretary General Name), 一戸寅之助 (Ichino).

Table listing historical officers (歴代役員一覽) with columns: 大正三、四 (Taisho 3, 4), 代表山形誠一 (Representative Yamagata Makoto), 代表東海衛藏 (Representative Higashihaizawa), 一戸寅之助 (Ichino).





軍事——陸軍師管表

軍事——陸軍師管表

三 第			(臺仙) 二 第			(京東)		
步兵第五 (名古屋)	步兵第六 (靜岡)	步兵第九 (靜岡)	步兵第十五 (高田)	步兵第十六 (高田)	步兵第十七 (高田)	步兵第三 (仙臺)	步兵第四 (仙臺)	步兵第五 (仙臺)
聯隊本部	第一大隊	第二大隊	聯隊本部	第一大隊	第二大隊	野戰重砲兵第一	野戰重砲兵第二	野戰重砲兵第三
新發田	高田	村松	仙臺	若松	仙臺	東府臺	國府臺	習志野
佐倉	東府臺	國府臺	習志野	東府臺	國府臺	習志野	東府臺	國府臺
(島廣) 五 第			(阪大) 四 第			(屋古名)		
步兵第九 (廣島)	步兵第十 (廣島)	步兵第十一 (廣島)	步兵第十二 (廣島)	步兵第十三 (廣島)	步兵第十四 (廣島)	步兵第四 (大阪)	步兵第五 (大阪)	步兵第六 (大阪)
聯隊本部	第一大隊	第二大隊	聯隊本部	第一大隊	第二大隊	野戰重砲兵第一	野戰重砲兵第二	野戰重砲兵第三
廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	名古屋	三島	豐橋
名古屋	三島	豐橋	名古屋	三島	豐橋	名古屋	三島	豐橋
(前弘) 八 第			(川旭) 七 第			(本熊) 六 第		
步兵第十 (弘前)	步兵第十一 (弘前)	步兵第十二 (弘前)	步兵第十三 (旭川)	步兵第十四 (旭川)	步兵第十五 (旭川)	步兵第十六 (熊本)	步兵第十七 (熊本)	步兵第十八 (熊本)
聯隊本部	第一大隊	第二大隊	聯隊本部	第一大隊	第二大隊	野戰重砲兵第一	野戰重砲兵第二	野戰重砲兵第三
弘前	弘前	弘前	旭川	旭川	旭川	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島
鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島

(寺通善) 一十第			(路姫) 十 第			(澤金) 九 第		
步兵第十二 (福岡)	步兵第十三 (福岡)	步兵第十四 (福岡)	步兵第十五 (岡山)	步兵第十六 (岡山)	步兵第十七 (岡山)	步兵第十八 (姫路)	步兵第十九 (姫路)	步兵第二十 (姫路)
聯隊本部	第一大隊	第二大隊	聯隊本部	第一大隊	第二大隊	野戰重砲兵第一	野戰重砲兵第二	野戰重砲兵第三
福岡	福岡	福岡	岡山	岡山	岡山	姫路	姫路	姫路
福岡	福岡	福岡	岡山	岡山	岡山	姫路	姫路	姫路
六十第			(宮都宇) 四十第			(米留久) 二十第		
步兵第二十 (京都)	步兵第二十一 (京都)	步兵第二十二 (京都)	步兵第二十三 (京都)	步兵第二十四 (京都)	步兵第二十五 (京都)	步兵第二十六 (京都)	步兵第二十七 (京都)	步兵第二十八 (京都)
聯隊本部	第一大隊	第二大隊	聯隊本部	第一大隊	第二大隊	野戰重砲兵第一	野戰重砲兵第二	野戰重砲兵第三
京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
(山龍) 十二第			(南難) 九十第			(都京)		
步兵第三十 (津)	步兵第三十一 (津)	步兵第三十二 (津)	步兵第三十三 (津)	步兵第三十四 (津)	步兵第三十五 (津)	步兵第三十六 (津)	步兵第三十七 (津)	步兵第三十八 (津)
聯隊本部	第一大隊	第二大隊	聯隊本部	第一大隊	第二大隊	野戰重砲兵第一	野戰重砲兵第二	野戰重砲兵第三
津	津	津	津	津	津	津	津	津
津	津	津	津	津	津	津	津	津

(備考) 満洲及臺灣に在る常備團隊は本表以外を△▲十九師團及第二十九師團は當分の内規定の衛戍地外に完了せしむることは本表規定の衛戍地外に完了せしむることを得

### 全國壯丁平均身長及體重

年	身長 (尺)	體重 (斤)
大正四年	五、三	一三、八二
大正五年	五、三	一三、八三
大正六年	五、三	一三、八四
大正七年	五、三	一三、八五
大正八年	五、三	一三、八六
大正九年	五、三	一三、八七
大正十年	五、三	一三、八八
大正十一年	五、三	一三、八九
大正十二年	五、三	一三、九〇
大正十三年	五、三	一三、九一
大正十四年	五、三	一三、九二
大正十五年	五、三	一三、九三

### 陸軍常備兵力

年	陸軍常備兵力 (人)
大正四年	一、三、八二
大正五年	一、三、八三
大正六年	一、三、八四
大正七年	一、三、八五
大正八年	一、三、八六
大正九年	一、三、八七
大正十年	一、三、八八
大正十一年	一、三、八九
大正十二年	一、三、九〇
大正十三年	一、三、九一
大正十四年	一、三、九二
大正十五年	一、三、九三

### 陸軍の主要各機關

機關	人員數	職務
陸軍省	一、三、八二	陸軍大臣は陸軍を管理し、陸軍軍人軍屬を統督し、所轄諸部を監督す。政務次官又は參謀官の職務は軍機命令に關する事項に及ばざるものとす。陸軍省に人事局、軍務局、兵器局、經理局、醫務局、法制局の大局を置く。
參謀本部	七〇六	參謀本部
陸軍省	一、三、八二	陸軍省
參謀本部	七〇六	參謀本部
陸軍省	一、三、八二	陸軍省
參謀本部	七〇六	參謀本部

### 陸軍武官人員表

階級	人員數
大將	一
中將及相當官	二五
少將及相當官	一、八六八
大佐及相當官	一、八六八
中佐及相當官	一、八六八
少佐及相當官	一、八六八
大尉及相當官	一、八六八
中尉及相當官	一、八六八
少尉及相當官	一、八六八
計	一、三、五九九

合計 准士官 三、八二四 三、三九九

總計 (第四十五回帝國統計年鑑に據る) 一七、一八三

### 陸軍壯丁教育程度

〔第三十七回陸軍省統計年報に據る〕

教育程度	四年	十二年	十三年	十四年
帝國大學卒業者	一、九〇〇	一、九四六	三、七三	三、七三
同 上 學 力 者	一、八八	一、八八	一、六五	三、九〇
高等學校專門學校卒業者	一、五四	二、七三	一、五四	一、〇五
同 上 學 力 者	二、〇三	二、九二	一、〇九	一、〇六
中學校卒業者	一、五九	二、九〇	二、五〇	二、五〇
同 上 學 力 者	一、三三	一、七三	一、九一	一、九一
高等小學校卒業者	二、〇、六二	一、八、一七	一、八、四二	一、八、一五
同 上 學 力 者	一、三、三〇	一、七、三六	一、九、七六	一、九、九一
尋常小學校卒業者	一、八、八八	一、九、八八	一、三、〇七	一、三、〇七
同 上 學 力 者	一、七、七一	一、三、七二	一、三、七二	一、三、七二
稍讀書算術を爲し得る者	一、五、〇七	一、四、八五	一、五、三〇	一、五、三〇

同上爲し得ざる者 右 百分比

教育程度	四年	十二年	十三年	十四年
帝國大學卒業者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
同 上 學 力 者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
高等學校專門學校卒業者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
同 上 學 力 者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
中學校卒業者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
同 上 學 力 者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
高等小學校卒業者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
同 上 學 力 者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
尋常小學校卒業者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
同 上 學 力 者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
稍讀書算術を爲し得る者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三
同上爲し得ざる者	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三

### 海軍現役將校 定限年齢

軍事——陸軍壯丁教育程度——海軍現役將校定限年齢

六十五歳	大將
六十二歳	軍醫中將、主計中將、造船中將
六十歳	造兵中將、造機中將
五十八歳	軍醫少將、主計少將、造船少將
五十六歳	少將
五十四歳	軍醫大佐、藥劑大佐、主計大佐

軍事——海軍の主要機關——海軍武官人員表——各海軍區——帝國艦艇一覽表

海軍の主要機關

造船大佐、造兵大佐、造機大佐  
 水路大佐  
 大佐、機關大佐、各科特務大尉  
 軍醫中佐、藥劑中佐、主計中佐  
 造船中佐、造兵中佐、造機中佐  
 水路中佐、特務中少尉  
 中佐、機關中佐、准士官  
 軍醫少佐、藥劑少佐、主計少佐  
 造船少佐、造兵少佐、造機少佐  
 水路少佐  
 少佐、機關少佐  
 軍醫大尉、藥劑大尉、主計大尉  
 造船大尉、造兵大尉、造機大尉  
 水路大尉  
 大尉、機關大尉  
 軍醫中少尉、藥劑中少尉、主計  
 中少尉、造船中少尉、造機中少  
 尉、水路中少尉  
 中少尉、機關中少尉

◇海軍省  
 海軍大臣は海軍々政を管理し海軍軍人軍屬  
 を統督し所轄諸部を監督す。政務次官又は  
 參與官の職務は軍機軍令に關する事項に及  
 ばざるものとす。海軍省に軍務局、人事局、  
 教育局、軍需局、醫務局、經理局、建築局、  
 法務局の八局を置く。

◇海軍軍令部  
 海軍軍令部は國防用兵に關する事を掌る所  
 とす。軍令部長は天皇に直隸し帷幄の機務  
 に參し又軍令部の部務を統理す、軍令部長  
 は親補とす。

各海軍區

特務士官 一、二、四  
 候補士官 一、二、六  
 准士官 一、五、四  
 下士官 一、六、三、四

◇第一海軍區  
 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、  
 東京、神奈川、静岡、愛知、三重、北海  
 道、樺太の海岸海面

◇第二海軍區  
 和歌山、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口  
 鳥根、鳥取、京都、福井、石川、富山、  
 新潟、山形、秋田、徳島、高知、愛媛、  
 香川、大分、宮崎の海岸海面並に福岡縣  
 遠賀、宗像郡界より以東の海岸海面

◇第三海軍區  
 第二海軍區に屬するものを除きたる福岡  
 縣の海岸海面並に佐賀、長崎、熊本、鹿  
 兒島、沖縄、臺灣、朝鮮の海岸海面

海軍武官人員表 (大正十四年末)

將官 同相當官  
 佐官 同相當官  
 尉官 同相當官

帝國艦艇一覽 (昭和二年八月調)

艦名	排水量	竣工	速力	主砲	製造所
扶桑	3,600	大正	4	3.5	三六
三六	3,600	大正	4	3.5	三六
三六	3,600	大正	4	3.5	三六

艦	山	伊	日	長
山城	3,600	3,600	3,600	3,600
伊勢	3,600	3,600	3,600	3,600
日向	3,600	3,600	3,600	3,600
長門	3,600	3,600	3,600	3,600
艦	那	川	神	夕
那珂	5,595	5,595	5,595	5,595
川内	5,595	5,595	5,595	5,595
神通	5,595	5,595	5,595	5,595
夕張	5,595	5,595	5,595	5,595

艦	陸	金	比	霧	古	加	利	筑	平	矢	天	龍	球	多	北	大	木	長	季	名	由	鬼	阿	
陸奥	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
金剛	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

艦	那	川	神	夕	淺	八	吾	出	磐	春	日	滿	明	千	對	若	鳳	赤	韓	駒	迅	長	
那珂	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595
川内	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595	5,595



軍事—帝國艦艇一覽表

艦砲等二		艦砲等一		敷設
常磐	九八五明治三三二	二十艘四	英國 ムストロング社	
阿蘇	七八〇〇	一	佛國 エー・シャントール社	
勝力	二、〇〇〇大正六	三	吳工 廠	
千早	一、六三〇明治三三	三	神戶川崎造船所	
淀	一、二五〇	三	神戶川崎造船所	
最上	一、三〇〇	三	神戶川崎造船所	
安宅	八二〇大正二	六	三菱長崎造船所	
宇治	六〇〇明治三三	三	三菱長崎造船所	
隅田	二二六	三	吳工 廠	
伏見	一八〇	三	英國 國造 船廠	
鳥羽	二五〇	二	英國 ヤーロフト社	
嵯峨	大〇大正元	五	佐世保工 廠	
勢多	三三八	三	同	
堅田	三三八	三	同	
比良	三三八	三	同	
保津	三三八	三	同	
海風	一、二五〇明治四四	三	同	
山風	一、二五〇	三	同	
浦風	九〇七大正四	三	同	
磯風	一、三二七	三	同	
濱風	一、三二七	三	同	
天津風	一、三二七	三	同	
時津風	一、三二七	三	同	

艦 逐 驅 等 一

江風	一、三〇〇	七	同
谷風	一、三〇〇	八	同
峰風	一、三〇〇	九	同
澤風	一、三〇〇	九	同
沖風	一、三〇〇	九	同
島風	一、三〇〇	九	同
羽風	一、三〇〇	九	同
矢風	一、三〇〇	九	同
灘風	一、三〇〇	九	同
夕風	一、三〇〇	〇	同
太刀風	一、三〇〇	〇	同
秋風	一、三〇〇	〇	同
帆風	一、三〇〇	〇	同
野風	一、三〇〇	〇	同
波風	一、三〇〇	〇	同
沼風	一、三〇〇	〇	同
第一	一、三〇〇	二	同
第三	一、三〇〇	二	同
第五	一、三〇〇	三	同
第七	一、三〇〇	三	同
第九	一、三〇〇	三	同
第十一	一、三〇〇	三	同
第十三	一、三〇〇	三	同
第十五	一、三〇〇	三	同

軍事—帝國艦艇一覽表

第十七	一、四〇〇	二	同
第十九	一、四四〇	二	同
第二十一	一、四四〇	二	同
第二十三	一、四四五	二	同
第二十七	一、四四五	二	同
第二十九	一、四四五	二	同
第三十一	一、四四五	二	同
櫻	六〇〇明治四四	三	同
橋	六〇〇大正四	三	同
樺	六六五	三	同
楸	六六五	三	同
楓	六六五	三	同
桂	六六五	三	同
梅	六六五	三	同
楠	六六五	三	同
柏	六六五	三	同
松	六六五	三	同
杉	六六五	三	同
桐	六六五	三	同
桃	六六五	三	同
櫻	六六五	三	同
檉	六六五	三	同
柳	八五〇	七	同
檉	八五〇	七	同
柳	八五〇	七	同
檉	八五〇	七	同
桑	八五〇	七	同

艦 逐 驅 等 二

柁	八五〇	七	同
樺	八五〇	七	同
楸	八五〇	七	同
楓	八五〇	七	同
桂	八五〇	七	同
梅	八五〇	七	同
楠	八五〇	七	同
柏	八五〇	七	同
松	八五〇	七	同
杉	八五〇	七	同
桐	八五〇	七	同
桃	八五〇	七	同
櫻	八五〇	七	同
檉	八五〇	七	同
柳	八五〇	七	同
檉	八五〇	七	同
柳	八五〇	七	同
桑	八五〇	七	同

初雪	春風	若葉	夕暮	朝風	如月	子日	神風	初霜	潮	第四號	第三號	第二號	第一號	三月	白露	三等驅逐艦	第十六	第十二	第八	第六	第四	第二	
元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一
元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一
元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一
元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一

夕立	響	水無月	長月	菊月	浦波	磯波	綾波
元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一
元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一
元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一
元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一	元一

練習特務艦 朝日、敷島、富士 標的艦 攝津

側量艦 武藏、大和、松江、膠州  
運送艦 高崎、青島、劍崎、洲崎、室戶、野島、野間、能登呂、知床、襟裳、佐多、鶴見、尻矢、石廊、神威、隱戸、早瀬、鳴戸、間宮  
碎氷艦 大泊  
既に起工若くは進水はしたが尙ほ建造乃至艦裝中に屬する艦艇は左の通りである(潜水艦を除く)  
〔一等巡洋艦〕 衣笠、青葉、妙高、那智、足柄、羽黒  
〔二等驅逐艦〕 第二十五、第二十八、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第四十  
〔航空母艦〕 戰艦加賀を航空母艦に改造中

### 海軍經費累年表

日清戰爭直前 (明治二十六年)	日露戰爭直前 (明治三十六年)	同直後 (明治三十九年)	同直後 (明治三十九年)	大正元年	大正六年
五、四二	七、三五	三、五〇	二、五九	四、五三	四、五三
二、九六	三、六五	一、五八	一、八六	三、九三	三、九三
八、一〇	二、〇六	六、二八	六、八七	五、九二	五、九二
六、〇八	三、八	九、五	二、七	六、〇九	六、〇九
九、五八	二、七	一、四	一、七	九、〇九	九、〇九
三、五〇	三、八	三、一	三、一	三、一〇	三、一〇

### 陸軍經費累年表

日清戰爭直前 (明治二十六年)	日露戰爭直前 (明治三十六年)	同直後 (明治三十九年)	同直後 (明治三十九年)	大正元年	大正六年	大正十四、十五年 年度は豫算額、他は決算額
三、四〇	五、三五	三、八五	三、〇五	八、四四	八、四四	
二、三〇	七、五元	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	四、八八	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	五、三三	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	一、五七	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	三、〇	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	七、七	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	一、八	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	一、七	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	一、八	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	一、八	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	
二、三〇	一、八	三、〇五	三、〇五	三、〇五	三、〇五	

### 陸軍現役將校 定限年齡

六十五歲 大將  
六十二歲 中將、主計總監、軍醫總監、藥劑監、獸醫監  
六十歲 主計監、軍醫監、藥劑監、獸醫監  
五十八歲 少將

五十六歲 一等主計正、一等軍醫正、一等藥劑正、一等獸醫正  
五十五歲 大佐  
五十四歲 二等主計正、二等軍醫正、二等藥劑正、二等獸醫正  
五十三歲 中佐  
五十二歲 三等主計正、三等軍醫正、三等藥劑正、三等獸醫正

五十歲 少佐、一等主計、一等軍醫、一等藥劑官、一等看護官、一等獸醫、一二三等藥長  
四十八歲 大尉  
四十七歲 二等主計、二三等軍醫、二三等藥劑官、二三等看護官、二三等獸醫  
四十五歲 中尉、少尉

### 道府縣別受檢壯丁體格表

(大正十五年度)

道府縣	甲種	乙種	丙種	丁種	戊種
北海道	六、一六三	二、四七〇	五、二八四	五、二八四	八、一〇〇
青森	三、四七二	一、〇〇五	一、七四二	一、五八四	三、〇〇〇
岩手	三、一四六	一、二四〇	一、六四九	一、二四四	二、六三二
宮城	三、六五三	一、六七八	二、〇三三	一、七二〇	三、三四四
秋田	三、六八七	一、五五二	二、二五七	一、八三四	二、八六六
山形	四、二三三	一、四八七	一、九〇四	一、八三九	三、七二七
福島	五、四三四	一、九六三	二、六六八	二、一〇五	四、四一四
茨城	四、一七五	一、六七三	三、一三三	三、三六九	四、六七七
栃木	三、七五三	九〇九	二、七九二	二、六二五	三、七三七
群馬	三、六九五	一、二四四	二、〇八三	二、三五四	四、三三三
埼玉	五、〇三六	一、八〇一	二、五五五	二、五七一	五、〇三三
千葉	五、五五七	一、五五五	二、八九二	二、〇八三	四、四五五
東京	七、五五六	三、〇三三	五、〇三三	五、〇三三	九、六三二
神奈川	三、五三四	一、四四五	二、三〇一	二、三〇一	三、九〇九
新潟	七、五九八	二、七二九	四、三〇五	四、三〇五	七、五九八
富山	三、〇四二	八九一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇四二
石川	一、九七三	八四三	二、一五九	二、一五九	一、九七三
福井	二、〇四〇	八五〇	一、四四三	一、四四三	二、〇四〇
山梨	二、二一一	八三二	一、四四三	一、四四三	二、二一一
長野	五、〇一九	一、八五八	三、三三三	三、三三三	五、〇一九
岐阜	三、八九九	一、三三三	二、七九九	二、七九九	三、八九九
靜岡	五、七六六	二、二七九	三、六六六	三、六六六	五、七六六
愛知	七、一六七	二、七〇〇	四、〇〇四	四、〇〇四	七、一六七
三重	四、〇〇四	一、六〇五	二、七八三	二、七八三	四、〇〇四
滋賀	二、六二二	一、〇八七	一、九一五	一、九一五	二、六二二
京都	三、三三三	一、七五五	二、八二二	二、八二二	三、三三三
大阪	五、一九〇	一、七五五	二、八二二	二、八二二	五、一九〇
兵庫	六、三六七	二、六〇七	四、四三七	四、四三七	六、三六七

### 陸海軍巨星一覽

#### 元帥

陸軍大將奧 保鞏 海軍大將井上 良馨  
海軍大將東鄉平八郎 陸軍大將載仁 親王  
陸軍大將上原 勇作

#### 軍事參議官

陸軍大將邦彥王、同守正王、同菊地慎之助  
海軍大將山下源太郎、同博恭王、同武下勇  
陸軍大將宇垣一成、海軍大將財部彪

#### 師團長

近衛 長谷川直敏、第一、和田龜治、第二  
赤井春海、第三、安滿欽一、第四、菱刈隆  
第五、牧 達之、第六、福田彦助、第七、

#### 鎮守府要港部司令官

橫須賀、大將安保清種、吳、中將谷口尙真

奈良	二、一〇一	九九	一、五九	一、五九	二、一〇一
和歌山	二、二〇六	七九	一、九八	一、九八	二、二〇六
鳥取	一、七二〇	六九	一、〇二五	一、〇二五	一、七二〇
島根	二、二五九	九七	一、九五	一、九五	二、二五九
岡山	三、九一六	一、六七	二、七〇八	二、七〇八	三、九一六
廣島	四、七三三	二、四八	四、三六二	四、三六二	四、七三三
山口	三、五五四	一、四六	二、八七	二、八七	三、五五四
德島	二、六七五	九七	一、九六〇	一、九六〇	二、六七五
香川	二、九二四	八四〇	一、八八三	一、八八三	二、九二四
愛媛	三、七六九	一、二八一	二、三三三	二、三三三	三、七六九
高知	二、三三三	七九	一、六八六	一、六八六	二、三三三
福岡	六、六六〇	二、四五六	四、五八〇	四、五八〇	六、六六〇
佐賀	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三
長崎	四、一五五	一、九三	二、四一	二、四一	四、一五五
熊本	四、九三三	一、三〇	二、四一	二、四一	四、九三三
大分	二、九四一	一、三五	一、二八	一、二八	二、九四一
宮崎	一、七六八	一、二八	一、五五	一、五五	一、七六八
鹿兒島	四、〇六九	一、四七	三、五八二	三、五八二	四、〇六九
沖繩	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
樺太	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一	一、四四一
計	一、八四、五四九	七〇、三三一	二、五八、八四九	二、五八、八四九	一、八四、五四九
大正十年計	一、七五、五五〇	七二、三三四	二、八八、二五五	二、八八、二五五	一、七五、五五〇
大正十一年計	一、八〇、六五五	七四、〇四一	二、九三、三六一	二、九三、三六一	一、八〇、六五五
三年計	一、八〇、六五五	七四、〇四一	二、九三、三六一	二、九三、三六一	一、八〇、六五五

軍事——陸海軍巨星一覽——青森縣兵員表——壯丁検査郡市別成績

佐世保、中將中川銳三郎、舞鶴、中將大谷幸四郎、馬公、中將飯田延太郎、大湊、少將島祐吉、鎮海、中將長澤直太郎

青森縣兵員表

郡市別	陸					海					合計		
	現役在隊者	現役歸休兵	現役未入營	豫備役	後備役	補充兵	第一國兵	計	現役	豫備役		後備役	補充兵
青森市	3	3	6	850	856	1,556	261	3,468	3	3	3	1	7
弘前市	37	7	34	400	564	1,331	187	2,642	37	37	37	1	78
東津輕郡	203	7	166	801	1,294	2,772	5,733	133	3	3	3	1	7
西津輕郡	155	17	138	932	1,367	3,700	6,440	81	9	9	3	1	7
中津輕郡	184	8	176	655	1,155	2,840	5,197	9	3	3	3	1	7
南津輕郡	244	17	227	1,021	1,551	3,593	7,897	136	8	8	3	1	7
北津輕郡	194	17	177	871	1,499	3,988	7,477	9	3	3	3	1	7
上北郡	33	15	18	1,000	1,476	3,586	7,051	15	9	9	3	1	7
下北郡	106	9	97	470	844	1,433	3,365	40	4	4	3	1	7
三戸郡	406	21	385	1,668	2,553	7,621	10,464	130	8	8	3	1	7
計	1,888	113	1,775	8,599	12,473	31,877	55,596	870	56	56	23	1	7

(註) 右表は東津輕濱館村、原別村、横内村、南郡黒石町、山形村、北郡榮村、三戸郡下長苗代村の七ヶ町村を含まず

壯丁検査郡市別成績

郡市別	壯丁數	昭和三年度				
		甲種	乙種第一	乙種第二	丙種	丁種
青森市	498	15	15	15	15	15
弘前市	15	15	15	15	15	15
東津輕郡	15	15	15	15	15	15
西津輕郡	15	15	15	15	15	15
中津輕郡	15	15	15	15	15	15
南津輕郡	15	15	15	15	15	15
北津輕郡	15	15	15	15	15	15
上北郡	15	15	15	15	15	15
下北郡	15	15	15	15	15	15
三戸郡	15	15	15	15	15	15
計	15	15	15	15	15	15

壯丁トラホーム及花柳病

郡市別	壯丁人員	トラホーム		花柳病	
		患者數	百分比	患者數	百分比
青森市	498	4	0.8%	9	1.8%
弘前市	15	1	6.7%	2	13.3%
東津輕郡	15	1	6.7%	2	13.3%
西津輕郡	15	1	6.7%	2	13.3%
中津輕郡	15	1	6.7%	2	13.3%
南津輕郡	15	1	6.7%	2	13.3%
北津輕郡	15	1	6.7%	2	13.3%
上北郡	15	1	6.7%	2	13.3%
下北郡	15	1	6.7%	2	13.3%
三戸郡	15	1	6.7%	2	13.3%
計	15	1	6.7%	2	13.3%

壯丁平均身長及體重

郡市別	平均身長 (昭和三年度)		平均體重	
	身長	體重	身長	體重
青森市	158.5	55.1	158.5	55.1
弘前市	158.5	55.1	158.5	55.1
東津輕郡	158.5	55.1	158.5	55.1
西津輕郡	158.5	55.1	158.5	55.1
中津輕郡	158.5	55.1	158.5	55.1
南津輕郡	158.5	55.1	158.5	55.1
北津輕郡	158.5	55.1	158.5	55.1
上北郡	158.5	55.1	158.5	55.1
下北郡	158.5	55.1	158.5	55.1
三戸郡	158.5	55.1	158.5	55.1
計	158.5	55.1	158.5	55.1

壯丁教育程度

郡市別	壯丁數	無學者	
		數	百分比
青森市	498	1	0.5%
弘前市	15	1	6.7%
東津輕郡	15	1	6.7%
西津輕郡	15	1	6.7%
中津輕郡	15	1	6.7%
南津輕郡	15	1	6.7%
北津輕郡	15	1	6.7%
上北郡	15	1	6.7%
下北郡	15	1	6.7%
三戸郡	15	1	6.7%
計	15	1	6.7%

軍事——壯丁トラホーム及花柳病——壯丁平均身長及體重——壯丁教育程度

海軍志願兵檢查成績

(昭和三年度)

検査區別	志願者數	合格者數	合格者兵種別			受驗者對合格者百分比	西津輕郡	南津輕郡	北津輕郡	上北郡	下北郡	昭和三十二年
			水兵	機關兵	軍樂兵							
青森市	三	二	三	一	一	三〇・〇						三
弘前市中津輕郡	五	三	三	一	一	六〇・〇						七
東津輕郡	三	三	三	一	一	一〇〇・〇						三
合計	一一	八	九	三	三	七三・七						一五・三

第八師團

創立年月日 明治二十九年九月一八日  
 所在地 弘前市富田町  
 管轄區域 青森縣、秋田縣、岩手縣、山形縣及び宮城縣下栗原、登米、本吉の三郡  
 統轄部隊 軍法會議、弘前衛戍拘禁所、青森聯隊區司令部、盛岡聯隊區司令部、秋田聯隊區司令部、山形聯隊區司令部、步兵第四旅團司令部、步兵第五聯隊、步兵第三十一聯隊、步兵第十六旅團司令部、步兵第十七聯隊、步兵第三十二聯隊、騎兵第三旅團司令部、騎兵第八聯隊、騎兵第二十三聯隊、騎兵第二十四聯隊、野砲兵第八聯隊、工兵第八大隊、輜重兵第八大隊、弘前衛戍病院、秋田衛戍病院、青

森衛戍病院、盛岡衛戍病院、山形衛戍病院  
 幹部官職氏名 師團長中將眞崎甚三郎、參謀長步兵大佐篠原四郎、高級副官步兵中佐橫濱和義、司令部附少將倉茂三藏、兵器部長砲兵大佐橫尾則義、經理部長二等主計正鈴木熊太郎、軍醫部長一等軍醫正氏家參顯、獸醫部長二等獸醫正小高根鏡太郎、法務部長司法事務官小村山武四郎

步兵第四旅團司令部

創立年月日 明治一八年六月二五日  
 所在地 弘前市富田町  
 統轄部隊 步兵第五聯隊、步兵第三十一聯隊

幹部官職氏名 旅團長少將平塚直己、副官少佐岡田貞夫

步兵第五聯隊

創立年月日 明治一一年五月一日  
 所在地 東津輕郡筒井村  
 幹部官職氏名 聯隊長大佐石井孝慈、副官少佐工藤鎮孝、聯隊附中佐石井虎雄、同

大尉信澤清三郎、部員中佐佐藤清作、同門間藤平治

折田圭一、第一大隊長少佐遠山謙吉、第二大隊長少佐中野直敏、第三大隊長少佐品川猛城

步兵第三十一聯隊

創立年月日 明治二十九年九月一八日  
 所在地 中津輕郡千年村  
 幹部官職氏名 聯隊長大佐小林角太郎、副官少佐飯島重助、聯隊附中佐高田三一、同木村綱芳、第一大隊長少佐佐伯文郎、第二大隊長少佐油川貞策、第三大隊長杉山週次

輜重兵第八大隊

創立年月日 明治二十九年一月六日  
 所在地 中津輕郡清水村  
 幹部官職氏名 大隊長大佐佐藤美千代、副官大尉兒島正徳、大隊附中佐山下雅男

弘前衛戍病院

創立年月日 明治三〇年八月二三日  
 所在地 中津輕郡清水村  
 幹部官職氏名 院長一等軍醫正福地徳

青森衛戍病院

創立年月日 明治二一年五月  
 所在地 東津輕郡筒井村  
 幹部官職氏名 院長二等軍醫正宮地貞雄

野砲兵第八聯隊

創立年月日 明治二十九年九月一八日  
 所在地 弘前市富田町  
 幹部官職氏名 聯隊長大佐安部秋彦、副官少佐淺野末吉、聯隊附中佐郡山繁、同林田鶴彦、第一大隊長少佐森本一夫、第二

弘前憲兵隊

創立年月日 明治三一年一月  
 所在地 弘前市富田町  
 統轄部隊 青森憲兵分隊、弘前憲兵分隊、秋田憲兵分隊、山形憲兵分隊、盛岡憲兵分隊、大湊憲兵分隊  
 幹部官職氏名 隊長少佐萩根丈之助、副官

軍馬補充部

創立年月日 明治一七年  
 所在地 上北郡三本木町  
 幹部官職氏名 部長大佐大浦熊雄、七戸派出所長少佐岡田信秀

津輕要塞大間砲臺

創立年月日 不詳  
 所在地 下北郡大間村

大湊要港部

創立年月日 明治三八年一月二日  
 所在地 上北郡大湊村  
 管轄區域 陸奥國及び其の以北に在る帝國領土の海岸海面にして夏季は特に北方漁業者の保護に當る。  
 幹部官職氏名 司令官少將島祐吉、參謀長大佐石井二郎、副官少佐吉田榮之助、機關長機關大佐佐藤柱助、主計長主計中佐眞野濟藏、軍醫長軍醫大佐石原勝、港務部長中佐遠山彦次

### 第八師團管内聯合會支部 在郷軍人會

創設年月日、明治四三年一月二七日  
所在地、第八師團司令部内  
幹部官職氏名、支部長少將倉茂三藏、副長歩兵大佐篠原四郎、理事歩兵中佐横濱和義、歩兵少佐山口一二、歩兵大尉四ツ谷巖、幹事後備歩兵伍長松木純一郎、後備騎兵大尉山内貞藏

### 帝國在郷軍人會青森支部

創設年月日、明治四三年一月二七日  
所在地、青森縣隊司令部内  
幹部官職氏名、支部長青森縣隊司令部官大島一生、支部副長現役歩兵中佐門間藤平治、同豫備歩兵大尉相馬武一、同退役騎兵中尉竹村由雄、支部理事現役歩兵中佐佐藤清作、同歩兵大尉山崎正、同後備歩兵少尉石戸谷五郎、同後備騎兵曹長平井重治、同元三等踏鐵工長長谷川健吉

### 第八師團御在勤の宮殿下

宮殿下にして第八師團に御在勤あらせられ

たのは左の通りである  
○明治二十五年十二月より同二十八年十二月まで、伏見宮貞愛親王殿下、歩兵第四旅團長として御在勤  
○大正四年七月二十三日より同年九月十七日まで、北白川宮成久王殿下、陸軍大學校學生の御資格にて工兵第八大隊附に御勤務あらせられた

### 第八師團と侍從 武官御差遣

第八師團創立以來侍從武官を差遣されたことは左の通りである  
一、明治三十一年(月日不詳)侍從武官(氏名不明)各衛戍地に差遣  
一、明治三十四年六月二十三日歩兵少佐渡邊湊各衛戍地に差遣  
一、明治三十五年二月二日砲兵中佐宮本照明八甲田遭難事件につき差遣  
一、明治三十七年八月三日歩兵中佐伊藤瀬平出征につき差遣  
一、明治三十八年八月四日歩兵大佐伊藤瀬平出征につき差遣  
一、明治四十二年九月二十五日歩兵大佐高平出征につき差遣

### 第八師團演習

第八師團創立以來の秋季演習及特別演習は左の通り行はれてゐる  
○秋季演習  
一、明治三十二年、秋田縣五城目能代附近  
一、同、三十三年、青森縣弘前五所川原附近

- 一、同、四十二年、山形縣山形市、橋岡附近
- 一、同、四十三年、岩手縣花巻附近
- 一、同、四十四年、青森縣弘前、五所川原附近
- 一、同、四十五年、秋田縣能代附近
- 一、同、四十六年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、四十七年、秋田縣能代附近
- 一、同、四十八年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、四十九年、秋田縣能代附近
- 一、同、五十年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、五十一年、秋田縣能代附近
- 一、同、五十二年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、五十三年、秋田縣能代附近
- 一、同、五十四年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、五十五年、秋田縣能代附近
- 一、同、五十六年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、五十七年、秋田縣能代附近
- 一、同、五十八年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、五十九年、秋田縣能代附近
- 一、同、六十年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、六十一年、秋田縣能代附近
- 一、同、六十二年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、六十三年、秋田縣能代附近
- 一、同、六十四年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、六十五年、秋田縣能代附近
- 一、同、六十六年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、六十七年、秋田縣能代附近
- 一、同、六十八年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、六十九年、秋田縣能代附近
- 一、同、七十年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、七十一年、秋田縣能代附近
- 一、同、七十二年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、七十三年、秋田縣能代附近
- 一、同、七十四年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、七十五年、秋田縣能代附近
- 一、同、七十六年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、七十七年、秋田縣能代附近
- 一、同、七十八年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、七十九年、秋田縣能代附近
- 一、同、八十年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、八十一年、秋田縣能代附近
- 一、同、八十二年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、八十三年、秋田縣能代附近
- 一、同、八十四年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、八十五年、秋田縣能代附近
- 一、同、八十六年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、八十七年、秋田縣能代附近
- 一、同、八十八年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、八十九年、秋田縣能代附近
- 一、同、九十年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、九十一年、秋田縣能代附近
- 一、同、九十二年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、九十三年、秋田縣能代附近
- 一、同、九十四年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、九十五年、秋田縣能代附近
- 一、同、九十六年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、九十七年、秋田縣能代附近
- 一、同、九十八年、青森縣三本木、八戸附近
- 一、同、九十九年、秋田縣能代附近
- 一、同、百、青森縣三本木、八戸附近

### 第八師團管下 在郷軍人總動員

閉院宮殿下御台臨になり  
青年訓練所生徒少年赤十字  
團も御親閲  
第八師團管下、青森、秋田、山形、岩手の四縣在郷軍人一萬有八千名の總動員、未曾有の行事が昭和三年五月十二、十三の兩日弘前市に行はれ翌十四日は青森縣下青年訓練所員總動員が同じく弘前で、次いで十五日には青森市に於て少年赤十字團總會が舉行されたが帝國在郷軍人會總裁閉院宮殿が仁親王殿下には特に御台臨御親閲あり士氣一入昂り實に空前の盛事を呈した。  
在郷軍人總動員の一日目たる五月十二日は朝來曇天乍ら弘前市中は在郷軍人分會旗

と喇叭の音と行き交ふ人々にどよめき渡り此日行はるゝ武術大會に必勝を期しつゝ午七時頃から續々會場たる第三十一聯隊をさして練込み人出は約一萬を算した。武術は銃劍術、軍刀術、射撃の三つで午前九時から開始、總裁宮には御附武官和田騎兵中佐、一戸大將、深見少將其他を隨へさせられ各武術を御親閲あらせられたので晴れの御前試合に選手は勇みに勇み、演習参加のため能代に來てゐる陸軍飛行機四臺が會場を上空に飛び來り一層景氣を添へた。午後一時全部終了し午後二時二十分から弘前公會堂で賞品の授與あり各支部の得點左の如く青森支部は遂に三度連勝し優勝旗を贏ち得た。

青森	三三	六六	三三	二七
山形	三〇	三三	三〇	九六
秋田	三〇	四二	三三	二七
盛岡	一六	四七	二九	九七

殿下には午後一時から公會堂で行はれた山形支部の團上戰術に台臨あり二時五分御旅館たる藤田謙一氏邸に御歸還になつた。武術大會終るや幾萬の人々は弘前公園に練り込み戸山學校軍樂隊の演奏會があり公園内

はカーキ色の軍服で埋つた。  
 第二日目の十三日は案ぜられた空も雨とはならず演習には誂へむきで、午前五時頃から弘前市中は前日にも増して人出多く演習場たる館野高地へ陸續として續き午前六時、既に演習場周囲をかこんだ群衆は約三萬と見られた。此頃から空も漸く晴れ来り歩兵一箇聯隊、騎兵一箇中隊、野砲兵一箇大隊、工兵一小隊、海軍陸戰隊一隊、タンク輕重三臺は軍勢を整へて待つ程なく五時四十分、假設主力部隊から「我軍は有利に戦狀を展開しつゝあり」との情報を受けたので内藤在郷軍指揮官は茲に攻撃の命令を下した。偵察飛行機は朝空をかすめて敵情を郷軍に報ずること數回、六時平和なる館野高地に砲聲は上つた。三本橋高地に陣地を積んだ防禦軍（現役約一大隊）は之に應じて火蓋を切り砲火を交ゆること約一時間遂に勇敢なる郷軍隊は敵の亂射を物ともせず前進又躍進、午前八時までには敵陣地間近くまで進撃した。

午前八時三十分閉院宮殿下には豫定の如く三本松高地に成らせられ此頃の觀衆は約五萬と稱された。戦は愈々猛烈となり飛行機は郷軍を援けつゝ空を翔け、三臺のタンクが機關銃を發射しつゝ鐵條網を粉碎し六十度の傾斜を物ともせず防禦軍に向つて猛進したので郷軍全隊は喊聲をあげて突撃し第一陣地を確實に占領した。次いで一本松高地の本陣に詰めよせ茲に最後の白兵戦が行はれ午前九時二十分休戦となつた、閉院宮殿下には御座所から親しく戦線に御出でなられて在郷軍の勇壯な働きぶりを御覽あらせられ全軍の士氣を一層旺ならしめた。演習終了後、宮殿下には眞崎第八師團長、稻垣中將、井染少將等を近く召されていろく御下問あり演習の壯烈に終了したことを満足に思ふと仰せになり、十時弘前公園に御着になつて同本丸で竹村由雄氏の弘前城の築城に關する講演を御聴取遊ばされた。

るものあり、分列式終るや殿下には御座所に入らせられて有功章の親授あり参加者に對し音吐朗々左の御言葉賜つた。  
 帝國在郷軍人會第八師管轄合支部總會に臨み親しく壯容を閲して士氣の揚れるを欣ぶ。諸子常に負託の重きを念ひ思索の選を慎み、益々剛健なる士風を養ひ戮力協心本會の精華を發揮し以て國運の進暢に貢獻せんことを期せよ  
 引續き軍事功勞者の表彰、陸軍大臣訓辭の代讀、一戸大將（會長）の訓辭、横須賀鎮守府司令長官、眞崎第八師團長の訓辭、深見聯合支部長の奉答があつてこの總會は全く終りを告げた。  
 十四日は引續き桔梗野に於て青森縣下青年訓練所生徒の總動員が行はれた。縣下各郡市より集れる若き男の子八千八百五十一名に達し午前九時二十五分式場に成らせられたる閉院宮殿下を奉迎して吉村知事から縣下の青訓現狀を言上し、終るや殿下には青訓生徒の教練を御親閲になり選抜された二千五百名の生徒のマスゲームを御覽になつた、次いで選抜された青年十名について殿下御前に於て學科試問を行ひ、午前十一時五十分殿下親しく各隊を御閱兵の上分

列式を饗はし午後一時終了、殿下より左の如き御言葉を賜つた  
 青森縣下青年訓練所總動員に當り親しく之を閲し其成績見るべきものあるを欣ぶ諸子よろしく本施設の趣旨に鑑み益々協力同心以て所期の目的を達せんことを望む  
 之に對し吉村知事は奉答申しあげ、文部大臣、陸軍大臣の告文代讀、眞崎第八師團長、一戸大將の訓示、全國聯合青年團長丸山鶴吉氏の訓示あり吉村知事の音頭で兩陛下の萬歳を三唱して終了した。  
 十五日閉院宮殿下には赤十字青森支部に於ける有功章御親授式に台臨遊ばされたが午後一時三十分、造道練兵場に於ける少年赤十字團御親閲のため成らせられた。愛國の血と平和の使命に燃ゆる勇しき少年赤十字團員の集るもの縣下三十五團、團員七千六百十九名、職員四百六十名、總計八千七十九名に達し吉村知事御先導申上げて殿下には各整列隊前を御廻りになり御親閲遊ばされ御座所高聲器の前に立たせられた一同に左の御言葉を賜つた  
 日本赤十字社青森支部少年赤十字團の盛況を見るを欣ぶ、諸子克く本團組織の趣

軍事——黒溝臺會戰第八師團死傷者——奉天會戰及其前後戰死者

### 黒溝臺會戰(明治三八)

吉村知事奉答申あげ御親閲式が終り殿下には赤十字支部に御還りになり四時四十五分青森驛御發弘前の御旅館へ御歸り遊ばされた。  
 旨を了解し勉勵以て其目的を貫徹せむことを望む

死	傷	計
同會戰々死將校氏名	同會戰々死將校氏名	同會戰々死將校氏名
少佐 五名	少佐 五名	少佐 五名
塚本 芳郎	藏田 安宗	塚本 芳郎
野村作次郎	三村幾太郎	野村作次郎
湯淺 秀紀		湯淺 秀紀
大尉 八名		大尉 八名
水野 重三	倉石 一	水野 重三
鹿討 義郎	古閑 辰夫	鹿討 義郎
工藤藤太郎	十倍 直元	工藤藤太郎
梅澤 義雄	福島 泰藏	梅澤 義雄
中尉 十一名		中尉 十一名
佐藤 直治	小野寺協平	佐藤 直治

### 奉天會戰及其前後戰死者

死	傷	計
少尉 十二名	少尉 十二名	少尉 十二名
木村 忠	廣瀬 要人	木村 忠
田名部雄藏	小野 謨	田名部雄藏
保村吉太郎	大野定次郎	保村吉太郎
櫻田 英吉	中村 靖武	櫻田 英吉
小池 保憲	中村 長次	小池 保憲
成澤 豐治	阿部 信吉	成澤 豐治
特務曹長 八名		特務曹長 八名
弘中 毅一	高橋吉之助	弘中 毅一
近藤 勇吉	笠井虎太郎	近藤 勇吉
近藤 顯男	畠山竹治郎	近藤 顯男
伊藤 順吉	大槻傳四郎	伊藤 順吉

自 明治三十八年二月二十六日  
 至 同 年三月十一日  
 將校 下士卒 馬 計  
 死 傷 一、三六六 一、〇〇 一、〇〇〇

軍事——八甲田山凍死軍人——軍艦入港一覽

二七八

傷 一六 四、〇七五 一四〇 五、六八八  
此外下士卒俘虜五十八名

八甲田山凍死軍人

明治三十五年一月二十五日、我が北門の精英を以て誇る歩兵第五聯隊第二大隊は、青森から田代を経て三本木へ出づべく雪中行軍の途に就いた、一隊二百十名は意氣堂々警門を出たが小峠にさしかゝつた頃から降り出した雪は、颯て大吹雪となり凜烈たる寒氣に將卒の苦心云はん方なく、瞑暗の天地の中に彷徨すること二夜三日、可惜國家の干城百九十八名の魂は怨を吞んで八甲田山の犠牲となつた。「八甲田風吹きあれて……」の悲歌と共に、幸畑村に残る百九十八基の墓石は永久に、五聯隊凍死事件の哀な物語を残してゐる。凍死軍人の氏名並に事件の顛末は別冊總覽「社會史」中に詳しくいから照覽されたい。

軍艦入港一覽

明治三、九、六 英國東洋艦隊旗艦インペリアス號外二艦青森入港  
同 二、八、三 英國東洋艦隊インペリアス號外四艦青森入港

同 二、四、八、二六	筑波艦青森入港	同 三、五、八、八	第一艦隊大湊入港
同 二、四、九、二四	高千穂、高雄、武蔵の三艦	同 三、五、八、三	練習艦隊嚴島、橋立、松島
同 二、二、〇、三	帝國常備艦隊松島、高千穂	同 三、五、八、七	第一艦隊青森入港
同 二、二、〇、二	浪速、高雄、千代田青森入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 二、二、〇、二	露國軍艦アラズボイニツク	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 二、二、〇、二	號入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 二、二、〇、二	松島、千代田、扶桑青森入	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 二、二、〇、二	港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 二、二、〇、二	露國軍艦バミミアト、アゾ	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 二、二、〇、二	ヲ號及サビアカ號青森入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、八、三	鎮遠、浪速、高砂青森入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、八、三	嚴島、松島、秋津州、明石	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、八、三	の四艦入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、九、三	八島入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、九、三	橋立入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、九、三	常備艦隊出雲、朝日、初瀬、	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、九、三	淺間入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、七、三	朝日、初瀬、富士青森入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、七、三	三笠入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、七、三	千歳、吉野入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、七、三	八雲、出雲入港、同三十一	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、七、三	日朝日、磐手入港、同十四日富士、八	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、七、三	島及腕を筆頭に七驅逐艦、同十九日二	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー
同 三、七、三	等艦隊旗艦敷島入港	同 四、八、八、六	英國東洋艦隊驅逐艦サンデー

大正 五、九、二五	第三艦隊青森入港	昭和 二、九、七	聯合艦隊七十餘隻大湊入港
同 五、九、二〇	聯合艦隊青森入港、その總	昭和 二、九、三	第一艦隊三十八隻青森入港
同 五、九、二〇	數四十六隻	昭和 三、三、三	練習艦八隻大湊入港
同 六、九、七	警備艦大和青森入港	同 三、五、二	獨逸練習艦ベルリン號青森
同 七、七、三	皇太子殿下御召艦鹿島大湊	同 三、八、二	第一、第二聯合艦隊七十餘
同 八、七、三	鞍馬、伊吹青森入港	同 三、八、二	隻青森入港、九月三日出港す
同 八、七、三	母艦夕霧と共に獨逸潜水艦		
同 九、九、三	第二艦隊青森入港		
同 九、九、三	第一艦隊及第二艦隊大湊入		
同 九、九、三	港		
同 九、一〇、一	聯合艦隊青森入港		
同 一〇、一〇、一	第三艦隊及豫備艦八隻驅逐		
同 二、六、元	攝政宮殿下御召艦日向青森		
同 二、六、元	入港、七月三日には供奉艦春日入港		
同 二、九、五	第一艦隊大湊入港		
同 二、九、五	陸奥艦青森入港		
同 三、七、六	春日青森入港		
同 四、九、二	第一艦隊大湊入港		
同 四、九、二	第二艦隊大湊入港、同七日		
同 四、九、二	扶桑入港		
同 四、九、三	第一艦隊青森入港		
同 四、九、三	第二艦隊二十餘隻青森入港		

軍事——縣内及縣人飛行一覽

二七九

縣内及縣人 飛行一覽

年月日	飛行機	期間	場所
四、七、三	白戸氏飛行大會	二日	弘前市
四、一〇、三	所澤四機飛來		青森市
四、一〇、三	所澤機演習參加	四日	津輕平野
九、八、三	白戸氏飛行大會	一日	金木町
一〇、五、二	海軍機三機着水		大湊海岸
一〇、六、四	所澤機二機通過		野邊地町
一一、一、元	所澤機耐寒飛行	二日	七戸町
一一、三、三	大隊耐寒飛行	七日	七戸町
一一、五、五	久保田氏訪問飛行	二日	弘前市
一一、七、七	海軍航空艇飛來		大湊海岸
一一、八、二	久保田氏訪問飛行	二日	弘前市
一一、八、九	久保田氏訪問飛行	七日	金木町
一一、八、二〇	所澤機演習參加	七日	津輕平野
一一、二、七	所澤氣球隊研究	七日	弘前市

本縣出身飛行家

且代次雄氏  
明治三十三年七月弘前に生れ城西小學校五年を修業して上京し、小學校卒業後印刷學校、工業學校、英語學校、中等夜學校、簿記學校等に學んだがその一も卒へず、大正十年東京博文館印刷所に會計課員として入社し、十四年春迄勤務したが、十四年春東亞飛行專門學校に入學し、十二月卒業、逕信省三等飛行機操縦士免許を得、以來同校助教として今日に及んだが趣味は讀書、旅行、映畫等である。  
白戸榮之助氏  
明治十九年十一月十二日弘前に於て喜三郎氏五男として生れ、金木明治小學校卒業後、盛岡工兵隊に入隊したが選拔されて中野氣球隊に入隊、工兵軍曹となり徳川大尉



軍事——縣内及縣人飛行一覽

に就いて飛行術を修得満期除隊後、奈良岡三才氏と共同して芝浦に飛行場を經營した...

久保田太氏
明治三十七年中郡船澤村に勇太郎氏の五男として生れ十八歳にして一廉の飛行家とな...

南部信鑑氏
明治三十二年六月子爵南部利克氏の二男に生れ、學習院を半途退學して津田沼飛行機...

附である。

奈良儀助氏
明治二十八年七月弘前に生れ大正二年弘前中學校卒業後大正三年十二月新潟縣高田市...

笠井甚一郎氏

明治三十四年四月北郡中川村に生れ、大正五年仙臺陸軍地方幼年學校入學同八年卒業...

縣出身將校一覽

陸軍 一〇三人
海軍 四〇人

(昭和三年八月十日現在)

Table listing military officers by rank (陸軍, 海軍), name, and birthplace. Includes columns for rank, name, birthplace, and military unit.

軍事——縣出身將校一覽

步兵三十一聯隊附 中尉 益子 勇 弘前市  
 步兵七十六聯隊附 同 福島 一正 南郡、大鰐町  
 步兵五十七聯隊附 同 工藤 彦作 南郡、淺瀬石村  
 步兵二十九聯隊附 同 吉田 次郎 上北、七戸町  
 臺灣步兵一聯隊附 同 田村 定一 上北、七戸町  
 步兵三十一聯隊附 少尉 三浦 日出四郎 西郡、柏村

砲兵  
 陸軍科學研究所員 中佐 神田 圭藏 弘前市  
 野砲學校教導聯隊大隊長 少佐 兼松 成器 弘前市  
 山砲九聯隊附 同 鎌田 千代三郎 弘前市  
 野砲十聯隊附 同 相馬 勝美 弘前市  
 陸軍技術本部附 同 境 岩三郎 弘前市  
 獨立山砲三大隊長 同 三宅 長成 西郡、饒ヶ澤  
 山砲十一大隊附 同 神 忠藏 中郡、清水村  
 造兵廠工廠員 同 成田 定之 弘前市  
 野砲八大隊附 同 西村 勇太郎 弘前市  
 陸軍砲工學校教官 同 宮川 清三 弘前市  
 野砲八中隊長 同 石山 虎夫 弘前市  
 野砲二中隊長 同 鳥谷 勝四郎 下北、田名部町  
 第八師團兵器部員 同 廻間 雄一 弘前市  
 廣島兵器支廠部員 同 寺澤 正藏 弘前市  
 野砲七中隊長 同 藤田 勇 弘前市  
 野砲大隊副官 同 加藤 直太郎 弘前市  
 野砲八附 同 木村 隆三 弘前市  
 野砲四附 同尉 安田 清 弘前市

騎兵  
 騎兵四旅團副官 大尉 佐藤 次郎 弘前市  
 騎二六中隊長 同 小野 健 弘前市  
 軍馬補充部白河支部員 同 村上 俊一郎 弘前市  
 軍馬補充部雄基支部員 同 鈴木 正之助 弘前市  
 騎兵一六附 同 神 猪一郎 弘前市  
 軍馬補充部白河支部員 同 楠美 一郎 弘前市

工兵  
 築城部津輕支部員 少佐 間山 清 弘前市  
 電信二大隊副官 同 木村 翠 弘前市  
 近衛工兵大隊中隊長 同 永山 喜一 弘前市  
 鐵道一大隊附 同 永澤 正吾 弘前市  
 工兵八大隊附 同 相馬 伴次郎 南郡、石川村  
 工兵八大隊附 同 松本 旭出丸 弘前市

航空兵  
 明野飛行學校研究部主事 大尉 奈良 義助 弘前市  
 飛行五大隊附 中尉 藤田 雄三 同  
 飛行五大隊附 同 笹井 甚一郎 北郡、中川村  
 輜重兵二大隊附 少尉 沼館 愛三 三戸、八戸町  
 輜重兵四大隊附 同 須藤 全治 中郡、岩木村  
 輜重兵八大隊附 同 奧崎 雄四郎 弘前市  
 輜重兵二十聯隊附 同 工藤 勝彦 同  
 輜十四附中條農學配屬 同 西澤 勇治 青森市  
 輜八附中隊長 同 鶴岡 忠吉 同

憲兵

久留米憲兵隊長 少佐 松本 與三郎 北郡  
 關東憲兵分隊長 大尉 對馬 百之 弘前市

古鷹副艦長 中尉 鈴木 嘉助 弘前市  
 三日月艦長 同 石戸 勇三 東郡、瀧内村  
 烏風艦長 同 長尾 惣助 中郡、豊田村  
 旗風艦長 同 鈴木 幸造 南郡、野澤村  
 淀運用長 同 橫山 彌太郎 北郡  
 橫須賀幕僚 同 福田 貞三郎 南郡、女鹿澤村  
 水雷學校教官 同 成田 喜代治 弘前市  
 第四號掃海艦長 同 成田 義一 同  
 砲術學校教官 同 板垣 昂 同  
 長門分隊長 同 西 哲雄 東郡、筒井村  
 扶桑分隊長 同 船木 守衛 南郡  
 橫須賀海兵團分隊長 同 齋藤 彌吉 南郡、石川町  
 衣笠分隊長 同 三浦 留 弘前市  
 第二號掃海艇乘組 同 中村 二郎 青森市  
 霞ヶ浦航空隊學生 同 葛西 定雄 同  
 橫須賀航空隊附 同 川島 忠一 弘前市  
 古鷹乘組 同 岡野 千代喜 青森市  
 矢風乘組 同 工藤 勇 同  
 砲術學校講習生 同 川村 匡 北郡、所川原町

海軍

海軍大學々校長 中將 中村 良三 弘前市  
 海軍省人事局長 少將 藤田 尙德 同  
 橫須賀艦船部長 大佐 清藤 徳彌 同  
 那珂艦長 同 毛内 効 同  
 長門副艦長 中佐 佐藤 脩 三戸、八戸町

野砲二附 一等主計 對馬 俊夫 弘前市  
 野砲八附 同 永澤 久二男 同  
 經理學校教官 同 羽場 龍郎 同  
 第七四附 二等主計 三浦 日出雄 西郡、柏村  
 第三師團經理部員 同 長谷川 健 中郡、目屋村  
 第八師團經理部 同 櫻田 米吉 南郡、柏木町  
 第十四師團經理部員 同 對馬 源八郎 中郡、大浦村  
 同 佐藤 時成 青森市

水雷學校教官 中尉 飯田 廿一 上北、野邊地町  
 嵯峨軍醫長 同 福田 一郎 三戸、八戸町  
 野風機關長 同 野呂 鐵丸 青森市  
 機關學校學生 同 澁谷 武之丞 西郡、木造町  
 八雲乘組 中尉 伊藤 喜六 下北、田名部町

軍事—縣出身將校一覽

如月乗組  
機關學校學生  
日向乗組  
計  
經理學校教官  
横須賀建築部々員  
經理學校選科

中尉 山口 眞弘 弘前市  
同尉 成田 篤逸 青森市  
少尉 平出 貞夫 上北、三澤村  
中佐 佐瀬 茂 上北  
少佐 盛 長吉 西郡、森田村  
山口 道尹 弘前市

大湊防備隊主計長  
第二十六驅逐隊附  
陸奥軍醫長  
嵯峨軍醫長  
造兵  
艦政本部員

大尉 加藤 勳 弘前市  
少尉 柴倉 壽夫 上北、三澤  
中佐 工藤 貞雄 北郡、五所川原  
大尉 玉井 定七 弘前市  
少佐 山田幸五郎 青森市

本縣出身將官

郷土の産める唯一の陸軍大將

一戸兵衛氏  
氏は舊津輕藩士一戸範貞の長男として安政二年六月二十日を以て弘前市に生る。九歳にして工藤喜衛門の家學に入り十二歳官學稽古館に入り十四歳の暮れ素讀を卒業會讀に移る。明治七年十月一日兵學寮に入り九年二月陸軍少尉試補十年七月西南戰役で銃傷を負ひ二十七年日清戰役、三十七年日露戰役に従軍、大正三年陸軍大將に任ぜられ日獨戰役、歐洲大戰に従軍、八年學習院長を兼任したが十一年に依願免兼學習院長、十三年より明治神宮々司となり從二位、勳一等、功二級で現代の乃木將軍と敬慕され帝國在郷軍人會長の職に在る。  
現役將官

海軍中將中村良三氏  
氏は舊津輕藩士族中村春臺の二男にして明治十一年七月を以て生れ、二十九年弘前中學校を経て三十二年海軍兵學校を卒業し、三十四年海軍少尉に任じ昭和二年海軍中將に累進す。其の間海軍大學校を卒業し爾來第四戰隊參謀、軍令部參謀兼參謀本部々員海軍大學校教官同教頭兼教官軍令部出仕、春日艦長、第二艦隊參謀長、第一水雷戰隊司令官、軍令部參謀兼艦政本部技術會議々員等に歴補し、大正十五年海軍大學校長に補せられ現に其の職に在り、明治三十八年英國に、四十五年清國に出張を命ぜられ、三十七八年戰役に扶桑分隊長及明石航海長として參戰し功五級金鷄勳章を賜る。  
陸軍少將淺田良逸氏  
氏に關しては爵位功勳、本縣有爵者の中に在るを以て此所には之れを省略す。

海軍少將藤田尙徳氏  
氏は本縣士族藤田貞固の弟にして明治十三年十月を以て生れ、三十四年海軍兵學校を卒業し海軍少尉に任じ、大正十三年霧島艦長に補せられ翌年海軍少將に累進し、艦政本部總務部長を経て現在海軍省人事局長の職に在る。  
陸軍少將毛内靖胤氏  
氏は明治十二年三月青森市浦町字橋本一七八番地に生る。明治三十一年弘前中學校を出て三十四年陸軍士官學校を卒業し陸軍歩兵少尉に任じ、四十三年陸軍大學を卒業し教育總監部員となり、第十七師團歩兵第五十四聯隊附、航空隊本部検査部長を経て現明野陸軍飛行學校長となる。  
退役將官氏名  
海軍—東海勇藏、栗田富太郎、秋元猛四郎、下平英太郎。陸軍—三浦眞

社寺宗教

全國宗教概觀

神宮及び官國幣社一覽

社名	祭日	道府縣名	鎮座地	市町村名
皇大神宮	六・一七	三重	宇治山田	市
豐受大神宮	二・一七	同	同	市
官幣大社				
賀茂別雷神社	五・一五	京都	上賀茂	市
賀茂御祖神社	五・一五	同	八幡	町
石清水八幡宮	五・一五	同	松尾	町
松野神社	四・一五	同	京都	市
平野神社	四・一五	同	深草	町
稻荷神社	四・一五	同	三輪	町
大神社	四・一五	同	朝輪	町
大和神社	四・一五	同	丹波	市
石上神社	九・一三	同	波良	市
春日神社	三・一三	同	奈波	市
廣瀬神社	四・一四	同	河合	村

社名	祭日	道府縣名	鎮座地	市町村名
龍田神社	四・一八	龍田	川上	村
丹生川上神社	六・一八	同	同	村
枚岡神社	二・一	大阪	枚岡	村
大鳥神社	八・一三	同	同	村
住吉神社	六・一三	同	同	村
生國魂神社	九・一五	同	兵庫	村
廣田神社	三・一六	同	同	村
水川神社	八・一〇	同	千代	村
安房神社	八・一〇	同	同	村
香取神社	九・一〇	同	茨城	村
鹿島神社	八・一〇	同	同	村
三島神社	六・一〇	同	愛知	村
熱田神社	六・一〇	同	滋賀	村
日吉神社	四・一〇	同	滋賀	村
日懸神社	九・一〇	同	滋賀	村
國懸神社	九・一〇	同	滋賀	村

八坂神	宮蘇神	阿賀神	多賀神	月山神	榊太神	臺灣神	吉野神	宗像神	札幌神	建部神	淺間神	鶴戶神	鹿兒島神	氣比神	平安神	樞原神	宮崎神	香椎神	伊弉諾神	霧島神	宇佐神	出雲神
六四	八五	七六	四三	七五	八三	一〇六	九二七	二二五	六二五	四二五	二一四	八二五	九二四	四二五	二二二	二〇六	二〇九	四三三	九二九	三二八	五二四	
京都	福岡	熊本	滋賀	山形	榊太	臺北	奈良	福岡	北海道	滋賀	靜岡	宮崎	鹿兒島	福井	京都	奈良	宮崎	福岡	兵庫	鹿兒島	大分	鳥根
京箱	宮地	多賀	立谷	豐原	臺北	吉野	兩津	村中	邊津	藻岩	瀬田	大宮	鶴戶	西國	敦賀	京都	白樺	宮崎	香椎	多賀	東山	宇佐
都崎	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神	野神

大原	貴船	梅宮	八代	井伊	鎌倉	水無	赤間	白峰	官幣	熊野	多度	高良	大山	氣多	國幣	丹生	朝野	明治	諏訪	熊野	熊野	日枝
四八	六三	四三	八三	九三	八三	三三	一〇七	九二二	一〇四	一〇五	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇六	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京	同京
大原	梅津	八代	井伊	鎌倉	水無	赤間	白峰	京下	熊野	多度	高良	大山	石川	愛媛	福重	三根	鳥根	京畿	東野	長野	同野	同野
野野	馬津	代谷	伊谷	倉谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷	本谷

二荒山	二荒山	貫前	南宮	玉前	鶴岡	寒川	淺間	政國	幣中	御上	熊野	伊弉	吉備	住吉	嚴島	英彦	海神	長田	生田	太宰	金野	金野	北野	吉野
一〇二	四二七	三二五	五二五	九二五	九二五	四二五	二二五	二二五	五二四	七二四	一〇二	一〇二	二二五	六二七	九二六	一〇二	一〇二	四二五	八二五	五二六	四二五	八二四	四二八	四二八
同馬	枳馬	群馬	岐馬	千葉	同奈	神奈	山梨	三重	滋賀	同歌	岡山	廣島	福岡	同島	同島	兵庫	福岡	福岡	同島	同島	同島	同島	同島	同島
馬場	日光	一宮	一宮	鎌倉	寒川	一宮	府井	三上	那智	西東	眞島	勝島	嚴島	彦島	垂水	同島	神戶	太宰	敦賀	青柳	同島	同島	同島	同島
町	町	町	村	町	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	市	町	町	町	村	市	市	市

金刀	海神	住吉	田吉	西塞	土佐	田比	大比	忌部	安仁	中山	水若	宇倍	出石	德雲	彌雲	射水	若狹	大物	鹽竈	志波	伊須	都古	
一〇二	八二五	二二九	九二六	四二五	八二五	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	
香川	同長	佐賀	大分	高知	香川	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島	同島
琴平	峰賀	那子	呼子	東田	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮	一宮
町	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村

大洗磯前神社	酒列磯前神社	美保神社	新田神社	都々古別神社	函館八幡宮	生島尼島神社	伊和神社	眞清田神社	白山比咩神社	玉祖神社	諏訪神社	大縣神社	速谷神社	官幣小社	大國魂神社	波上神社	龜門神社	住吉神社	志賀海神社	國幣小社	砥鹿神社	小國神社	水無神社	駒形神社
九・九	一〇・五	四・七	九・五	一一・一	八・五	九・九	一〇・五	四・三	五・六	九・五	一〇・八	一〇・二	一〇・二	五・五	五・五	一一・五	九・三	九・九	九・四	四・八	九・五	九・五	九・九	
茨城	同	島根	鹿兒島	北海道	北海	長野	兵庫	愛知	石川	山梨	長崎	愛知	廣島	東	沖繩	福	同	同	同	同	同	同	同	同
磯濱	平磯	美津	東津	近津	函	東	神	一	河	右	長	樂	平	府	若	大	住	志	一	一	一	一	一	一
町	町	町	町	町	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市

小御門神社	菊池神社	湊川神社	名和神社	阿部野神社	藤城神社	結城神社	豐榮神社	建勳神社	豐國神社	東照神社	東照神社	常磐神社	照國神社	靖國神社	靈山神社	梨木神社	四條神社	唐澤神社	上山神社	野田神社			
四・五	五・五	七・三	五・七	一・四	八・五	五・一	一〇・一	七・一	九・八	六・一	四・七	五・三	一〇・六	四・三	四・三	一〇・三	二・三	一〇・五	四・九	四・七	三・五		
千葉	熊本	兵取	鳥取	大井	福井	三重	山口	京都	同	栃木	靜岡	茨城	鹿兒島	東	福	京	大	栃	山	石	山		
小	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
町	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市

全國神社及ひ神職數

(大正十四年末調)

神社	官幣	別格	國幣	府	鄉	村	無格	總計
一	五	四	七	八	三	四	三	一三、七三
神職數	一	五	四	八	三	四	三	一三、七三

佛教各宗派一覽

天台宗	總持寺	延曆寺	淨土宗	法華宗	華嚴宗	密宗	禪宗
總持寺	延曆寺	淨土宗	法華宗	華嚴宗	密宗	禪宗	淨土宗
滋賀	滋賀	滋賀	滋賀	滋賀	滋賀	滋賀	滋賀
坂本	坂本	坂本	坂本	坂本	坂本	坂本	坂本
市	市	市	市	市	市	市	市

日蓮宗

木邊派  
出雲路派  
山元派  
誠照寺派  
三門徒派

社寺宗教——全國宗教概觀

本、妙、宣、寺	本、妙、法、寺	本、妙、法、寺	本、實、相、寺	本、蓮、永、寺	本、海、長、寺	本、弘、法、寺	本、鏡、忍、寺	本、報、恩、寺	本、妙、德、寺	本、藻、原、寺	本、妙、法、寺	大、法、華、經、寺	大、本、閉、顯、門、寺	大、妙、本、久、遠、寺	總、專、照、照、寺	本、誠、證、誠、寺	本、毫、攝、攝、寺	本、錦、織、織、寺					
新、宮、湯、城	京、都、湯	新、宮、湯	千、葉、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡	同、岡					
真、崎、村	仙、臺、市	京、都、市	島、田、村	興、津、町	岩、手、村	千、代、村	清、水、町	市、川、町	小、金、町	東、條、村	和、歌、山、市	京、都、市	茂、原、町	穗、積、村	中、山、町	同、市	京、都、市	池、上、町	身、延、村	福、井、市	新、江、村	味、野、村	中、里、村

顯本、法華宗

總、妙、滿、寺	本、龍、口、寺	本、誕、生、寺	本、頂、妙、法、華、寺	本、妙、覺、興、寺	本、妙、興、遠、寺	本、妙、立、國、本、寺	本、妙、根、本、顯、寺	本、妙、妙、本、立、寺	本、妙、成、勝、寺	本、妙、光、日、昌、寺	本、妙、久、本、覺、現、寺	本、妙、佛、妙、純、滿、寺	本、妙、本、國、前、法、寺	本、妙、正、妙、照、寺										
京、都、市	神、奈、川、市	千、葉、市	京、都、市	靜、岡、市	京、都、市	千、葉、市	山、梨、市	大、阪、市	京、都、市	新、潟、市	栃、木、市	神、奈、川、市	靜、岡、市	石、川、市	佐、賀、市	千、葉、市	茨、城、市	同、市	靜、岡、市	神、奈、川、市	京、都、市	廣、島、市	千、葉、市	新、潟、市
京、都、市	川、口、市	湊、小、湊、市	京、都、市	錦、田、市	京、都、市	白、井、村	身、延、村	堀、米、村	鎌、倉、村	上、甘、田、村	岩、手、村	中、山、村	豐、田、村	伊、東、村	依、知、村	京、都、市	廣、島、市	大、和、市	二、宮、村	岩、津、村				

古義眞言宗  
御室派  
醍醐派  
大覺寺派  
東涌寺派  
泉涌寺派  
山階派  
小野派  
新義眞言宗  
智山派  
豐山派  
智山派  
兩派所屬  
眞言律宗  
眞言律宗  
淨土宗  
淨土宗  
西山派

社寺宗教——全國宗教概觀

總、哲、願、寺	總、光、明、寺	總、禪、林、寺	大、增、淨、華、院	大、清、淨、華、院	大、知、恩、明、院	大、金、戒、光、明、院	總、唐、招、提、寺	總、西、大、寺	大、大、傳、法、院	總、長、谷、積、院	總、智、積、院	大、隨、心、院	大、勸、修、院	大、泉、涌、寺	總、教、王、護、國、寺	大、大、寶、覺、寺	大、三、醜、寶、院	大、醍、醐、醜、院	大、仁、和、寺	總、金、剛、峰、寺	大、西、教、寺		
同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	
京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市

臨濟宗  
天龍寺派  
相國寺派  
建仁寺派  
南禪寺派  
妙心寺派  
建長寺派  
東福寺派  
大德寺派  
圓覺寺派  
永源寺派  
廣通寺派  
佛通寺派  
國泰寺派  
向嶽寺派  
曹洞宗  
眞黃宗  
眞宗  
本願寺派  
大本願寺派  
大谷派  
高田派  
興正派  
佛光派

總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺	總、圓、福、寺
同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市	同、都、市
京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市	京、都、市

社寺宗教—全國宗教概観

Table listing various religious sects and their statistics. Columns include sect names (e.g., 法相宗, 念融宗), their headquarters (e.g., 大相寺, 大興寺), and associated locations (e.g., 奈良, 京都). Numbers represent counts or specific identifiers.

Table titled '各宗寺院教師及び信徒數' (Number of Priests and Followers by Sect). It lists sects like 天台宗, 真言宗, and 淨土宗, along with their respective numbers of temples, priests, and followers as of the end of 1923.

Table listing various religious sects and their statistics. Columns include sect names (e.g., 天龍宗, 勝濟宗), their headquarters (e.g., 天龍寺, 勝濟寺), and associated locations (e.g., 奈良, 京都). Numbers represent counts or specific identifiers.

社寺宗教—全國宗教概観

Table titled '基督教一覽' (Christianity Overview). It lists various Christian denominations (e.g., 天主教, 基督教) and their statistics, including headquarters (e.g., 東京, 大阪) and associated locations. Numbers represent counts or specific identifiers.

社寺宗教——全國宗教概観

日本ハリストス正教會	東京市神田
日本基督教會	東京市赤坂
日本組合基督教會	大阪市北區
日本聖公會	東京市京橋
日本バプテスマ教會	東京市神田
日本メソヂスト教會	東京市青山
日本美普教會	神奈川
布美教會	兵庫
福音教會	東京市小石川
日本福音ルーテル教會	大阪天王寺
日本基督同盟協會	千葉市通
日本ミツシヨナリア	福山市
ライアンス教會	廣島
日本基督同胞教會	滋賀
普及福音教會	東京市鹿野
日本同仁基督教會	京都
基督友教會	東京市麴町
基督教會	東京市芝區
日本クリスチャン教會	瀧野川中里
ヘブチバ教會	下瀧谷
セブンスデー・アドヴ	佐倉並木町
エンチスト	
救世軍	東京市神田
ホーリネス教會	澁橋
ナゼリン教會	

基督教教育同盟

基督教會堂宣布者及び信徒數

(昭和二年八月現在)

教派	講義所	宣布者	信徒
天主教教會	一、五〇三	六	一、六、七七
日本ハリストス正教會	一、八四〇	二	一、四、九七五
日本基督教會	三、七〇	一	三、三、三五
日本組合基督教會	一、五〇	一	三、七、七七
日本聖公會	二、三六	一	三、三、三五
日本バプテスマ教會	七	一	六、三三
日本美普教會	四	一	二、五、八
布美教會	七	一	一、二、九
福音教會	四	一	一、八、七
日本福音ルーテル教會	三、三	一	一、九、八
日本基督同盟協會	三、三	一	一、九、八
日本メソヂスト教會	二、四	一	一、九、八
日本クリスチャン教會	三、三	一	一、九、八
ヘブチバ教會	二、四	一	一、九、八
セブンスデー・アドヴ	二、四	一	一、九、八
エンチスト	二、四	一	一、九、八
救世軍	二、四	一	一、九、八
ホーリネス教會	二、四	一	一、九、八
ナゼリン教會	二、四	一	一、九、八
基督教會堂宣布者及び信徒數	三、三	一	一、九、八

日本クリスチャン教會	一、九、八
ヘブチバ教會	二、四
セブンスデー・アドヴ	二、四
エンチスト	二、四
救世軍	二、四
ホーリネス教會	二、四
ナゼリン教會	二、四
基督教教育同盟	三、三
其他	一、二、四
無所屬	三、三、二
合計	三、四、五

神道各派一覽 (大正十二年度調)

名	所在地	神體道會	御國眞理教會	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會
大日本	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		
大光教	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		
大誠教	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		
大日本神祇會	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		
大日本神祇會	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		
大日本神祇會	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		
大日本神祇會	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		
大日本神祇會	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		
大日本神祇會	京都府	神習教	報本教	神道本教	神道自然道	日本心理研究所	皇道教會		

社寺宗教——全國宗教概観

秋田縣	千代田縣	和歌山縣	長野縣	埼玉縣	京都府	和歌山縣	熊本縣	奈良縣	大阪府
心教	眞心教	神道大日本眞心教	御蔭心新教會	天善教	天善教	天善教	天善教	天善教	天善教
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四、〇〇五	七、〇〇一	三、八六七	四、一七〇	三、三三七	三、三三七	三、三三七	三、三三七	三、三三七	三、三三七
東京府	京都府	東京府	東京府	東京府	東京府	東京府	東京府	東京府	東京府
二、九、八	一、九、八	一、九、八	一、九、八	一、九、八	一、九、八	一、九、八	一、九、八	一、九、八	一、九、八
二、九、八	二、九、八	二、九、八	二、九、八	二、九、八	二、九、八	二、九、八	二、九、八	二、九、八	二、九、八



天理教研究所 天理神宮 大靈道會 大靈教會 大靈道會 大靈教會 大靈道會 大靈教會 大靈道會 大靈教會

奈良縣 兵庫縣 栃木縣 福岡縣 京都府 三重縣 東京都 京都市 三島縣 同島縣

稻荷講社眞德講 稻荷大明神 實行團 鎮魂禁厭祈禱所 御白粉地藏尊

靜岡縣 大分縣 熊本縣 熊本市 東京都 兵庫縣 同兵庫縣 長崎縣

妙蓮宗 日蓮宗 妙法蓮華 弘法大師 十法一心大 佛道一心大

和歌山縣 京都府 同京都府 長崎縣 和歌山縣 長崎縣 和歌山縣

地方宗教概観

神社及神職數一覽 (昭和二年九月)

東 西 中 南 北 上 下 三 弘 青 計 郡市別區分

國幣 縣社 指定 未指定

村社 指定 未指定

無格 攝社 社招魂

計 神職

國幣社宮司及び縣郷社社司名

Table with columns for region (東, 西, etc.), name (熊野宮, etc.), and location (津輕郡, etc.)

Table with columns for region (西, etc.), name (雷山神社, etc.), and location (中平内村, etc.)

Table of religious statistics for various regions including 青森, 弘前, 三浦, etc., listing counts for different categories.

寺院及び住職數一覽

Table listing temples (e.g., 稲荷神社) and resident priests (住職) across various municipalities like 弘前市 and 青森市.

Table of religious statistics for various regions including 北津輕郡, 同郷, etc., listing counts for different categories.

社寺宗教——地方宗教概観

各宗派別寺院及び住職名

寺院名	所在地	住職名
蓮乘寺	南津輕郡	猿上村 猿賀村
淨宮寺	同	尾上村
神宮寺	同	三田道
妙光寺	同	欠道
壽若院	北津輕郡	欠道
磐王院	同	菊池了所
藥恩寺	同	佐井川
報宮寺	弘前市	三上道
眞言宗	同	小井道
常福寺	同	柏城朝寬
圓覺寺	東津輕郡	齋藤照因
久渡寺	西津輕郡	海浦義圓
橋雲寺	同	高坂弘吉
地藏院	同	溝口弘海
國上院	同	小野朝道
大圓寺	同	南野弘道
大善寺	同	工藤照海
藥師寺	北津輕郡	田口隆曉

社寺宗教——地方宗教概観

專稱院	南津輕郡	大鱈町	工藤榮
攝取院	同	藤崎町	成田聖
淨仙院	同	山形村	平野明
長壽院	同	淺瀨石村	佐藤靈
唯稱院	同	碓ヶ關村	加藤空
西昌院	北津輕郡	五郷村	柏山龍
願善寺	同	五所川原	小谷宙
大蓮寺	同	板柳町	大谷恭
照王寺	同	金木町	佐々木
藥光寺	同	鶴田村	藤澤德
稱念寺	同	榮田村	三上靈
專泉寺	同	飯詰村	田中泰
大善寺	同	中泊村	開龍全
善導寺	同	小泊村	葛西龍
海成院	同	野邊地町	奧米全
光中寺	同	同	開米全
遍照寺	同	同	葛西龍
青岩寺	同	同	奧米全
西福寺	同	同	開米全
大乘寺	同	同	葛西龍
傳法寺	同	同	開米全
常念寺	同	同	葛西龍
多善寺	同	同	開米全

寶泉寺	正法寺	高澤寺	東福寺	養老寺	夢宅寺	正法寺	見道寺	宗全寺	曹洞宗	三光寺	高松寺	禪源寺	仙壽寺	南宗寺	法泉寺	淨圓寺	臨濟宗	阿彌陀寺	正覺寺	專求寺	龍泉寺	誓願寺	西光照寺	通照寺	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	東津輕郡	同	同	同	同	同	同	同	上北郡	同	青森市	同	同	同	同	弘前市	
深浦町	木造町	餘ヶ澤町	中平内村	濱館村	野内村	蓬田村	新城村	荒川村	向守村	同	同	同	八戸町	三戸町	法奥澤村	榮寺町	同	同	同	同	同	同	同	新寺町	
小野	海老名	松宮	村上	島田	松居	佐藤	工藤	佐藤	渡邊	細川	欠邊	渡邊	目時	上田	工藤	長尾	楠美	村井	福士	小徳	成昌	花田	花田	花田	
道淳	原義	峰玄	苗苗	雄雄	文雄	珠雄	梵雄	良音	智山	今山	智山	靈堂	祖祖	祖祖	祖祖	聖心	龍祥	雄山	徳静	了觀	昌順	順信	順信	順信	
法蓮寺	長昌寺	正法寺	澄月寺	金剛寺	瑞光寺	常光寺	春洞寺	長淵寺	慈眼寺	龍淵寺	雲泉寺	龍泉寺	善福寺	保福寺	京安寺	廣泰寺	革秀寺	龍王寺	徳藏寺	洪福寺	淨林寺	全龍寺	臥龍寺	松源寺	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
大深内村	天間林村	同	三本木町	同	七戸町	野邊地町	小泊村	飯詰村	梅澤村	板柳町	金木町	五所川原	大鰐町	黒石町	新和村	西屋村	藤代村	岩崎村	稻垣村	館岡村	水元村	川除村	同	赤石村	
佐々木	石田	村上	中原	苦米地	飯坂	西村	坂本	清野	乘田	川村	一戸	棟方	平野	山口	武田	西川	石谷	野宮	倉内	工藤	八木	中村	河村	寺田	
禪	天	彌	大	忠	接	收	雄	宗	山	悟	應	逸	一	元	苗	明	哉	來	法	英	慧	峯	悟	山	昇

常現寺	大慈寺	光龍寺	長流寺	廣澤寺	福昌寺	龍川寺	高雲寺	脇澤寺	長福寺	大安寺	清澤寺	法林寺	圓流寺	泉龍寺	正福寺	圓通寺	東光寺	法性寺	東昌寺	日光寺	海窓寺	瑞傳寺	聖泉寺	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小中野町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
稻田	工藤	大板	佐藤	日藤	大澤	大山	吉山	長岡	片岡	長内	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡	長岡
靈道	雄禪	泰應	明心	隆觀	保三	戒道	亮宗	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪	亮禪
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
高杉	棟方	小橋	大橋	村田	前田	工藤	八藤	白井	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田	上田
真龍	唯玄	潭定	賢隆	東禪	泰應	位月	宏岩	慧大	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏	源宏

願本玉正法正願憶德理西西直光法善教教南正玄智善玄眞  
榮覺岑覺性教乘念玄念光願勝勝林照願圓台休光隆應德蓮  
寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

同同三同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同三同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同三同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同三同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同三同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同八三脇佐大同川田三野小中武飯三鶴梅金板五山尾浪藤  
同八三脇佐大同川田三野小中武飯三鶴梅金板五山尾浪藤  
同八三脇佐大同川田三野小中武飯三鶴梅金板五山尾浪藤  
同八三脇佐大同川田三野小中武飯三鶴梅金板五山尾浪藤  
同八三脇佐大同川田三野小中武飯三鶴梅金板五山尾浪藤

朝廣川石石竹仁石石本飯西東小光藤岡圓生高柿鶴藤寺堀  
倉田村澤澤園木澤澤田田山山泉井玉部山玉澤島井山山內  
彰賢賢惠寂義教慈寂義祐教正授智靈周慈徹智誓義祐了  
靈龍雄章良亮惠興導夫憲榮磨音顯淵磨音照藏恩信祥雄海

日妙感要道賞永開蓮傳光安蓮蓮法淨明專教正眞淨圓清  
精經應心圓相昌法宗相宗行定得心源龍教德應蓮教德明水  
寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

同南中同同同西東下同同同青同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同南中同同同西東下同同同青同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同南中同同同西東下同同同青同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同南中同同同西東下同同同青同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同南中同同同西東下同同同青同同同同同同同同同同同同同同同同同

大黑高館川木鱒平佐松新同寺同同同同同同同同同同同同同同同同同  
大黑高館川木鱒平佐松新同寺同同同同同同同同同同同同同同同同同  
大黑高館川木鱒平佐松新同寺同同同同同同同同同同同同同同同同同  
大黑高館川木鱒平佐松新同寺同同同同同同同同同同同同同同同同同  
大黑高館川木鱒平佐松新同寺同同同同同同同同同同同同同同同同同

佐最橫加飛間藤北鷹仁水東本藤藤三藤中谷高淨下野  
藤上山山藤島宮田村谷本原間森井明野山山澤山澤山澤山澤山澤山澤  
秀威秀嶺諦琢迴堯法教百義現智義敬惠祐德德芳  
温明容耀如秀隨達光惠教壽刹觀鑑雄正勇寬藏開山靜

勝陽高長寶寶天常泉盛正鳳川安永萬照正月壽梅清京海藤  
岳光德德泉積津源光雲傳松龍盛泉藏源光峰昌林安德藏先  
院院院寺院院院寺院院院院寺院院院院寺院院院院寺院院院院

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

田山三清成太桐谷柿三高黑本鈴花澤熊山大竹三山櫛花木  
代內上野田田原山崎浦阪瀧堂木田田谷口高內國口引田立  
春弘知義一慧光了素寬全彥宗義慧秀爲孤寬機達榮大魯潮  
雄一江開定朴三玄明明高虎英山綱學三峯矩海仙關忠珠香

稱淨感宗圓泉願最淨慶西來願照玄正長明眞清常惠嶺蘭福  
名信隨信覺流龍勝念應教生行護德行樂誓宗凉光林松庭壽  
寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

同同同同同南中同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同南中同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同南中同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同南中同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同南中同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

藤同同同黑堀十柏深同木同餘中西平今蟹油造寺同同同同同同同  
藤同同同黑堀十柏深同木同餘中西平今蟹油造寺同同同同同同同  
藤同同同黑堀十柏深同木同餘中西平今蟹油造寺同同同同同同同  
藤同同同黑堀十柏深同木同餘中西平今蟹油造寺同同同同同同同  
藤同同同黑堀十柏深同木同餘中西平今蟹油造寺同同同同同同同

欠東穴照穴無大鳳今菊藤園古八逢高鷺大柿吹今藤小坂  
山水井水井間至大路池川村館幡阪名岳井崎田泉田笠本  
守燈海燈一憲梁興襄江制緣運松證藏嶺明英門性雄祐



神道一覽

教派	所	在	教師
神道支局	三戸郡階上村		橋本眞平
修成派第一教務支局	弘前市富田新町		同
第二教務支局	中津輕郡堀越村		同
第三教務支局	中津輕郡岩木村		同
第四教務支局	上北郡野邊地町		同
第五教務支局	北津輕郡武田村		佐野定五郎
第六教務支局	東津輕郡野内村		蝦名美木之助
第七教務支局	弘前市北横町		同
第八教務支局	西津輕郡館岡村		同
第九教務支局	三戸郡八戸町		工藤 茂
第十教務支局	北津輕郡飯詰村		木村 三郎
第十一教務支局	北津輕郡金木町		長尾敏三郎
第十二教務支局	青森市安方町		平山 九三
第十三教務支局	青森市野内村		工藤 齊新
第十四教務支局	東津輕郡野内村		菅井 清風
第十五教務支局	西津輕郡木造町		同
神宮奉齋會本部			

教會一覽

名稱	所在	教師
神道に類する教會	上北郡野邊地町	川村福四郎
神道扶桑教明治學恩教會	三戸郡八戸町	小幡 茂義
神道實行教穴守稻荷教會	西津輕郡稻垣村	成田 清助

教會名稱	所在	教師
神道豐國教會	東津輕郡中平内村	太田 乃上
大成教門羽教會	上北郡下田村	赤石健次郎
大成教諏訪教會	三戸郡小中野町	沖館 虎男
御嶽教大年三柱八卷山分教會	西津輕郡越水村	平山 九三
御嶽教大年三柱神德支教會	青森市浦町	同
金光教弘前小教會所	弘前市笹森町	板倉甚太郎
天理教山名大教會城山分教會五所川原支教會	北津輕郡五所川原町	田中 佐助
木造宣教會	西津輕郡木造町	菊地 源作
道 宣教會	西津輕郡車力村	小寺 七七
北津輕郡五所川原町	北津輕郡五所川原町	佐藤才太郎
北津輕郡沿川村	北津輕郡沿川村	小關與惣吉
北津輕郡板柳町	北津輕郡板柳町	小關勇次郎
北津輕郡金木町	北津輕郡金木町	時田市太郎
北津輕郡中里村	北津輕郡中里村	藤崎由太郎
北津輕郡嘉瀬村	北津輕郡嘉瀬村	今 嘉吉
浪岡支教會	南津輕郡浪岡村	關 佐吉
南津輕郡尾上村	南津輕郡尾上村	成田 藤吉
南津輕郡六郷村	南津輕郡六郷村	須藤留五郎
南津輕郡黒石町	南津輕郡黒石町	北山三之助
東津輕郡今別村	東津輕郡今別村	常田又三郎
東津輕郡油川町	東津輕郡油川町	阿部豊之助
東津輕郡野内村	東津輕郡野内村	柴田八太郎
東津輕郡新城村	東津輕郡新城村	棟方嘉四郎

社寺宗教—地方宗教概観

名稱	所在	教師
天理教分大教會小湊宣教會	東津輕郡中平内村	須藤 祐一
後湯宣教會	東津輕郡後湯村	須藤 勇太郎
青浦宣教會	青森市浦町	長内 鐵藏
陸奥宣教會	青森市長島町	關 武雄
外ヶ濱宣教會	青森市長島町	赤平 石松
弘前支教會	弘前市上瓦町	岩崎 五七
弘前支教會	弘前市横町	葛西直太郎
南部宣教會	南津輕郡中郷村	阿部 喜助
藤崎宣教會	南津輕郡藤崎町	横山 彦八
柏木町宣教會	南津輕郡柏木町	須藤金太郎
畑岡宣教會	南津輕郡畑岡村	横山 萬吉
中奥宣教會	南津輕郡畑岡村	野呂 金作
金水宣教會	南津輕郡富木館村	大泉 金
津輕福島宣教會	南津輕郡常盤村	羽賀助太郎
三八城宣教會	三戸郡八戸町	中澤 きん
八戸宣教會	三戸郡大館村	小田 榮吉
七戸宣教會	上北郡七戸町	森田 長吉
東通宣教會	上北郡六ヶ所村	相内留五郎
上南宣教會	上北郡野邊地町	高田 榮吉
乙供宣教會	上北郡甲地村	福井喜三郎
天理教水口大教會小南	三戸郡上長苗代村	榊原 新吉
同	三戸郡島守村	清水須權治
同	三戸郡戸來村	石川 豊松
同	三戸郡地引村	川守田 告助

名稱	所在	教師
天理教小南部教會東南部宣教會	三戸郡八戸町	下道勝太郎
同	三戸郡北川村	庭田與兵衛
同	三戸郡是川村	水城己之松
同	三戸郡市川村	鈴木百太郎
同	上北郡七戸町	山村 石松
同	下北郡田名町	川村定次郎
同	三戸郡五戸町	川村清右衛門
同	三戸郡倉石村	漆館 石三
同	三戸郡三戸町	市村 佐吉
同	三戸郡田名部町	工藤作太郎
同	下北郡東通村	中村平太郎
同	下北郡田名部町	村中松五郎
同	下北郡川内町	久保田耕一
同	三戸郡向村	種本 寅藏
同	下北郡大畑村	沼田金次郎
同	上北郡三本木町	川上長次郎
同	上北郡法奥澤村	市澤 權初
同	三戸郡階上村	清水須直太
同	上北郡六戸村	中村徳太郎
同	下北郡東通村	川村多三郎
同	東津輕郡東嶽村	沼田 清松
同	東津輕郡大浦村	三上 友則
同	中津輕郡和徳村	葛西八十吉
同	中津輕郡和徳村	澁谷 九か
同	弘前市禰宜町	福士辰三郎
同	中津輕郡和徳村	同

社寺宗教——地方宗教概観

天理教中和大教會大鰐宣教所	南津輕郡大鰐町	中村末太郎
同 猿賀宣教所	南津輕郡猿賀村	葛西 茂助
同 富士宣教所	中津輕郡裾野村	小山内寅吉
同 弘前宣教所	弘前市	美濃 又吉
同 岩木支教會	弘前市在府町	葛西 卓藏
同 弘西宣教所	弘前市西大工町	石澤克太郎
同 駒越宣教所	弘前市駒越町	澁谷 彦衛
同 水元支教會	西津輕郡水元村	齋藤常太郎
同 西津輕宣教所	西津輕郡舞戸村	齋藤 忠雄
同 東金宣教所	南津輕郡山形村	代々木勘次郎
同 目屋宣教所	中津輕郡西目屋村	田村定次郎
同 東津輕宣教所	青森市長島町	外崎 改一
同 分教會中和大教會津輕	南津輕郡黒石町	井筒 邦一
同 奧羽分教所	南津輕郡田舎館村	北角 勇
同 天理教梅谷分教會盤井	上北郡七戸町	佐々木彌吉
支教會上北宣教場	青森市榮町	高橋 奏藏
天理教河原町大教會六	東津輕郡高田村	佐藤 直一
天理教清榮宣教所	青森市沖館村	穴戸 節郎
天理教甲賀大教會高田	青森市寺町蓮華寺内	角田 幸規
天理教湖東大教會青森	東津輕郡蟹田村	齋藤 誠信
港宣教會		
佛に類するもの		
妙法講勝念結社教育場		
日蓮宗蟹田教會所		

日蓮宗大湊教會所	下北郡大湊村	津輕 隨明
日蓮宗堂野教會所	南津輕郡光田寺村	最上 威明
日蓮宗町居教會所	南津輕郡町居村	八戸 隨明
日蓮宗長峯教會所	南津輕郡大鰐町	佐藤 秀雄
日蓮宗妙法講信受結社教會場	南津輕郡碓ヶ關村	
高野山大師教會支部	南津輕郡藏館村	工藤 潮海
眞言宗醍醐派醍醐分教會	弘前市覺仙町	相坂 朝壽
古眞言宗森田分教會	西津輕郡森田村	工藤 潮海
青森縣第一號曹洞教會	弘前市西茂森町	山口 彰眞
曹洞宗張	中津輕郡豊田村	田川 徳輝
曹洞宗說教所	上北郡下田村	柿崎 壽明
曹洞宗佛教弘道會	青森市浦町	石澤 寂良
眞宗大谷派大間說教場	下北郡大奥村	穴水 茂鏗
眞宗大谷派蓮會宣教所	東津輕郡中平内村	高岡 正淵
眞宗大谷派本願寺	青森市長島	藤川 紫雲
眞宗本願寺派本願寺	南津輕郡藤崎町	佐井川 道舜
眞宗本願寺派本願寺	北津輕郡武田村	松田 山禪
眞宗本願寺派本願寺	北津輕郡五所川原町	小鹿 麟秀
天台山尊尊院教務所	南津輕郡中郷村	
浄土宗教會所		

神社附屬の講社	弘前市上白銀町	長利 順一
高山開運稻荷神社講社		

講社一覽

大石神社附屬講社	中津輕郡裾野村	長利 順一
羽黒神社附屬講社	中津輕郡岩木村	川崎傳次郎
村社八幡宮附屬講社	南津輕郡猿賀村	有馬 俊雅
佛閣に附屬の講社		
叡山教會第八十四號分社菜妙講社	南津輕郡猿賀村	村田 道憲

主なる神社の縁日

一月二日	七戸町	八幡宮
四月七日	田子村	眞清田神社
同日	田名部町	春日神社
同日	油川町	稻荷神社
同日	田名部町	猿田彦神社
同日	弘前市	東照宮
同日	田名部町	柏木明神社
同日	同	神星神社
五月三日	横内村	大神神社
同日	川内町	大星神社
同日	大鰐町	久須志神社
同日	田名部町	大己貴神社
同日	弘前市	高山稻荷神社
同日	鯉ヶ澤町	石上神社
同日	金木町	三食神社
同日	同	保食神社

社寺宗教——地方宗教概観

五月一日	弘前市	熊野奥照神社
同日	中平内村	雷電宮
同日	飯詰村	上川目神社
同日	七戸町	妙見神社
同日	五所川原町	八幡宮
同日	田名部町	松船神社
同日	金木町	花船神社
同日	天間林村	貴船神社
同日	大鰐町	堀魂神社
同日	藤崎町	八坂神社
同日	弘前市	八坂神社
同日	同	護国神社
同日	同	熊野神社
同日	同	大杵根神社
同日	同	天根神社
同日	同	三田神社
同日	同	新田神社
同日	同	氣比神社
同日	同	神氣神社
同日	同	豊受神社







Table of educational statistics for various school types including '高等師範學校', '女子高等師範學校', '臨時教員養成所', '實業補習學校教員養成所', '高等專門學校', '實業專門學校', '各種學校', and '小學校'. Columns show counts for each category.

全國學校累年比較 (各年三月)

Table comparing national school statistics over years (大正一四). Rows include '學校', '教員', '生徒', '學生、生徒', '卒業者', '入學志願者', and '入學者'. Columns show counts for different school categories like '小學校', '中學校', '高等女學校', '專門學校', and '實業學校'.

Table of educational statistics for various school types including '高等師範學校', '高等專門學校', '實業專門學校', '高等學校', and '小學校'. Columns show counts for each category.

大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正
八	五	四	三	二	八	五	四	三	二
師範學校	中學	高等女學校	甲種實業學校	乙種實業學校	實業補習學校	小學校	各種學校	各種學校	各種學校
二四	九	五〇三	四〇五	三〇九	二九三	二五五	二四三	二二五	二〇七
八八八	二、三六七	一、七四八	一、〇八五〇	一、〇二九	九、〇〇七	六、九七一	五、八八二	四、八六二	三、六九二
九、二五二	四、五四〇	二、七三〇	二、七〇六	二、四六八	二、〇四三	一、八六七	一、八〇七	一、七四九	一、六八五
二、六二七	一、四〇五	一、二九四	一、一三九	一、〇五二	九、一八八	八、二八五	七、一七〇	六、〇五五	五、〇四〇
二、二二	五、二四三	一、五五八	一、五三二	一、五〇六	一、四七〇	一、四三三	一、三九六	一、三六〇	一、三二四
三、五六九	一、六八二	一、四八一	一、三六八	一、二五五	一、一三九	一、〇二二	九〇五	七九二	六七八

大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正
八	五	四	三	二	八	五	四	三	二
乙種實業學校	甲種實業學校	高等女學校	中學	師範學校	實業補習學校	小學校	各種學校	各種學校	各種學校
三三九	二六九	二六八	二〇〇	一五八	一三六	一〇五	九二	八二	七五
三、四〇七	一、九六二	一、〇八七	九、七九五	八、五三九	二、三九七	二、二五五	九、八二一	八、九三五	八、二七九
六、一七九	四、一七五	三、七〇一	三、〇四一	二、八六四	二、〇四三	一、八六七	一、〇五一	一、〇三五	一、〇〇七
一、三九五	一、三九五	一、二九二	一、二四七	一、二〇二	九、一八八	九、一六〇	九、一八八	九、一八八	九、一八八
六、一六〇	二、七八三	二、七〇一	二、六四九	二、五九七	二、五七〇	二、五四三	二、五二〇	二、四九七	二、四七四
二、二二	一、四〇五	一、三九四	一、三三九	一、二九四	一、二七〇	一、二四三	一、二二〇	一、一九七	一、一七四
二、五、四七	一、七、二八	一、五、〇一	一、四、七二	一、四、四三	一、四、一四	一、三、八五	一、三、五六	一、三、二七	一、三、〇八

教育費累年比較

教育費歳出増加歩合

年度	中央		道府縣		市		町村	
	文部一 般會計	特別 會計	歳出 總額	教育 費	歳出 總額	教育 費	歳出 總額	教育 費
大正五	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
大正四	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
大正三	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
大正二	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
大正一	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000

年度	道府縣		市		町村	
	歳出總額	教育費總額	歳出總額	教育費總額	歳出總額	教育費總額
大正五	97,071,391	16,644,656	103,347,660	7,181,811	104,159,502	17,826,467
大正四	84,766,600	15,299,130	90,065,730	6,877,877	96,943,607	16,707,017
大正三	71,245,500	13,877,877	85,123,377	6,551,369	91,674,746	16,262,438
大正二	63,352,248	12,733,604	76,085,852	6,010,331	82,096,183	15,272,762
大正一	53,338,338	11,066,578	64,404,916	5,243,006	69,647,922	13,309,582

帝國學士院

帝國學士院は文部大臣の管轄に屬し、學術の發達を圖り教化を裨補する目的を以て、明治十一年東京學士會院として創設せられたるも、明治三十九年萬國學士院聯合會に加入するため帝國學士院と改稱して二部に分ち、第一部は文學及び社會的諸科學に、第二部は理學及び其の應用科學に精通せる碩學を院に於て人選し、勅旨に依りて之れ

を命じ勅任官の待遇を賜る。大正十四年四月貴族院制一部改正とともに從來の定員六十名を増して百名とし、各部は貴族院議員各二名を互選する権能を有す。

第一部	第二部
院長 櫻井 正治	院長 佐藤 吉章
幹事 富井 三政	幹事 上田 參次
理事 姉崎 正治	理事 三上 參次
理事 藤井 正治	理事 三上 參次
理事 吉田 致一	理事 三上 參次
理事 瀧田 精一	理事 三上 參次
理事 桑木 嚴一	理事 三上 參次
理事 中田 燾	理事 三上 參次
理事 松本 治	理事 三上 參次
理事 内藤 澄	理事 三上 參次
理事 清水 澄	理事 三上 參次
理事 松波 仁一	理事 三上 參次
理事 西田 幾太郎	理事 三上 參次
理事 三宅 秀	理事 三上 參次
理事 櫻井 文次郎	理事 三上 參次
理事 小藤 文次郎	理事 三上 參次
理事 小井 良精	理事 三上 參次
理事 長井 義	理事 三上 參次
理事 古市 公威	理事 三上 參次
理事 田中 愛橋	理事 三上 參次
理事 北里 柴三郎	理事 三上 參次
理事 藤澤 利喜太郎	理事 三上 參次
理事 三浦 謙之助	理事 三上 參次
理事 長岡 半太郎	理事 三上 參次
理事 松村 任三	理事 三上 參次

金井 延 (四)	美濃部 達吉 (四)	大槻 文彦 (四)	高楠 順次郎 (三)	山崎 覺次郎 (二)	横田 秀雄 (二)	服部 宇之吉 (六)	小野塚 喜平次 (六)	村上 專 (七)	織田 萬 (七)	白取 倉吉 (八)	松本文三郎 (八)	春木 一郎 (九)	立木 一郎 (九)	松本 亦太郎 (九)	福田 徳三 (二)	姉崎 正治 (二)	田島 錦治 (三)	市村 環次郎 (三)	三宅 米吉 (三)	新渡 邊稻造 (四)	徳富 猪一 (四)	狩野 直喜 (四)	大塚 保治 (四)	安達 峰一 (四)
----------	------------	-----------	------------	------------	-----------	------------	-------------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

第一部	第二部
院長 加藤 正良 (四)	院長 松村 任三 (四)
幹事 高野 岩三郎 (四)	幹事 長岡 半太郎 (四)
理事 吉田 致一 (四)	理事 三浦 謙之助 (四)
理事 瀧田 精一 (四)	理事 藤澤 利喜太郎 (四)
理事 桑木 嚴一 (四)	理事 北里 柴三郎 (四)
理事 中田 燾 (四)	理事 田中 愛橋 (四)
理事 松本 治 (四)	理事 古市 公威 (四)
理事 内藤 澄 (四)	理事 長井 義 (四)
理事 清水 澄 (四)	理事 小井 良精 (四)
理事 松波 仁一 (四)	理事 小藤 文次郎 (四)
理事 西田 幾太郎 (四)	理事 櫻井 文次郎 (四)
理事 三宅 秀 (四)	理事 三宅 米吉 (四)
理事 櫻井 文次郎 (四)	理事 市村 環次郎 (四)
理事 小藤 文次郎 (四)	理事 新渡 邊稻造 (四)
理事 小井 良精 (四)	理事 徳富 猪一 (四)
理事 長井 義 (四)	理事 狩野 直喜 (四)
理事 古市 公威 (四)	理事 大塚 保治 (四)
理事 田中 愛橋 (四)	理事 安達 峰一 (四)
理事 北里 柴三郎 (四)	
理事 藤澤 利喜太郎 (四)	
理事 三浦 謙之助 (四)	
理事 長岡 半太郎 (四)	
理事 松村 任三 (四)	

中村 精男 (四)	佐藤 三吉 (四)	平山 信 (四)	石川 千代松 (四)	伊藤 華三 (七)	水野 敏之丞 (七)	池田 菊苗 (八)	山極 勝三郎 (八)	三好 學 (九)	荒木 寅三郎 (九)	佐々木 忠次郎 (九)	本田 光太郎 (九)	高松 豊吉 (二)	宮入 慶之助 (二)	野口 英世 (二)	田原 良純 (二)	伊東 忠太 (二)	岸上 謙吉 (二)	吉川 祐輝 (二)	丘 淺次郎 (二)	中村 清方 (二)	山崎 直方 (二)	今村 明恒 (二)	木村 榮一 (二)	依國 一 (二)
-----------	-----------	----------	------------	-----------	------------	-----------	------------	----------	------------	-------------	------------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

理博 田丸卓郎 (二四)  
 農博 鈴木梅太郎 (二四)  
 理博 平山清次 (二四)  
 理博 高木貞治 (二四)  
 理博 寺田寅彦 (二四)  
 理博 矢部長克 (二四)  
 理博 藤原松三郎 (二四)  
 理博 小川琢治 (二五)  
 理博 眞島利行 (二五)  
 工博 末廣恭二 (二二)  
 備考 昭和二年七月現在にして括弧内數字は勅命年を示す

博士人員 (大正十四年十月末現在生存者)

學位別	醫學	工學	理學	法學	文學	農學	林學	藥學	獸醫學	經濟學	商學	計
舊令	七三	三四	一四	一七	二四	六	三	二七	二	—	—	一六五
新令	八九	六	四	三	六	六	二	九	二	六	三	一〇八一
計	一、六二	三九	一八	二〇	三〇	一二	五	三六	四	六	三	二、七六六

諸學校所在地

- 帝國大學**
- 東京帝國大學 東京市本郷區本富士町
  - 京都帝國大學 京都市上京區吉田町
  - 東北帝國大學 仙臺市片平町北四番町
  - 九州帝國大學 福岡縣筑紫郡千代町
  - 北海道帝國大學 北海道札幌市北八條
  - 京城帝國大學 朝鮮京城府東崇洞蓮建洞
- 官立大學**
- 東京商科大學 東京市神田區一橋通町
  - 新潟醫科大學 新潟市旭町通
  - 岡山醫科大學 岡山市岡
  - 千葉醫科大學 千葉市千葉
- 公立大學**
- 金澤醫科大學 金澤市
  - 長崎醫科大學 長崎市里郷
  - 大阪醫科大學 大阪市北區常安町
  - 愛知醫科大學 名古屋市區中區鶴舞町
  - 京都醫科大學 京都市河原町廣小路
  - 熊本醫科大學 熊本市本庄町
  - 慶應義塾大學 東京市芝區三田 (醫科四谷區西信濃町)
  - 早稻田大學 東京府下戸塚町
  - 同志社大學 京都市上京區新北小路町
  - 法政大學 東京市麴町區富士見町
  - 明治大學 東京市神田區駿河臺
  - 中央大學 東京市神田區南甲賀町
  - 日本大學 (齒醫甲賀町)
  - 國學院大學 東京市外下濫谷米川裏
  - 慈惠會醫科大學 東京市芝區愛宕町
  - 立教大學 東京市外池袋
  - 龍谷大學 京都市下京區七條通
  - 大谷大學 京都市上京區烏丸頭
  - 拓殖大學 東京市小石川區若荷谷町
  - 關西大學 大阪府外千里山
  - 立命館大學 京都市上京區廣小路
  - 專修大學 東京市神田區今川小路
  - 立正大學 東京市外大崎町谷山
  - 駒澤大學 東京府下駒澤町

- 東京農業大學** 東京市外濫谷町
- 日本醫科大學** 東京市本郷區千駄木町
- 大正大學** 東京市外西巢鴨庚申塚
- 高野山大學** 和歌山縣高野山
- 文部省直轄高等學校**
- 第一高等學校 東京市本郷區向ヶ岡
  - 第二高等學校 仙臺市北六番町
  - 第三高等學校 京都市吉田二本松町
  - 第四高等學校 金澤市仙石町
  - 第五高等學校 熊本市黒髮町
  - 第六高等學校 岡山市國富町
  - 第七高等學校 鹿兒島市山下町
  - 第八高等學校 名古屋市南區瑞穂町
  - 新潟高等學校 新潟市西大端町
  - 松本高等學校 松本市縣町
  - 山口高等學校 山口縣山口町
  - 松山高等學校 松山市持田
  - 水戸高等學校 水戸市外常磐村
  - 山形高等學校 山形市外小白川
  - 佐賀高等學校 佐賀郡本庄村
  - 弘前高等學校 弘前市富田町
  - 松江高等學校 松江府外中津村
  - 東京高等學校 東京市外中野町
  - 大阪高等學校 大阪市天王子
  - 浦和高等學校 埼玉縣浦和町
- 福岡高等學校** 福岡市鳥飼
- 静岡高等學校** 静岡市外安東村
- 高知高等學校** 高知市江ノ口町
- 姫路高等學校** 姫路市外安室村
- 廣島高等學校** 廣島市皆實町
- 富山高等學校** 富山市外蓮町
- 私立高等學校**
- 武藏高等學校 東京府下中新井村
  - 甲南高等學校 兵庫縣武庫郡本山村
  - 成蹊高等學校 東京府下吉祥寺
  - 成城高等學校 東京府下砧村
  - 浪速高等學校 大阪府下櫻井谷村
  - 東京高等師範 東京市小石川區大塚窪町
  - 廣島高等師範 廣島市千田町
  - 東京女子高師 東京市本郷區湯島
  - 奈良女子高師 奈良市北魚屋西町
  - 官立專門學校 東京市麴町區竹平町
  - 東京外國語學校 大阪市天王寺區上本町
  - 大阪外國語學校 東京市下谷區上野公園
  - 東京美術學校 東京市下谷區上野公園
  - 東京藥學專門 熊本市大江町
  - 熊本藥學專門 公立專門學校
- 大阪市立高商** 大阪府立高商
- 千葉縣立高商** 千葉縣松戸町
- 京都市立繪畫** 京都市上京區今熊野
- 大阪府立女子** 大阪府立女子
- 福岡縣立女子** 福岡市須崎裏町
- 官立實業專門學校**
- 盛岡高等農林 盛岡市上田町
  - 鹿兒島高等農林 鹿兒島市上荒田町
  - 三重高等農林 三重縣津市上濱町
  - 鳥取高等農林 鳥取市吉方村
  - 宇都宮高等農林 栃木縣河內郡平石村
  - 岐阜高等農林 岐阜縣稻葉郡那加村
  - 上田蠶糸專門 上田市常入町
  - 東京高等蠶糸 東京市外瀧野川町西ヶ原
  - 京都高等蠶糸 京都市上京區坂田町
  - 神戸高等蠶糸 神戸市野崎通
  - 長崎高等蠶糸 長崎市片淵町
  - 山口高等蠶糸 山口縣山口町
  - 小樽高等蠶糸 小樽市絲町
  - 名古屋高等蠶糸 名古屋市南區瑞穂町
  - 福島縣信夫郡清水村 福島縣信夫郡清水村
  - 大分市上町 大分市上町
  - 滋賀縣彦根町 滋賀縣彦根町
  - 和歌山市關戸 和歌山市關戸
  - 橫濱高等商業 橫濱市南太田町

高松高等商業 高松市宮脇町  
 高岡高等商業 高岡市古定塚  
 東京高等工業 東京市外碑倉村  
 大阪高等工業 大阪市北區東野田町  
 京都高等工業 京都市上京區吉田町  
 名古屋高等工業 名古屋市中區御器所町  
 熊本高等工業 熊本市黒髮町  
 米澤高等工業 米澤市馬口勞町  
 桐生高等工業 桐生市天神町  
 横濱高等工業 横濱市大岡町  
 廣島高等工業 廣島市千田町  
 金澤高等工業 金澤市外崎浦村  
 仙臺高等工業 仙臺市南六軒町  
 神戶高等工業 神戶市水笠通  
 東京高等工業 東京市芝區新芝町  
 濱松高等工業 濱松市廣澤町  
 德島高等工業 德島市常三島町  
 福井高等工業 福井市外牧の島  
 長岡高等工業 長岡市四郎丸町  
 山梨高等工業 甲府市元柳町  
 明治專門學校 福岡縣戸畑市  
 秋田鐵山專門 秋田市手形町  
 東京高等商船 東京市深川區越中島  
 神戶高等商船 兵庫縣本庄村  
 私立專門學校

東京醫學專門 東京府下東大久保  
 東京女子醫專 東京市牛込區河田町  
 日本齒科醫專 東京市麹町區富士見町  
 東京齒科醫專 東京市神田區三崎町  
 東洋女子齒醫 東京市本郷區元町  
 東京藥學專門 東京市下谷區上野櫻木町  
 東京女子齒醫 東京府下大井町水神下  
 明治藥學專門 東京市外代々幡町  
 東洋大學 東京市小石川區原町  
 上智大學 東京市麹町區紀尾井町  
 東京物理學校 東京市牛込區神樂町  
 大倉高等商業 東京市赤坂葵町  
 高千穂高等商業 東京市外和田堀町  
 攻玉舍高等工業 東京市外大崎桐ヶ谷  
 藏前工業專修 東京市麻布區新堀町  
 豐山大學 東京市小石川區大塚  
 天台宗大學 東京市駒込林町  
 大東文化學院 東京市麹町區富士見町  
 明治學院高等 東京市芝町白金今里町  
 明治學院神學部 東京市外淀橋町角管  
 青山學院 東京市外青山南町  
 青山學院神學部 東京市外青山南町  
 關東學院 橫濱市南太田町  
 聖公會神學院 東京市外池袋  
 東京神學社 東京市麹町區飯田町

聖心女學院高專 東京市芝區白金三光町  
 日本女子大學校 東京市小石川區高田町  
 女子英學塾 東京市麹町區五番町  
 東京女子大學 東京市外井萩町上井草  
 帝國女子專門 東京市小石川區大塚町  
 東京女子專門 東京市本郷區湯島  
 自由學園高等部 東京市外雜司ヶ谷  
 日本テール神專 東京府下野方町鷺宮  
 大阪藥學專門 大阪府南區日本橋筋  
 大阪齒科醫專 大阪府東區生野國分町  
 梅花女子專門 大阪府豐能郡豐中町  
 武道專門學校 京都市岡崎西天王町  
 京都藥學專門 京都市夷川川瑞東入  
 同志社專門學校 京都市上京區新北小路  
 臨濟宗大學 京都市九條東寺町  
 眞言宗京都大學 京都市上京區鹿ヶ谷  
 佛敎專門學校 京都市下京區大佛東瓦町  
 智山勸學院 京都市乙訓郡粟生  
 西山專門學校 京都市今出川通寺町  
 同志社女子學專 京都市東山七條  
 東北學院專門部 仙臺市南六軒丁  
 眞宗專門學校 名古屋市中區下茶屋町  
 佛敎專門學校 名古屋市中區官出町  
 眞宗勸學院 三重縣河藝郡一自田町

關西學院 神戶市外原田  
 神戶女學院大學 神戶市山本通  
 九州齒科醫專 福岡市今泉  
 西南學院高等 福岡市西新町  
 筑豐鐵山學校 福岡縣直方町頓野  
 活水女子專門 長崎市東山手町  
 殖民地及海外諸學校  
 臺北高等商業 臺灣臺北市幸町  
 臺北醫學專門 臺灣臺北市東門町  
 臺北高等農林 臺灣臺北市富田町  
 臺南高等商業 臺灣臺南市大宮町  
 臺北高等學校 臺灣臺北市南門町  
 京城高等商業 朝鮮京城府崇二洞  
 京城醫學專門 朝鮮京城府光化門通  
 京城高等工業 朝鮮京城東崇洞  
 水原高等農林 朝鮮京城道水原郡日荆面  
 延禧專門學校 朝鮮京城道高陽郡延禧面  
 普成專門學校 朝鮮京城道高陽郡延禧面  
 セブランス聯合 朝鮮京城府南大門通  
 醫學專門學校 南滿洲奉天富士町  
 滿洲醫科大學 南滿洲奉天富士町  
 南滿醫學堂 旅順工科大学  
 旅順工科大学 關東州旅順市札幌町  
 南滿洲工業專門 關東州大連

東亞同文書院 南支那上海  
 日露協會學校 滿洲哈爾濱  
 宮内省所管學校 東京府下高田町  
 女子學習院 東京市赤坂區青山  
 內務省所管學校  
 神宮皇學館 三重縣宇治山田市外  
 陸軍省所管學校  
 陸軍工科學校 東京市小石川區小石川町  
 陸軍經理學校 東京市牛込區若松町  
 陸軍軍醫學校 東京市麹町區富士見町  
 陸軍獸醫學校 東京府下世田ヶ谷町  
 所澤陸軍飛行 埼玉縣所澤町  
 下志津陸軍飛行 千葉縣千葉郡都々村  
 憲兵練習所 東京市麹町區大手町  
 參謀本部所管學校  
 陸軍大學校 東京市赤坂區青山北町  
 教育總監部所管學校  
 陸軍砲工學校 東京市牛込區若松町  
 陸軍步兵學校 千葉縣千葉郡都賀村  
 陸軍戶山學校 東京市牛込區下戸塚町  
 陸軍騎兵學校 千葉縣千葉郡二宮町  
 陸軍野戰砲兵 千葉縣四街道

陸軍重砲兵學校 神奈川縣三浦郡浦賀町  
 陸軍工兵學校 千葉縣東葛飾郡明村  
 陸軍通信學校 東京府下杉並町  
 陸軍自動車學校 東京府下世田ヶ谷町  
 陸軍士官學校 東京市牛込區市ヶ谷  
 東京陸軍幼年 東京市牛込區戸山町  
 廣島陸軍幼年 廣島市基町  
 仙臺陸軍教導 仙臺市川内  
 豐橋陸軍教導 愛知縣渥美郡高師村  
 熊本陸軍教導 熊本市域内  
 海軍省所管學校  
 海軍大學校 東京市京橋區築地  
 海軍兵學校 廣島縣江田島  
 海軍機關學校 京都府下中舞鶴  
 海軍軍醫學校 東京市京橋區築地  
 海軍經理學校 東京市京橋區築地  
 海軍砲術學校 東京市京橋區築地  
 海軍水雷學校 橫須賀市須賀浦町  
 海軍潛水學校 神奈川縣田浦町  
 農林省所管學校 廣島縣吉浦町  
 水産講習所 東京市深川區越中島  
 遞信省所管學校  
 遞信官吏練習所 東京市芝公園

### 地方教育概観

#### 本縣教育の沿革

古く藩政時代に在りては津輕、南部の兩藩俱に歴代賢君が出て専ら心を地方教化に用ひたのであるが、學府として斯道の中心を爲すものは弘前、八戸の二地に止まつたため、學術は所謂士大夫に専有されて庶民一般には普及するに至らなかつた。

津輕藩に於ける教育の濫觴は遠く信政公の時代に發し、後土御門天皇の御宇、寛政八年六月初めて鷹ヶ丘城南に稽古館を開きて以來、藩學日に隆盛を加へ、育英感化の實積大いに擧り幾多有爲の人才を輩出した。然るに地方に於て文字を解する者は神官、僧侶醫師の階級に限られ、又稀には代官所等の所在地に於ける好學の

#### 郡市町村數及び面積戸數人口學齡兒童

(大正十五年度調)

郡市	役場數	町數	村數	面積 (方里)	現住戸數	推計戸數	學齡兒童	人口百人中 學齡兒童
東津輕郡	三	一	三	八九、三七二	一五、二一〇	八三、九〇〇	一七、四三三	〇一〇・八四
西津輕郡	三	一	三	七三、八六六	二〇、〇六六	七〇、二〇〇	一四、四六六	〇一〇・五四
中津輕郡	六	一	一	四七、三三七	一〇、八六四	六、七〇〇	二、五五一	〇一〇・七
南津輕郡	二	一	一	六二、二四	一八、四三八	一三、七〇〇	三、八九〇	〇一〇・三
北津輕郡	二	一	一	四三、八一九	二二、八七五	七三、六〇〇	一四、六五	〇一〇・八七
上北郡	三	一	一	三三、六六六	一五、五八〇	一〇四、三〇〇	三、八一	〇一〇・八七
下北郡	九	一	一	九一、八三三	八、三二二	五七、二〇〇	一〇、六七三	〇一〇・六
三戸郡	三	一	一	八二、五五七	二四、七二四	一五四、四〇〇	二九、七三二	〇一〇・三九
弘前市	一	一	一	〇・三六四	六、五三一	三七、八〇〇	六、六七〇	〇一七・六五
青森市	一	一	一	〇・三九四	三、七三五	七、八〇〇	一、八三〇	〇一六・二四
合計	一七〇	三	一四七	六四四、四三三	一七〇、二五	八六六、〇〇〇	一〇、七三三	〇一〇・五七

商人が、之れ等の官吏と應酬して少しく智見を進めた者あるに過ぎなかつた。

且つ本縣に於ける彼の寺小屋の如きも漸く幕末の頃開設されたるもの多く、旁々明治以前に在りては一村中文字を解する者は僅々數名を超えることがなかつたのである。然るに世は王政復古の大業となり、明治五年學制頒布せらるるや専ら私塾を整理して組織的學校教育の勃興を促し、同九年八月既に本縣師範學校は建設せられ、更に同十三年義務教育制の樹立に伴ひて庶民の子弟亦悉く就學するに至つたのである。爾來一に政府の教育方針に基き、時勢の進運に鑑み、周圍の必要に應じ、其の施設獎勵に努めたるを以て遂には今日のごとく如何なる山間僻地と雖も文盲の輩なく、教育事業の年と俱に盛運に向ひつつあるのも、一に聖廟右文の恩澤と言はなければならぬ。

#### 官公私立學校數

(大正十五年三月末日現在)

種別	官立	公立	私立	計	各種學	各種學	各種學	官立	私立	計
高等學校	一	一	一	三	一	一	一	一	一	三
師範學校	二	一	一	四	二	一	一	二	一	四
中學校	三	一	一	五	三	一	一	三	一	五
高等女學校	三	一	一	五	三	一	一	三	一	五
實業高等女學校	三	一	一	五	三	一	一	三	一	五
實業高等女學校	七	一	一	九	七	一	一	七	一	九
中學校に類する學校	一	一	一	三	一	一	一	一	一	三
高等女學校に類する學校	一	一	一	三	一	一	一	一	一	三
幼稚園	一	一	一	三	一	一	一	一	一	三
合計	八五	二	一	八八	八五	二	一	八八	二	九〇

#### 初等教育

(昭和二年三月末日現在)

郡市	尋常	尋常高等	高等	計	分教場	尋常	高等	計
東津輕郡	三	一	一	五	一〇	二六	三〇	五六
西津輕郡	三	一	一	五	一〇	二四	二七	五〇
中津輕郡	三	一	一	五	一〇	二四	二七	五〇
南津輕郡	三	一	一	五	一〇	二四	二七	五〇
合計	一三	四	四	二一	四〇	一〇〇	一〇八	二〇八



教育—地方教育概観

郡市	備考	同十一年	同十三年	同十四年	合計	青森市	弘前市	三戸郡	下北郡	上北郡	北軽郡	南軽郡
東津軽郡	×	二八二	二七〇	二五九	二五二	三	五	四	二〇	二九	一八	
西津軽郡	×	二二六	二一八	二一五	二一六	×	×	×	×	×	×	
東津軽郡	×	二二六	二一八	二一五	二一六	×	×	×	×	×	×	
中津軽郡	×	二二六	二一八	二一五	二一六	×	×	×	×	×	×	
合計		二二六	二一八	二一五	二一六	×	×	×	×	×	×	
備考	×印は附屬小學校を示す											
尋常小		八	八	六	四	三	一	一	一	一	一	
高等小												
校合計		八	八	六	四	三	一	一	一	一	一	
男		九七	八八〇	九七	九七	二	二	二	二	二	二	
女		七九八	八八〇	九七	九七	二	二	二	二	二	二	
合計		一〇、二六八	一〇、二六八	一〇、二六八	一〇、二六八	四	四	四	四	四	四	

郡市	備考	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	合計	青森市	弘前市	三戸市	下北郡	上北郡	北軽郡	南軽郡
東津軽郡	×	六、九二四	六、〇二二	六、四七〇	六、三二一	六、三二一	×	×	×	×	×	×	
西津軽郡	×	五、五〇三	五、三三三	五、四九一	五、三二一	五、三二一	×	×	×	×	×	×	
東津軽郡	×	五、五〇三	五、三三三	五、四九一	五、三二一	五、三二一	×	×	×	×	×	×	
中津軽郡	×	五、五〇三	五、三三三	五、四九一	五、三二一	五、三二一	×	×	×	×	×	×	
合計		六、九二四	六、〇二二	六、四七〇	六、三二一	六、三二一	×	×	×	×	×	×	
備考	×印は附屬小學校を示す												
就學義務既達者		八、八〇一	九、六六六	九、九五八	一〇、四八四	一〇、四八四	×	×	×	×	×	×	
不就學		一、二二二	一、三三三	一、四四四	一、五五五	一、五五五	×	×	×	×	×	×	
就學義務未達者		一、二二二	一、三三三	一、四四四	一、五五五	一、五五五	×	×	×	×	×	×	
合計		一〇、〇二三	一〇、九九九	一〇、四〇二	一二、〇三九	一二、〇三九	×	×	×	×	×	×	
備考	×印は附屬小學校を示す												
就學義務既達者百人中就學		九九、八一	九九、八一	九九、八一	九九、八一	九九、八一							

教育—地方教育概観

郡市	昭和元年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	備考
西津輕郡	六,二九九	五,七九七	五,七九七	五,七九七	五,七九七	△印は居所一ヶ年未滿分明ならざるものを示す
中津輕郡	五,五七七	四,九六六	四,九六六	四,九六六	四,九六六	
南津輕郡	九,八〇四	九,五四二	九,五四二	九,五四二	九,五四二	
北津輕郡	六,六〇七	五,五八六	五,五八六	五,五八六	五,五八六	
上北郡	九,九二一	九,七五三	九,七五三	九,七五三	九,七五三	
下北郡	四,七三六	四,三九九	四,三九九	四,三九九	四,三九九	
三戸郡	一三,〇一七	一二,三四三	一二,三四三	一二,三四三	一二,三四三	
弘前市	二,八六五	二,七五五	二,七五五	二,七五五	二,七五五	
青森市	五,三三三	四,九五〇	四,九五〇	四,九五〇	四,九五〇	
合計	七二,七六八	六七,一八八	六七,一八八	六七,一八八	六七,一八八	
大正十四年	七二,六〇〇	六六,七九一	六六,七九一	六六,七九一	六六,七九一	
同十三年	七二,五三三	六六,二七〇	六六,二七〇	六六,二七〇	六六,二七〇	
同十二年	七二,四九二	六六,七六六	六六,七六六	六六,七六六	六六,七六六	
同十一年	七二,一八七	六六,八六八	六六,八六八	六六,八六八	六六,八六八	

學齡兒童就學猶豫及び免除

郡市	昭和元年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	備考
西津輕郡	△×	×	×	×	△×	△印は居所一ヶ年未滿分明ならざるものを示す
中津輕郡	△×	×	×	×	△×	
南津輕郡	△×	×	×	×	△×	
上北郡	△×	×	×	×	△×	
下北郡	△×	×	×	×	△×	
三戸郡	△×	×	×	×	△×	
弘前市	△×	×	×	×	△×	
青森市	△×	×	×	×	△×	
合計	△×	×	×	×	△×	

郡市	昭和元年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	備考
東津輕郡	一,二七三	一,二五七	一,二五七	一,二五七	一,二五七	
西津輕郡	一,〇四八	九九九	九九九	九九九	九九九	
中津輕郡	九〇三	八七八	八七八	八七八	八七八	
南津輕郡	一,四六五	一,四二七	一,四二七	一,四二七	一,四二七	
合計	三,三三二	三,一八〇	三,一八〇	三,一八〇	三,一八〇	

教育—地方教育概観

郡市	尋常科		高等科		合計
	男	女	男	女	
北津輕郡	九七九	一、〇四六	七二	三二七	一、三三二
上北郡	一、六三四	一、六〇〇	七五九	二九〇	一、八八二
下北郡	七三三	七〇八	三九一	二二一	一、一四五
三戸郡	二、〇三二	二、〇七八	一、二二六	五〇〇	二、六八八
弘前市	四六六	四四〇	二〇七	二二七	一、一四〇
青森市	八〇五	八三〇	五〇四	三九九	一、三〇九
合計	二、三三七	二、二五七	六、一五四	二、九六一	四、一八九
備考	× 五	× 四	× 五	× 六	× 二〇
大正十四年	× 二、〇二七	× 一、〇九三	× 六、一九五	× 二、七八	× 三、七一一
同十三年	× 一、〇七六	× 一、〇五八	× 六、〇六九	× 二、六八	× 三、二八二
同十二年	× 一、〇八四	× 一、〇六八	× 五、四四五	× 二、四九九	× 三、一八三
同十一年	× 二、六五五	× 二、五八八	× 五、二七一	× 一、九〇〇	× 三、四八三
備考	× 六	× 五	× 五	× 六	× 二二
小學校卒業児童	七三七	五九六	二〇六	九四三	一、六三二

三三二

郡市	尋常科		高等科		合計
	男	女	男	女	
南津輕郡	一、三二一	一、六〇〇	四二五	八八	一、七六六
北津輕郡	八四八	六五五	三〇〇	二二七	一、一六八
上北郡	一、一〇五	九三五	四九九	一〇九	一、七〇四
下北郡	六〇三	四八四	二〇三	八〇六	一、一〇九
三戸郡	一、六二二	一、四四〇	五五五	二二九	二、一七六
弘前市	四三六	四二六	一六四	三三九	一、二六五
青森市	三九九	五四八	二八三	九三	一、一七〇
合計	九、一九五	七、六八五	三、三三一	一、二七六	一三、二八〇
備考	× 七	× 九	× 三	× 三	× 二二
大正十四年	× 一〇、三二一	× 八、二七五	× 三、三三二	× 一、四九七	× 一三、四二五
同十三年	× 九、二二四	× 七、三三四	× 二、九七五	× 一、二四六	× 一二、〇九八
同十二年	× 九、三五四	× 六、三三〇	× 二、六九〇	× 一、〇〇〇	× 一二、〇一四
同十一年	× 九、〇六八	× 六、八三八	× 二、四五一	× 九九七	× 一二、〇六八
備考	× 五	× 五	× 四	× 五	× 一九
小學校児童出席歩合	一〇、三二一	八、二七五	三、三三二	一、四九七	一三、四二五
東津輕郡	九七三	一、〇三二	三三二	一〇八	一、三四三
西津輕郡	九七三	一、〇三二	三三二	一〇八	一、三四三
中津輕郡	九七三	一、〇三二	三三二	一〇八	一、三四三
合計	九、七三三	一〇、三二一	三、三三二	一、四九七	一三、四二五
備考	× 七	× 九	× 三	× 三	× 二二
大正十四年	× 一〇、三二一	× 八、二七五	× 三、三三二	× 一、四九七	× 一三、四二五
同十三年	× 九、二二四	× 七、三三四	× 二、九七五	× 一、二四六	× 一二、〇九八
同十二年	× 九、三五四	× 六、三三〇	× 二、六九〇	× 一、〇〇〇	× 一二、〇一四
同十一年	× 九、〇六八	× 六、八三八	× 二、四五一	× 九九七	× 一二、〇六八
備考	× 五	× 五	× 四	× 五	× 一九
小學校児童出席歩合	一〇、三二一	八、二七五	三、三三二	一、四九七	一三、四二五

教育—地方教育概観

三三三

教育—地方教育概観

青森市	九七、〇六	九六、一三	九六、四七	九六、二七	九六、三三	九六、三九	九七、〇八	九四、八二	九五、九	九六、五〇	九六、四七	九六、四九
合計	九七、三九	九五、二四	九六、三〇	九六、〇三	九五、〇三	九五、三三	九六、三三	九五、五一	九六、〇八	九六、三三	九五、三三	九五、三九
大正十四年	九六、七五	九四、四八	九五、六四	九六、三三	九五、五一	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八
小學校教員	九六、七五	九四、四八	九五、六四	九六、三三	九五、五一	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八	九六、〇八
備考	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

郡市	青森市	弘前市	三戸郡	下北郡	上北郡	北津軽郡	南津軽郡	中津軽郡	西津軽郡	東津軽郡
小學校本科正教員	男 二七 女 四	男 二六 女 二	男 二九 女 二	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一
尋常小學校本科正教員	男 四 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一
専科正教員	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一
准教員	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一
代用教員	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一
合計	男 二七 女 四	男 二六 女 二	男 二九 女 二	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一
大正十四年	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九	× × 一、二九 × × 一、二九

大正十三年	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四
同十二年	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四
同十一年	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四
備考	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小學校教員月俸平均額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

教育—地方教育概観

郡市	青森市	弘前市	三戸郡	下北郡	上北郡	北津軽郡	南津軽郡	中津軽郡	西津軽郡	東津軽郡
小學校本科正教員	男 二七 女 四	男 二六 女 二	男 二九 女 二	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一
尋常小學校本科正教員	男 四 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一	男 三 女 一
専科正教員	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一
准教員	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一
代用教員	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一 女 一
合計	男 二七 女 四	男 二六 女 二	男 二九 女 二	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一	男 二二 女 一
大正十三年	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四
同十二年	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四
同十一年	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四
備考	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小學校教員月俸平均額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

市町村	市		町		村		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
下北郡	4,347	4,000	5,637	4,857	6,456	4,500	4,000	10,456
三戸郡	4,800	4,500	5,800	5,500	6,500	4,500	4,000	11,000
弘前市	4,500	4,200	5,500	5,000	6,000	4,500	4,000	10,500
青森市	7,000	6,500	8,000	7,500	9,000	8,000	7,500	17,500
合計	27,194	25,200	32,400	29,857	34,500	28,500	26,000	62,500
大正十四年	23,400	21,500	26,000	23,500	28,000	22,000	20,000	48,000
同十三年	20,000	18,000	22,000	20,000	24,000	18,000	16,000	40,000
同十二年	18,000	16,000	20,000	18,000	22,000	16,000	14,000	36,000
同十一年	15,000	13,000	17,000	15,000	19,000	14,000	12,000	31,000
備考	附屬小學校を含まず							
市町村立小學校教員住宅	4,000	3,500	4,500	4,000	5,000	4,000	3,500	8,500

東津輕郡

市町村数

市町村数

住宅施設のもの

住宅居所

市町村数

住宅料支給のもの

市町村数

住宅賃借料支給のもの

市町村数

市町村	市		町		村		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
西津輕郡	2,600	2,300	3,200	2,900	3,800	3,500	6,600	6,300
中津輕郡	2,900	2,600	3,500	3,200	4,100	3,800	7,600	7,300
南津輕郡	3,200	2,900	3,900	3,600	4,500	4,200	8,400	8,100
北津輕郡	3,500	3,200	4,200	3,900	4,800	4,500	9,300	9,000
上北郡	3,800	3,500	4,500	4,200	5,100	4,800	10,200	9,900
下北郡	4,100	3,800	4,800	4,500	5,400	5,100	10,900	10,600
三戸郡	4,400	4,100	5,100	4,800	5,700	5,400	11,400	11,100
弘前市	4,700	4,400	5,400	5,100	5,800	5,500	11,900	11,600
青森市	5,000	4,700	5,700	5,400	6,100	5,800	12,400	12,100
合計	27,194	25,200	32,400	29,857	34,500	28,500	62,500	60,400
大正十四年	23,400	21,500	26,000	23,500	28,000	22,000	48,000	46,000
同十三年	20,000	18,000	22,000	20,000	24,000	18,000	40,000	38,000
同十二年	18,000	16,000	20,000	18,000	22,000	16,000	36,000	34,000
同十一年	15,000	13,000	17,000	15,000	19,000	14,000	31,000	29,000
幼稚園	1,700	1,500	2,100	1,900	2,500	2,300	4,800	4,500
保育園	1,500	1,300	1,900	1,700	2,300	2,100	4,200	3,900
幼児	3,200	2,800	4,000	3,600	4,800	4,400	9,000	8,400
入園者	4,200	3,800	5,100	4,700	5,800	5,400	11,600	11,200
保育満期者	1,000	900	1,100	1,000	1,200	1,100	2,300	2,200

教育—地方教育概観

三三七

教育—地方教育概観

大正十一年

備考・印は米國人設立に係るものにして日本の幼児を保育しあり而して之れは再掲せるものなり。

中等教育

(昭和二年三月末現在)

三三八

師範學校	種別	學級	教員		生徒		入學志願者		入學者		卒業者	
			有資格	無資格	有資格	無資格	一部	二部	一部	二部	一部	二部
男子師範學校		三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
女子師範學校		八	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計		一一	一一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大正十四年		九	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十三年		一四	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十二年		三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十一年		三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
青森中學校		三〇	三〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八戸中學校		三三	三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
野邊地中學校		二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
木造中學校		一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東奥義塾		三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計		七三	七三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

種別	學級	教員	生徒	入學者	卒業者
大正十四年	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
同十三年	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
同十二年	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
同十一年	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
計	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇

種別	學級	教員	生徒	入學者	卒業者
大正十四年	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
同十三年	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
同十二年	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
同十一年	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
計	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇

種別	學級	教員	生徒	入學者	卒業者
弘前高等女學校	三	三	三	三	三
青森高等女學校	三	三	三	三	三
八戸高等女學校	八	八	八	八	八
協成高等女學校	六	六	六	六	六
弘前女學校	八	八	八	八	八
黒石女學校	二	二	二	二	二
高等女學校	二	二	二	二	二
七戸女學校	二	二	二	二	二
高等女學校	二	二	二	二	二
三本女學校	三	三	三	三	三
高等女學校	三	三	三	三	三
計	三三	三三	三三	三三	三三

種別	學級	教員	生徒	入學者	卒業者
大正十四年	三三	三三	三三	三三	三三
同十三年	三三	三三	三三	三三	三三
同十二年	三三	三三	三三	三三	三三
同十一年	三三	三三	三三	三三	三三
計	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二

教育—地方教育概観

三三九



教育——地方教育概観

開校年月日 大正一一年四月七日(再興)  
所在地 弘前市下白銀町  
主なる職員 塾長笹森順造、教頭關權治郎  
教員池田國平、伊藤誠、駒井虎三郎  
私立協成中學塾  
開校年月日 大正一四年一〇月一日  
所在地 青森市浪打  
主なる職員 校長熊谷保吉  
私立弘前女學校  
開校年月日 明治一十九年六月  
所在地 弘前市坂本町  
主なる職員 校長エムヘレンラッセル、教員岩波淳吉  
私立協成高等女學校

開校年月日 大正十四年四月十六日  
所在地 青森市浪打  
主なる職員 校長熊谷保吉  
私立弘前和洋裁縫女學校  
開校年月日 大正一二年二月  
所在地 弘前市上瓦ヶ町  
主なる職員 校長柴田やす  
私立千葉裁縫女塾  
開校年月日 大正一一年一月三十一日  
所在地 三戸郡八戸町  
主なる職員 塾長千葉ケヲ  
私立八戸實踐女學校  
開校年月日 大正一一年八月四日  
所在地 三戸郡八戸町

主なる職員 校長奥寺貞  
私立弘前家政女學校  
開校年月日 大正一五年四月一日  
所在地 弘前市山道町  
主なる職員 校長小山内もと  
私立昭和女學校  
開校年月日 昭和三年四月一日  
所在地 青森市沖館  
主なる職員 校長柿崎平藏  
私立文化裁縫女學校  
開校年月日 昭和三年四月一日  
所在地 青森市柳町  
主なる職員 大澤くに

縣市町村公學費 (大正十五年度調)

校種	收			支		
	市	町村	計	市	町村	計
小學校	一三、七三〇	九、八五五	二三、五八五	四、四四二	三、一八五	七、六二七
師範學校	一七、〇六四	一、二五五	一八、三一九	—	—	一八、三一九
中學校	三、七二四	—	三、七二四	—	—	三、七二四
高等女學校	七、七六二	—	七、七六二	—	—	七、七六二
實業學校	—	—	—	—	—	—
實業補習學校	—	—	—	—	—	—
各種學校	—	—	—	—	—	—
計	三九、二七〇	一〇、一一〇	四九、三八〇	四、四四二	三、一八五	七、六二七

校種	收			支		
	市	町村	計	市	町村	計
青年訓練所	—	—	—	—	—	—
幼稚園	—	—	—	—	—	—
圖書館	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

縣市町村公學資産 (大正十五年度調)

年度	土地坪數		建物坪數		土地建物其他物品價格		積立金
	市	町村	市	町村	市	町村	
大正十四年	三三、二九〇	六、五六一	一、二二二	九、八三二	三、二九二	四、八四〇	四、八四〇
同十三年	三三、二九〇	六、五六一	一、二二二	九、八三二	三、二九二	四、八四〇	四、八四〇
同十二年	三三、二九〇	六、五六一	一、二二二	九、八三二	三、二九二	四、八四〇	四、八四〇
同十一年	三三、二九〇	六、五六一	一、二二二	九、八三二	三、二九二	四、八四〇	四、八四〇
昭和元年	七五、三六五	一三、九七二	一〇、九七二	一〇、九七二	一〇、九七二	一〇、九七二	三三、三九六
大正十四年	六四、二六四	一〇、二六四	九、五三三	九、五三三	九、五三三	九、五三三	二四、〇七四
同十三年	七四、八三三	一三、六八四	九、五三三	九、五三三	九、五三三	九、五三三	二六、七三三
同十二年	六六、五八九	一三、六八四	八、七八五	八、七八五	八、七八五	八、七八五	二六、七三三
同十一年	六四、二六四	一三、六八四	八、七八五	八、七八五	八、七八五	八、七八五	二六、七三三

公立中等學校教員俸給一覽 (昭和三年五月現在)

級別	學校長		奏任教諭		判任教諭	
	男	女	男	女	男	女
一級	—	—	—	—	—	—
二級	—	—	—	—	—	—
三級	—	—	—	—	—	—
四級	—	—	—	—	—	—
五級	—	—	—	—	—	—
六級	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

教育——地方教育概観



七級	二
八級	一
九級	一
計	六

代用教員

囑託教員

月俸	百圓以上	百圓未滿	九十圓未滿	八十圓未滿	七十圓未滿	六十圓未滿	五十圓未滿	四十圓未滿	三十圓未滿	計
男	五	九	〇	三	六	一	一	一	一	計
女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計
計	六	一〇	一	四	七	二	二	二	二	計

市町村立小學校教員俸給一覽 (大正十四年度)

種別	人員	總額	一人の月俸額
小學校本科正教員	一、二九三	六、八二一	一、〇三〇
尋常小學校本科正教員	三、四四一	一〇、五五五	一、〇三〇
正科正教員	一、九〇〇	八、三三四	一、〇三〇
專科正教員	九一五	七、六六六	一、〇三〇
准教員	一、七〇七	六、四三三	一、〇三〇
代用教員	三、四四一	四、八三三	一、〇三〇
計	一、二九三	三、四四一	一、〇三〇

師範學校長勤績加俸及公立學校職員年功加俸 (大正十四年度)

種別	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
縣立師範學校	一	一、〇八五	公立高等女學校	三	三、一四四	公立甲種實業學校	一	一、〇三〇
公立中學校	二	三、三三三	公立乙種實業學校	一	一、〇三〇	公立實業補習學校	一	一、〇三〇
公立高等女學校	三	三、一四四	市町村立小學校	一	一、〇三〇			
公立甲種實業學校	一	一、〇三〇						
公立乙種實業學校	一	一、〇三〇						
公立實業補習學校	一	一、〇三〇						
市町村立小學校	一	一、〇三〇						

學校衛生

青森縣學校衛生會は、児童生徒の健康増進の方法を講じ、學校衛生の振興を圖る目的を以て事務所を縣廳學務課内に設け、青森縣師範學校校長尾健字等四名創立委員となり、大正六年七月其の第一回總會を開いたのに端を發し、越えて大正七年六月二日學校衛生の改善を期する上に於て堅き結束を要するものあるに鑑み、總會の決議を経て學校衛生會と改稱して組織を改め以て今日に至つたのであるが、學校衛生に關する主なる法規を列記すれば次ぎの如くである。

- 明治三十年一月十一日訓令 學校清潔方法に關する件
- 明治三十一年一月十二日勅令 公立學校に學校醫を置くの件
- 明治三十三年三月二十六日訓令 學校生徒の喫煙に關する件
- 明治三十七年八月九日訓令 紫色鉛筆の使用禁止及び注意の件
- 明治四十二年九月九日訓令 學生々徒飲酒取締の件
- 明治四十四年九月二十九日縣令 催眠術取締規則
- 明治四十四年十月二十七日縣令 小學校設備規則
- 大正八年八月二十九日省令 學校傳染病預防規程
- 大正八年九月十九日訓令 近視豫防に關する件
- 大正九年二月二十一日省令 學校醫の資格及び職務に關する規程
- 大正九年四月二十日告示 青森縣學校衛生主事職務規程
- 大正九年七月二十七日省令 學生々徒身體檢查規程
- 大正九年七月二十七日訓令 學生々徒兒童及幼児發育概評決定標準
- 大正九年十月二十六日訓令 郡市町村立學校に置くべき學校醫の囑託及び解囑等に關する取扱手續

學校醫

小學校生徒の體育及び衛生に關する件

助教	一	一、〇八五	助教	一	一、〇八五
會導	一	一、〇八五	會導	一	一、〇八五
訓導	一	一、〇八五	訓導	一	一、〇八五
保母	一	一、〇八五	保母	一	一、〇八五
計	四	四、三三三	計	四	四、三三三

小學校	二
師範學校	二
中學校	四
高學校	六
女學校	六
實業學校	六
盲學校	一
啞學校	一
實業補習學校	一
各種學校	一
計	三〇

人員	延人員	年手當	一人の擔任最多
三〇	三〇	一八、三三六	九、二、三三
三〇	三〇	三、四四五	



教育——地方教育概観

三戸郡賣市小學校長  
北津輕郡榮小學校長  
上北郡六石小學校長  
青森高等小學校長

同 同 同 同

谷内 由松  
木村 豊太郎  
津島 毅文  
山内 元八

弘前時敏小學校長  
北津輕郡板柳小學校訓導  
中津輕郡玉成小學校長  
南津輕郡黒石小學校長

同 同 同 同

同 同 同 同  
山中 嵯峨之助  
工藤 大太成  
清野 直太郎  
大平 喜三郎

表彰小學校長

中津輕郡小澤小學校長

西澤 小太郎

右者昭和二年二月十七日ベスタロツチ先生の百年忌に當り、多年小學校教育に貢献したる件を以て、國民教育獎勵會より表彰状並びに純金製教育功勞徽章一個、ベスタロツチ先生の銅像を一個贈呈せらる。

中津輕郡小澤小學校長

西澤 小太郎

上北郡白石小學校長

和田 藤次郎

三戸郡扇田小學校長

松尾 圭輔

右三氏は昭和三年二月十一日小學校教育の功勞者として、青森縣普通教育獎勵規程に依り時計一個宛授與して之を表彰せらる。

成人教育

大正十五年文部省の委囑をうけ初めて成人

教育講座を青森市に開設し、次いで昨昭和二年に於て縣下數箇所と同講座を設けたが其の效果稍觀るべきものあるを以て、本年度は系統的に之れが計劃を策し大いに該教育の作興に努めつつある。即ち

一、青森縣主催成人教育講座

東郡今別村開設講座

八月二十三日 今泉社會教育主事

八月二十四日 佐々木商業學校長

八月二十五日 岩田技師

八月二十六日 鈴木社會課長

下北郡大奥村開設講座

八月十一日 今泉社會教育主事

八月十二日 佐々木商業學校長

八月十三日 細川技師

八月十四日 鈴木社會課長

二、文部省主催成人教育講座

期間並時間

本昭和三年七月一日より翌四年三月十日までの期間中其地方に於て適當なる日を選び十三回六十五時間を之れに充

つること。

場所並會場

西津輕郡木造町 木造中學校

北津輕郡板柳町 板柳小學校

上北郡七戸町 七戸實科高等女學校

下北郡大湊村 大湊小學校

其の要領

高等小學校卒業程度を基準とし、公民科、農政科、科學科に就き二十歳以上の男子及び十八歳以上の女子にして現に學校教育を受けざる一般成人中熱心なる希望者を募集して講座を設けることになつてゐる。

三、青森縣主催成人教育「婦人講座」

期間並時間

昭和三年七月一日より十一月末日までの適當なる日を選び五回二十五時間

場所並會場

東津輕郡中平内村 小湊小學校  
南津輕郡浪岡村 浪岡小學校  
三戸郡湊町 白銀小學校

司法

裁判所配置管轄區劃

東京					控訴院
千葉	浦和	横濱	東京		地方裁判所
	熊谷		八王子		同支部
千松一 佐宮本郷	秩熊 父谷	浦越 川越谷	横須賀 小田原	八王子 東京	區裁判所

司法——裁判所配置管轄區劃

東京						
前橋	宇都宮	水戸		八日市場	木更津	
	栃木	下妻	土浦			
新沼前 田田橋	栃足 木利	大字都 原宮	麻龍土 ヶ生崎浦	太木 田戸	八日市場 原場	北木更 津條

東京						
長野			甲府	静岡	高崎	
飯田	松本	上田		濱松	沼津	
伊飯 那田	上大 諏訪町	木松 曾本	岩上 村田	飲長 山野	谷鯨 村澤府	掛濱 川松
						下吉沼 田原津
						静岡 岡
						北中 甘之樂
						高之 嶽

名古屋											
富山			金澤			福井			岐阜		木本
	高岡			七尾			小濱		高山	御嵩	
廣島	出高岡	魚津	輪七尾	小松	小濱	敦賀	大野	武生	高山	御嵩	大八岐
	町岡	津山	島尾	松澤	濱	賀野	生井	山	嵩	垣幡	阜本

廣島

鳥取	岡山			山口			廣島		
	津山	高梁		下關	岩國		三次	尾道	吳
倉吉	勝津山	新高見	笠玉岡	船下木	岩國	萩山口	廣原	竹福尾	吳
吉取	山	梁	岡島	關	國	山口	次	原山道	

廣島

長崎	松山						松江			米子
	佐世保	島原		宇和島	西條	大洲		西郷	濱田	
平戸	佐世保	島原	大長村	宇和島	今西治	八大洲	松山	西郷	大益濱	今木松
平戸	佐世保	島原	村崎	島	條	濱洲	山	郷	森田	市次江

大阪

東京

大阪				京都			新潟				
				舞鶴	宮津		相川	高田	長岡	新發田	
明伊神	岸堺大	福舞	峰宮	關京			相川	糸高	六柏長	村新發	三新
石丹戸	和田阪	知山鶴	山津	部都			川	川田	日崎岡	上田	條湯

大阪

和歌山		大津	奈良	神戸			
新宮	田邊		五條	洲本	豐岡	姫路	篠山
德島	新宮	妙和歌	長彦水大	葛宇五	奈洲	豐岡	龍社姫
島	坊邊	寺山	濱根口津	城陀條	良	本岡	野路

名古屋

大阪

安濃津	名古屋			高知	高松	德島
	岡崎			中村	丸龜	脇町
山田	四日市			中村	安須高	脇町
山田	四日市	上松安濃	新豐岡	中村	安須高	脇町
田	野阪津	野阪津	城崎崎	村	藝崎知	川富

長崎									
大分	福岡				佐賀			武生水	
	小倉	久留米	飯塚		嚴原	福江	武生水		
佐伯	小田	八女	吉井	直飯方	唐津	伊賀里	嚴原	福江	武生水
白杵	行橋	柳井	久米	飯塚	武雄	伊賀里			
築分	小倉	女河	米	方塚	津	賀			

長崎									
宮崎	鹿兒島			熊本			竹田		
	大島	川内		天草	八代		日田	中津	竹田
都	大鹿	知加	鹿兒	天	人八	宮山御高	日	玉中	竹
肥	島	賢木	島	草	吉代	地鹿船瀬	田	津	田

宮城									
盛岡	山形				仙臺			那覇	
	遠野	酒田	鶴岡	米澤	石巻	古川			延岡
一ノ関	宮	酒	鶴	米	新山	氣登石	古	大仙	高延
水一ノ	古野	田	岡	澤	庄形	沼米卷	川	河原臺	千穂岡

宮城									
札幌	函館		青森			秋田			
	小樽		八戸	弘前		大曲	横手	大館	本荘
岩小	浦室	岩岩	八	弘	五青	大	湯横	大	本
内樽	賀蘭	見	戸	ヶ	所川	曲	澤手	館	莊
		都差	戸	澤	原森				能秋
		館		前					代田

札幌				
樺太	釧路		旭川	
	網走	根室		
眞	網	帶釧	根	稚曾名旭
岡原	走	廣路	室	内毛寄川

青森地方裁判所

青森地方裁判所は明治九年九月十三日太政官布告第百十四號を以て府縣裁判所を廢して全國二十餘ヶ所に地方裁判所を設置せられたとき初めて設けられ、青森裁判所と稱し同年十一月三十日開廳した、當時は青森秋田兩縣を管轄し宮城上等裁判所の管轄に屬して居つた、同十年三月二十九日太政官布告第三十五號を以て青森裁判所を弘前に移して弘前裁判所と稱し、管内に弘前、八戸、大曲、能代の四區裁判所が置かれた、

更に同十一年八月本莊に、同十二年九月五所川原、大館に區裁判所が設置せらる。その後明治十四年十月六日太政官布告第五十三號を以て裁判所の設置、管轄區域等が改正せられ、上等裁判所は控訴裁判所、地方裁判所は始審裁判所、區裁判所は治安裁判所となり、函館控訴裁判所の管轄に變更せられた、同年十二月二十八日八戸始審裁判所は弘前始審裁判所に合併せられ、新に八戸治安裁判所に輕罪裁判所を開くことになり又全國に四十一ヶ所の重罪裁判所が置かれ青森重罪裁判所は弘前始審裁判所管轄の地方を管轄することとなつた。

翌十五年一月八戸治安裁判所をして民事訴訟は始審裁判所の權限を以て裁判せしむることになり、翌十六年一月には始審裁判所に支廳が置かれ本廳と同一の權限が與へられた、同年六月弘前始審裁判所管内に餘ヶ澤治安裁判所が新設せられ西津輕郡を管轄せしめた。

その後明治二十三年十一月に裁判所構成法が實施され、同三十八年四月には宮城控訴院の管轄に變更せられ爾來當廳はその管轄の下に在る、大正二年四月野邊地、餘ヶ澤五所川原の區裁判所が廢止せられたが、

同六年九月再び五所川原、鯉ヶ澤に區裁判所が設置された、尙明治二十三年司法省令によつて弘前、八戸に青森地方裁判所の支部が置かれたが、同三十五年七月八戸支部に於ては裁判事務を取扱はない事になり、同四十年七月からは豫審事務だけを取扱ふことになつた、更に大正二年九月に弘前支部は民事、刑事の第一審を取扱ふに至り、同七年七月には八戸支部も弘前支部と同じの権限を有するに至つた。

現在の地方裁判所及青森區裁判所廳舎は明治廿三年の築造に係り、同三十五年中幾部の修繕を加へたることあり、昭和二年七月には陪審法廷及び陪審員宿舎を新築した、尙本廳構内に高等官々舎六戸、判任官々舎二棟四戸あり、別に市内榮町に高等官々舎二棟、判任官々舎二棟八戸ある、弘前、八戸の廳舎は共に大正三年中相前後して原因不明の火災に罹つて焼失したが何れも同年中、新築し、又五所川原廳舎には明治十四年鯉ヶ澤廳舎は同十七年に建築したもので官舎は八戸にのみ一棟二戸ある。  
現在の管轄區域は左の通りである  
青森地方裁判所—青森、五所川原兩區裁判所の管轄區域

區裁判所	管轄區域
同 弘前支部 (弘前、鯉ヶ澤兩區裁判所の管轄區域) 同 八戸支部、八戸區裁判所の管轄區域	同 區裁判所管轄區域
青森	青森市、東津輕郡、北津輕郡、上北郡、七戸町、野邊地町、天間林村、大深内村、六ヶ所村、浦野館
五所川原	北津輕郡、中津輕郡、南津輕郡、南郷村、新和村、畑岡村、中津輕郡、弘前市、津輕郡、清木村、堀越村、岩木村、西目屋村、船津村、西津輕郡、南津輕郡、南郷村、野澤村、黒石村、野澤村、鹿澤村、大杉村、富木館

八戸	鯉ヶ澤	弘前
三戸郡、上北郡、北津輕郡、三本木町、法奥澤村、藤坂村、四和村、六戸村、百石村、下田村、三澤村	西津輕郡	浪岡村、五郷村、六郷村、十二里村、常盤村、藤崎町、光田寺村、田舎館村、中郷村、山形村、猿賀村、尾上村、金田村、淺瀬石村、大光寺村、柏木町、竹館村、大光寺村、尾崎村、石川町、大鱒町、藏前村、碓ヶ關村

現在の職員(判檢事)は左の通りである。(昭和三年七月末現在)

青森地方裁判所	所長 民事部長判事 岡崎 善太 刑事部長判事 林 民恵 豫審判事(區兼任) 大澤唯次郎 同 堀川 信雄 同 阿部 勇 同 竹本 竹一 同 山田 正徳 同 宮崎 正己
八戸區裁判所 監督判事 加藤勇三郎 (兼青地八戸支部) 判事 岩住 固 同 檢事局 小林 傳松 其他、裁判所書記六七名、同雇員六五名 檢事局書記十六名、同雇員八名、供託局書記三名、同雇員一名、執達吏一〇名	

○歴代長官氏名

補任年月日	前任地	轉任先	氏名
明治九年	東京重罪裁判所	中御門經明	浦春暉
明治十年	宮城控訴院	町田直彦	牧山 矩
明治十三年	函館控訴院	中村公知	同
明治十九年	長崎控訴院	手塚吉康	同
明治二十九年	高松地方裁判所	五十嵐佐備	同
明治三十三年	山口地方裁判所	柳原 至	同

補任年月日	前任地	轉任地	氏名
大正四年	東京區裁判所	盛岡地方裁判所	福岡 豊和
大正七年	高松地方裁判所	盛岡地方裁判所	百島 一八
大正八年	名古屋控訴院	退	職
大正十二年	仙臺地方裁判所	死	亡
大正十四年	札幌控訴院	福井地方裁判所	内藤諒太郎
大正十五年	松本區裁判所	岡崎 善太	同
大正十七年	同	氏名	同
大正十四年	同	小田 勝興	同
大正十七年	同	小川 長秋	同
大正十七年	同	服部 明	同



對席判決 四五・一六件  
 關席判決 二七・四件  
 八戸支部其他事件對席一件は再審事件なり

地方裁判所刑事事件取扱件數

事件	裁判所	舊受	新受	計	判決	判決外の處分	其他	計	被告人員	未	中止	休止	計	被告人員	增減
第一審控訴	地方	一	三	四	三			三	三				三	三	
第一審控訴	地方	三	九	一二	九			九	九				九	九	
第一審私審	地方														
其他事件	地方														
其他事件	地方														
抗告	地方	二	一	三				三	三				三	三	
計	地方	三	十二	十五	十二			十二	十二				十二	十二	
計	地方	三	九	一二	九			九	九				九	九	
計	地方	三	九	一二	九			九	九				九	九	
計	地方	三	九	一二	九			九	九				九	九	
計	地方	三	九	一二	九			九	九				九	九	
計	地方	三	九	一二	九			九	九				九	九	

(昭和二年)

前年新受比較

總計 一八戸支部  
 備考 本表中の●印數は保釋請求事件にして二件は私訴事件の假差押申請書事件なり

豫審事件取扱件數

地方法	二	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
弘前支部	三	七	十	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
八戸支部	二	九	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七	一九	二五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
備考	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

區裁判所民事事件取扱件數

青森	三〇九	三〇一	六一〇	九二〇	三三三	三二八	三三〇	六六三	六六三	六六〇	三六	二〇〇	三〇三	三〇三			
川原	四〇八	三六一	六〇一	九二〇	三三三	三二八	三三〇	六六三	六六三	六六〇	三六	二〇〇	三〇三	三〇三			
計	七一七	六三六	一二〇一	一八四〇	六六六	六五八	六六〇	一三二六	一三二三	一三二〇	七二	四〇〇	六〇六	六〇六	八四	七三	減
備考	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			

前年新受比較









